

令和3年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 9月16日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 3 年 9 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問〔桑谷 覺議員・野村祐司議員・青田知史議員
保田 仁議員・穂積 力議員・中村俱和議員
八木幹男議員・山本賢一議員・増山和則議員〕
- 第 5 議案第 1 3 号 美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	高島和浩君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	栗原行可君
文化スポーツ課長	平間克哉君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	山下浩史君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	鈴木誠君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	富田敏博君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君
次 長 才川 育世 君

開会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝より定例会ご参集いただきまして、ありがとうございます。緊急事態宣言が延長されている中で、本町の一つの軸である観光という部分に目を向ければ、宣言中ではありますけども、やっぱりお客様には来てほしいという思いと、やっぱりその宣言中でもあり、なかなか難しい部分もあり、歯がゆい思いでいるところであり、また一方、干ばつの影響、農業に干ばつの影響が少し前から心配しているところであり、後ほど町長の行政報告にもありますが、ややという感じなんですけども、恐らく平均してややなので、ややじゃなくうんっていう方も多くいらっしゃるのではないかと思うところであり、何か打開策を色々と考えていかなきゃいけないのではないかという風に思っているところでもあります。

定例会の初日でございます。今日は一般質問、他ありますので、よろしく願いいたします。

開会及び開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和3年第4回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の方もご起立願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和3年第4回美瑛町議会定例会、議員全員の皆さまのご出席で招集を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より町行政に対しましてご指導賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます。

ただいま佐藤議長さんからのご挨拶にもございました、今年の夏、干ばつと高温が続き、農作物への被害が既に発生しているという状況になってしまいました。重ねてコロナ禍につきましても、2年目、未だ収束の目途が立たないという非常に苦しい状況が続いております。そのような中でございましたけれども、昨日、議員の皆さまにもご出席を賜りまして、第50回美瑛町開拓記念式典を挙行させていただくことができました。改めて、この美瑛町、長い間に幾多の困難、苦境があったと思います。その中で、多くの先人たちのご苦勞、工夫などで、その都度乗り越えてきたんだと、そして今日があるんだということを、昨日も改めて感慨深く思いをいたしたところでございます。今般のこの苦境につきましても、私たち、先人を習って乗り越えていかなければならない。地域の皆さま、議員の皆さま、町民の皆さまのお力をいただいて、必ずや乗り越えていかなければならない、そういう思いを抱いたところでございます。役場職員一丸となりまして、この苦境を乗り越えていく気概で今臨んでいるところでございます。引き続き、町議会議員の皆さま方のご支援とご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、今定例会にご提案申し上げます議案の要旨につきまして、ご説明をいたします。

議案第1号、美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定については、同特別措置法の施行に伴い、振興すべき業種に対する固定資産税の課税免除により、地域の持続的発展を図るため、本条例を制定するものであります。

議案第2号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、廃校となった学校施設の有効活用による地域振興を促進するため、本条例を改正するものです。

議案第3号、美瑛町立学校設置条例の一部改正について、休校中の五稜小学校の活用に向けて、北海道教育委員会へ学校廃止届を提出することに伴い、本条例を改正するものであります。

議案第4号、専決処分につきましては、令和3年度の美瑛町水道事業会計の補正予算につきまして、五稜浄水場における機器の故障に伴う修繕費を地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第5号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第3号）につきましては、市街地地区敬老会の中止に伴う代替事業として実施する敬老祝い記念事業、干ばつ被害対策としての苗木生産支援対策事業、白金観望線における転落防止柵改修事業などの追加などがございます。

議案第6号、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）については、6月の融雪及び暴風雨により被害を受けた白金頭首工施設の修繕に係る工事費用の追加であります。

議案第7号、令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、安定した配湯を行うための空気弁及び圧力計の取り付けに要する費用の追加、新型コロナウイルス感染症の影響により実施した減免措置による泉源使用料の減額に伴う一般会計繰入金の追加であります。

議案第8号、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第9号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施した、減免措置による下水道使用料及び水道使用料の減額に伴う一般会計繰入金の追加であります。

議案第10号、令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）については、心電図計の故障に伴う機器更新に係る費用の追加であります。

議案第11号、財産の取得については、スクールバスの取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

議案第12号、教育委員会委員の任命については、9月30日で任期満了となります、小杉英紀教育委員会委員の再任について、議会の同意をお願いするものです。

議案第13号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から7年度までの5か年を期間とした新たな計画を策定する必要があるため、議会の議決をお願いするものです。

議案第14号、名誉町民推薦審議会の委員の委嘱については、名誉町民の諮問に当たり、名誉町民に関する条例の規定に基づき、名誉町民推進審議会の委員の委嘱について、議会の同意をお願いするものです。

認定第1号、令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についてまでの8会計につきまして、監査委員の審査を終了したことから、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものです。

報告第1号は、令和2年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものです。報告第2号は、令和2年度において放棄した債権について報告するものです。

以上、議案14件、認定8件、報告2件についてご提案いたします。慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番保田仁議員と12番山本賢一議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

今野議会事務局長。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定の件について議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は本日から9月17日までの2日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの2日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。お手元の資料をご高覧賜れば幸いです。10項目でございます。

1点目、農作物の生育状況について（9月1日現在）でございます。水稻、並、馬鈴薯、小豆、てん菜についてはやや不良となっております。生育状況につきましては、こちらも先ほど佐藤議長様からご挨拶ありましたけれども、上川農業改良普及センター大雪支所の定期調査結果を参考にして作成しているものでありまして、この調査結果はそれぞれの作物の生育の良し悪しや、農作業の進捗状況の平年値と比較したものとなっております。したがって、この夏の干ばつの被害につきましては、収穫後の収量や品質など、実績が出た段階で、改めてご報告を申し上げたいと思っております。

2点目、令和3年度普通交付税の決定状況についてでございます。令和3年度における本町の普通交付税額は、表中の上から6項目、交付決定額でございますけれども、対前年度対比で1億3,388万9,000円増の46億690万5,000円となりました。なお、普通交付税等臨時財政対策債を合算した実質的交付税の額は1億8,212万7,000円増の48億2,549万1,000円となり、当初予算計上額との差引きで算出される留保財源は3,049万1,000円となりました。なお、普通交付税算定における主な制度の見直し状況ですとか、全国等の決定状況につきましては、資料に記載のとおりでございますので、後ほどご高覧を賜りたいと思います。

3点目、ガバメントクラウドファンディングの結果についてでございます。こちらは幻のアスパラ、ラスノーブル苗復活プロジェクトとしまして、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスなどを活用して、ガバメントクラウドファンディングを実施したところです。約3か月の募集期間中にポータルサイトでは193件で763万4,000円、郵送などでは、ふるさと会会員や連携企業を中心に、16件で69万9,000円、合わせて209件、833万3,000円と目標金額の800万円を超えるご寄附をいただいたところでございます。クラウドファンディングの当初、やや出足が鈍いなという感じをしていたところでございますけれども、終盤になりましてポータルサイトの方から、過去にクラウドファンディング等を行ったことのある方々に向けてのメールマガジンを送付をいただいたところ、大きな反響をいただきまして、無事に目標金額を超えることができました。改めてこのクラウドファンディングという取り組み、初めてさせていただきましたけれども、タイミングですとか、ターゲットを絞るということ、また、そこに発信していくということ、この辺の重要性を改めて学んだ貴

重なる機会となりました。多くのご寄附をいただきました町内外多くの方に心から感謝を申し上げます。

4点目、写真の寄贈について、2点でございます。1点目につきまして、寄贈者におかれましては平澤勇斗様（旭町2丁目）で、ご自身が撮影された写真作品2点をお受けをさせていただきました。多くの町民の方にご覧いただけるような場所で展示してほしいとのご希望がございましたので、図書館などで展示をさせていただいております。2点目の東京美瑛会からの写真のご寄贈でございます。東京美瑛会副会長の溝手修寛様が撮影された写真を8点ご寄贈いただいたところでございます。東京美瑛会様からは、コロナ禍にも負けず美瑛で奮闘している医療従事者や福祉施設の方々、また、治療で入院されている方々を元気づけたいというご趣旨のお話をいただいておりますので、町立病院や町内の福祉施設での展示を予定をさせていただいております。

5点目、パーティションの寄贈についてでございます。京都府久御山町で板金加工を営む株式会社新生工業代表取締役社長中山誠様から、フィルム型パーティション2台をご寄贈いただいたところでございます。こちらです、東京美瑛会の古本会長様からのご紹介もあったところでございまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として声もよく通るという機能の高いパーティションを2台、ご寄贈をいただきました。以上、ご寄贈いただきました平澤様、東京美瑛会様、株式会社新生工業様に心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

6点目、包括連携協定の締結についてでございます。株式会社トリドールホールディングス様と美瑛町農業協同組合様、そして美瑛町との間で6月25日に、三者による連携を締結させていただいたところでございます。今後、相互の資源を有効に活用した協働事業を実施し、美瑛町産品の販路拡大・販売促進に関する事など、7項目の取り組みについて連携をさせていただくことになりました。丸亀製麺さんを全国展開をされているトリドールホールディングスさんと、美瑛町農業協同組合さんが元々取引関係にあられたということで、美瑛町に対してもお声をかけていただいたという経緯でございます。そして早速、この連携協定に基づきます第1弾のプロジェクトといたしまして、7月16日、町立病院駐車場におきまして、トリドールホールディングス様からキッチンカーをご提供いただき、美瑛町農協様からご提供いただいた美瑛産野菜を使った、うどん、天ぷら等を医療従事者の方々に、お食事をいただいたところでございます。トリドールホールディングス様、美瑛町農業協同組合様、誠にありがとうございます。

7点目は、令和3年美瑛町はたちの集いの開催についてでございます。新型コロナウイルスの影響を受けまして、会期を延長させていただいていた、はたちの集いでございますが、8月14日に町民センターで51名の出席者をお招きし、開催をさせていただくことができました。

開催に当たりましては感染防止対策など、あるいはA I モニターによる検温や抗原検査などを実施した上で、皆さまのご協力をいただいで開催することができました。誠にありがとうございました。

8点目、水道管破裂による断水の発生についてでございます。発生日時は8月13日午後0時30分頃、発生場所につきましては、町道旭東通り線（旭町3丁目）となります。水道管の老朽化によりまして破損に至り、旭町地区の約45戸が断水をしたところでございます。直ちに復旧工事を行いまして、また、断水した世帯へはポリタンクによる応急給水を行わせていただいたところでございます。

9点目につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う行事等の中止についてでございます。（1）どかんと農業まつりから（7）東京美瑛会総会まで記載してございます。後ほど高覧を賜れば幸いです。

10点目、北海道議会議員竹内英順様のご逝去についてでございます。故竹内英順様は、昭和34年、美瑛町でお生まれになり、東京農業大学農学部林学科を卒業後、衆議院議員秘書などを経て、平成7年4月に北海道議会議員に当選されました。以来、連続して7期の当選を果たし、議会運営委員長や道州制・地方分権改革等推進調査特別委員長など歴任されるなど、北海道とふるさと美瑛の発展、振興、地方創生に終生、ご尽力をいただいたところでございます。町民からの信頼も厚く、私も多々ご指導を賜ってまいりました。我が町にとりましては、大切な宝のような存在の方でいらっしゃいました。去る7月9日未明、余りにも突然に61歳の天寿を全うされたところでございます。故竹内先生のご冥福を心よりご祈念申し上げます。

以上、行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。それでははじめに、8番桑谷覚議員。

（「はい」の声）

8番桑谷議員。

（8番 桑谷 覚議員 登壇）

○8番（桑谷 覚議員） 番号8番、桑谷覚、質問方式、回数制限方式。質問事項、道道十勝岳温泉美瑛線の交通安全対策について。質問の要旨、道道十勝岳温泉美瑛線は、起点が上富良野町吹上、終点が国道237号線と交差する美瑛町扇町の延長約30kmの一般道道です。この道道は言うまでもなく十勝岳望岳台や白金温泉街、青い池へと繋がる観光道路であるとともに、

美沢地区などの農畜産物の輸送や十勝岳噴火の際の避難路としてなど、多面的な機能を持った道路でもあります。

特に、青い池には多くの観光客が訪れ、コロナ禍以前は交通渋滞を起こすこともあり、最近では8月の連休にも多くの観光客が訪れていました。そういった中、痛ましい事故がありました。8月13日朝、道の駅びえい「白金ビルケ」付近の道道十勝岳温泉美瑛線と道道美沢上富良野線との交差点で出会い頭の事故があり、福岡県の女性が亡くなり、その他それぞれの車を運転していた男性2名も重症を負い、1名は美瑛町在住の方とのことでした。この交差点は、信号機が無く、道道十勝岳温泉美瑛線が優先道路で、町道美望ヶ原ビルケ線と道道美沢上富良野線側が一時停止となっていますが、徐行程度で完全に止まらない、あるいは無視する運転手も多く見受けられます。そういった中での痛ましい事故で、安全対策が急務と思います。道路管理者は北海道ですが、安全対策について、次の2点について伺います。

(1) 今回事故のあった交差点について、町として北海道や警察に対して安全対策等、具体的な協議や要望をしてみましたか。また、今後の事故防止に向けて、より具体的な要望を考えていますか。

(2) 今回の事故現場手前の道道十勝岳温泉美瑛線では道路拡幅工事が進められており、安全面を考慮し一刻も早く整備されることが望まれますが、今回の事故を踏まえて、町としてどのように要請していきますか。

質問の相手、町長。

質問事項2、無電柱化の推進について。質問の要旨、道路の無電柱化について、国土交通省では、①良好な景観の形成、②歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性の確保、③大規模災害が起きた際に電柱等が倒壊することによる道路寸断防止などの目的から推進を図っています。

美瑛町においても、無電柱化の取り組みは早く、本通りの無電柱化は、建築協定による建物の統一と相まって、美しい街並みをつくりあげ、新型コロナウイルス感染症拡大前には、多くの観光客が訪れ、商店街も賑わっていた記憶があります。また、最近では丸山通りも無電柱化され、拡幅された歩道により歩行者も安全に往来ができ、美瑛駅から一直線上に見える十勝岳も、より一段と美しい景観を形成していると思います。

無電柱化には莫大な経費がかかることは承知していますが、景観、安全、災害の観点から無電柱化の計画は道路行政を考える上では重要課題と考えます。例えば、町道丸山本町線が無電柱化されれば、各交差点での見通しも良くなり安全性の確保が期待できるとともに、冬の歩行も安全に往来ができ、災害時の電柱倒壊等による緊急車両の町立病院への搬送困難を回避することなどが期待できると思います。

高齢化が進む中、交通弱者と言われている高齢者、子ども達が安全に道路を往来できるため

にも無電柱化の推進が必要と考え、次の2点について伺います。

(1) 町内で無電柱化に取り組んだ箇所の効果について。

(2) 一例で取り上げた丸山本町線も含めて、今後の無電柱化の推進計画について。

質問の相手は町長。よろしくお願いします。

○議長（佐藤晴観議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 8番桑谷議員よりの2項目にわたります質問について答弁を申し上げます。

まず、質問事項1点目、道道十勝岳温泉美瑛線の交通安全対策について。本町における交通安全対策につきましては、これまで交通安全対策基本法に基づく美瑛町交通安全計画の策定や美瑛町交通安全条例を制定し、国や北海道、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図りながら、啓発活動の推進及び交通環境の整備等の総合的な対策に取り組んでまいりました。

そのような中、先般、道の駅びえい「白金ビルケ」付近の道道十勝岳温泉美瑛線と道道美沢上富良野線の交差点で、残念ながら痛ましい交通死亡事故が起きました。

道道十勝岳温泉美瑛線につきましては、青い池などの人気の高まりに連れて交通量が急激に増加していることから、議員御指摘のとおり、安全対策は喫緊の課題であると考えております。

1点目につきましては、当該交差点は、青い池や道の駅びえい「白金ビルケ」を訪れる観光車両の増加によって重大な事故が発生する懸念から、観光客に対する啓発活動を定期的を実施するとともに、令和元年7月には、旭川東警察署に対し信号機設置の要望書を提出したほか、道路管理者である北海道とも交通安全施設等の整備について協議を行ってきたところです。

先般の事故発生後、関係機関等による現場検証を行い、今後の事故防止に向けて、道道美沢上富良野線側交差点に「STOP、止まれ」の路面標示の設置や交差点付近に設置されている看板の移設撤去等を行うよう協議を進めているところです。

2点目につきましては、道道十勝岳温泉美瑛線は、十勝岳噴火の際の避難道路及び白金地区への観光道路として重要な路線であることから、北海道に対し道路拡幅工事の早期完了について継続した要望を行っていくとともに、関係機関及び関係団体が連携し、引き続き啓発活動の推進と道路交通環境の整備に取り組んでまいります。

質問事項2点目、無電柱化の推進について、お答え申し上げます。本町における無電柱化の取り組みにつきましては、本通土地地区画整理事業における街並み形成から始まり、直近では、丸山通り線の道路改良とともに無電柱化を実施しており、安全で安心な道路環境の整備や良好な景観の形成に努めてまいりました。

1点目につきましては、郊外では平成22年に北西の丘展望公園周辺の電気線、通信線の地中化を行い、観光スポットの修景に取り組むことで、交流人口の増加による地域活性化を図っているところです。

市街地では、平成元年から施工した本通土地区画整理事業において、ゆとりある街並みと歩行空間を確保するため、キャブシステムによる電線類の地中化を図り、また、平成26年から都市再生整備計画事業において施工した丸山通り線につきましては、無電柱化の実施に併せて歩道を拡幅し、歩行される町民や観光客等の安全性を確保するとともに、駅前から十勝岳を望む良好な景観の創出によって、市街地の周遊型観光が促進されているものと認識しております。

2点目につきましては、現在具体的な実施計画はありませんが、無電柱化は、防災や安全で快適な歩行空間の確保、景観形成の観点から有用と認識しております。一方で財政への負担など解決すべき課題もありますので、美瑛町景観計画、美瑛町地域強靱化計画、美瑛町都市計画マスタープラン等を踏まえ判断してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 8番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） 8番桑谷です。1点目、平成29年10月2日に町内美沢で発生した交通死亡事故以降、令和2年6月29日に交通死亡事故がゼロで1,000日を達成して、北海道中央警察署とか旭川東地区交通安全協議会から表彰状が送られた訳でございます。警察の交通担当者の話によりますと、警察が交通取締り一生懸命やっても限界がありまして、やっぱり地域の皆さん、自治体、交通安全運動に携わった人たちの協力がなければ交通事故は減らないと、そう申してますが、町長はどう思いますか。

今回の事故が起きた場所、私も行ってきましたが、交差点の付近の見通しがきくように看板の撤去に取り組むと答弁をいただきましたが、特に、美沢上富良野線交差点付近は、樹木による見通しがきかないような気がします。道路管理や所有者の確認や景観上の問題もあるかと思いますが、樹木の剪定や伐採も積極的に進めてもらうよう関係機関に重ねて要望してはいかがですか。

また、私もあそこ見ましたけど、止まれの標識がインパクトはものすごく薄く、やっぱり止まれって高いところに地上に止まれとか、答弁にありますけど、路面に止まれ、ストップ、もう今はないですが、そういうのを例えば、消防署の交差点は止まれ、路面にストップ、そういう表示がしてあって、あそこはもう両側も必ず止まっておりますので、ああいう標識を、ぜひ強く要望していただきたいと思います。

2点目、申し上げます。コロナ禍以前は夏休みやお盆の頃、青い池の交通渋滞の情報がラジ

オなどに流れ、ひどい時には美沢22線付近から交通渋滞で路線バスなどの運行にも影響を与えるほどで、その後、解消策として、町では池の駐車場と、それに繋がる町道の整備を図ってきたと思います。合わせて、北海道に対して道幅の拡幅工事の要請を行い、昨年一部、26線から工事が始まって、ビルケの森まで工事を進めておりましたが、今年はいつ頃から工事が始まるか、お分かりになったらお伺いします。

また、今回の死亡事故を受けて早急に完了を目指すべきで、今一度、町長から北海道へ重点的に取り組む箇所だという要望を強くしていただきたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、再質問にお答えをさせていただきます。まず、交通事故対策でございます。議員ご指摘のとおり、また、警察関係者のお話のとおりでございまして、交通死亡事故、警察関係者の皆さまのお力は大変大きいですが、のみならず、地域の皆さまが連携することで、より事故を防いでいけるということは、議員ご指摘のとおりであると私も認識しております。交通安全指導員さんをはじめ、多くの町民の方々が美瑛町内の交通安全に向けた取り組みに日頃からお力をいただいております。そのような皆さま方に感謝を申し上げるとともに、行政といたしましても、今後ともご協力をさせていただき、共に安全なまちづくりを更に進めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。そういうような中で、しかし残念ながら発生をしてしまいました今回の痛ましい事故でございます。事故の後、関係団体、関係機関、集まりまして、現場の方を視察をしているところでございます。様々要因はあろうかと思いますが、現場検証の中で出てきた話によりますと、交差点前後に多くの看板類が出ていると。一時停止標識のみならず、観光地を案内する、誘導する、そういう多くの看板がありまして、運転者の視線が、それらの看板の方に行ってしまう、交差点の危険性に対する認識が薄れてしまったという可能性があるという一つの結論にも達しております。そういうことも受けまして北海道も、また、美瑛町も関係する看板につきましては、既に撤去したのもございますし、撤去できるものにつきましては今後随時、撤去していこうということになっております。

そして、議員ご指摘をいただきました、ストップという路面の表示につきましても、大きく止まれ、ストップという表示をしていこうということで、関係機関との間で話がただいま進んでいるところでございます。ただ、信号機につきましては、現段階では設置という意向までは至ってございません。先ほど答弁申しましたけれども、美瑛町といたしましては、信号機の設置を要望したところでございまして、美瑛町の立場としましては、今後とも信号機の設置を含めて、安全対策を図っていただくように強く要望してまいりたいと思います。

また、議員ご指摘いただきました見通しの悪さ等もございますので、こちらにつきましては、

北海道に見通しを良くするよう、木の伐採などについても、合わせてお願いをしていくという運びになってございます。

あと、道路拡幅の取り組みについてでございます。道路の工事状況につきましては道道でございますので、私ちょっと今細かい情報入ってございません。申し訳ございません。確認をさせていただいていこうと思います。それと、ここの道道の拡幅がこの地区にとりましての安全を確保するという重要な、重大な点であるということ認識はもちろん持っておりますし、そこに基づいて道に要望してきた経緯もでございます。今後とも安全性を確保していただけるよう、一日も早く拡幅工事が進み、管理をするよう、道に対して要望をしてまいりたい、そのように考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 8番桑谷議員。

○8番(桑谷 覺議員) 8番桑谷です。再質問します。あそこの道の駅と、パークゴルフ場の町道美望ヶ原ビルケ線交差点付近、昔からあるパークゴルフ場の駐車場の入口が2か所あって、1か所閉じて、奥側の1か所にしてると思いますが、やはり反対側の道の駅側の方もいろいろ出入りがありますけど、あそこ交差点近くなので、道の駅の方は障害者専用にして、他の車はみんなあのパークゴルフ場の方の入口に停めたら、私は良いんじゃないかという考えでございます。あそこはバスなんか入る時はすごく混みますので、道の駅側の駐車場を1か所にしたらどうかという考えでございます。

また、私も1週間に3回ぐらい白金方面に行きますけど、青い池の入り口のところに看板があるんですね。青い池から出てくると、白金に向かっているのとちょうど交差点にあって、あの看板がちょうど車と同じ高さにあって、ものすごく見づらいんですね。青い池から出てくる車と、白金に向かう、この青い池入り口という看板がね。あれもっと高くするか、何かちょっと交差点の側にあるものですからね。ちょうど遮るところにあるんですね。冬になったら本当に困るんじゃないかと思います。道道の道路管理者の看板っていうのはものすごく高いんですね。やっぱり高くした方が私は良いんじゃないかなという考えでございます。

次、2点目の、拡幅工事が進められていますが、もし、今回の交差点の改良工事が含まれているのであれば、例えば、道道十勝岳温泉美瑛線から道の駅に入る箇所に左折帯を設けたり、反対に、町道美望ヶ原ビルケ線や道道美沢上富良野上富良野線に右折専用レーンを設け、交差点の混雑時の車両分散を図ることが期待できると思います。拡幅工事で道路が広がりますとね、そういう面で道路管理者や警察と協議してはいかがかなと要望するものです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、大きく3点のご質問と承っております。パークゴルフ場の駐車場、

2か所ございまして、そこに、体のご不自由な方用と別に1個ずつ設置せよというお話だと思います。今まで確かに議員おっしゃるとおり、障害者用の駐車スペースという考えは持たずにやってまいりました。その中で、今般の事故がパークゴルフと関係するかどうかは不明でございますけれども、車両通行の多い地帯でございますので、より安全な通行、駐車を図るためには、どのような手立てが有効になるのかということの観点から、ご指摘いただきましたので、体のご不自由な方が利用しやすい、安全に停めることができる、そのような駐車のあり方について、検討させていただきたいと思っております。

青い池周辺の入口の看板でございますけれども、現状どのような見え方に、視点がどのようになっているのか改めて検証をさせていただきます。これまでのところ、現在の位置で問題ないという観点から、現状の設置状況になっている訳でございますけれども、交通量が増えている等の現状を踏まえまして、改めて交通量の多い時期、どのような見え方がしているのか、どのように視界を、あるいは遮る恐れがあるのか、多角的な面から検討させていただきまして、改善の必要性が認められれば、改善をさせていただきたいと思っております。

道路拡幅につきましては、道路管理者、北海道のお考えがあるところでございますけれども、地元として一番最初のご質問の中でもありましたけれども、地域自治体としても交通安全にどのように関わるのかというところでございました。そのとおりだと思いますので、美瑛町といたしまして、このような形状にしていれば、地域、町は安全を確保できるというところを北海道警察、関係団体に要望してまいりまして、安全な道路環境を整備できるよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） 次は、無電柱化についてお伺いします。1点目の質問ですが、無電柱化は国が率先して推進しているので、地方自治体が整備を進める上で、国からの補助金や地方交付税等の財源を充てるべきだと思いますが、災害に強いまちづくりにおいては、一つの方策だと思います。

美瑛町では、無電柱化は先進的で、災害面もそうですが、美しい景観まちづくりの観点からも積極的に取り組んできたと思います。新栄の丘展望公園の前後や北西の丘展望公園は、景観の配慮から無電柱化されてきましたが、今後においても、郊外の景勝地や視点場付近での地中化や、また、地中化より工事費が安いと思われる通信線への共架など考えてみてはどうでしょうか。

また、無電柱化の整備には莫大な経費がかかると思います。合わせて、道路改良工事も交付金事業が少なくなってきた中では大変だと思いますが、日本で最も美しい村を目指す町としては、ぜひ積極的に無電柱化を推進してはどうですか。今一度、町長のお考えをお聞かせください。

さい。

2点目の質問ですが、丸山本町線は、沿線に町立病院、消防、町民センター、J Aびえいなどがあり、町の中でも車両、歩行者の交通量が多い路線だと思いますが、片側の歩道植樹帯には大きく成長した白樺や焼石があり、夏には花粉が舞い、秋には落ち葉、冬には除排雪にも支障を来し、沿線住民の利便性や、通学路でもあることから、通行の支障を来してると考えます。街路樹が大きくなり過ぎて街路灯を覆い被さっている状況で、防犯上もどうなのかと思います。

また、丸山本町線の関連で、無電柱化から若干離れますが、安全面でちょっとお話しさせてください。消防署がある中央通り線と交差点のところですが、薄皮工場があった箇所の道路が凍上で隆起しているところがあり、危険な交差点になっています。聞いたところによると、今の道路の形の道路改良工事の際、精密機械があり、工事の振動を懸念されるその区間だけが道路の改良工事が行われていないと聞いています。路線バスも通る区間なので、改良工事の検討を合わせてお願いしてほしいです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、無電柱化につきましての再質問にお答えをさせていただきます。無電柱化につきましては、議員ご指摘のとおり、国も推奨しております。そのことを受けまして、私もこの美しい村、美瑛町、無電柱化は必要な町であると認識しておりますので、計画的な整備を図ってまいりたいという風に思っております。ただ、財源の方がですね、無電柱化するからということで自動的に国から財源があるという訳ではございません。そこが国が推奨しておいて、どうなんだという思いは個人的には思っているところでございますけれども、財源を含めた中で検討させていただきたいと思っております。美瑛町の都市計画マスタープラン、令和2年度から10年間を計画期間としております第2次都市計画マスタープランの中では、無電柱化についての言及もございまして、緊急輸送道路などに必要に応じて無電柱化を進めるという風に、この計画の中でも位置付けられております。先ほどご指摘をいただきましたとおり、町立病院の周辺を含めまして、緊急輸送道路など、無電柱化の効果が大きく期待される幹線道路につきまして、計画的に進めてまいりたいなと思っております。無電柱化の推進に関する法律がございまして、その中で市町村には、無電柱化推進の計画を作成せよと、努めようという規定もございます。このような計画を策定することによって、より計画的で財源負担も少ない、整備のあり方が図れるかなと思っております。また、防災面だけではなくて、景観面からも、景勝地のこの丘の景観を守るための無電柱化ということも、美しい村美瑛町にとりましては非常に重要なことであると認識しております。いずれにいたしましても、無電柱化は町だけでできるものではなくて、電気通信事業者さん等々の協力もいただきながら進めることでございますので、関係機関と協議を進めながら、しかし、マスタープランにも則って着実に実現

を図ってまいりたいという風に考えているところでございます。

また、ご指摘をいただきました、街路樹ですとか、路面の隆起部分があるよというご指摘でございます。これまでも道路環境につきましては、パトロールを含めて行っておりまして、必要箇所の修繕については適宜行ってきてございます。今回ご指摘をいただいたことも受けまして、街路樹の状況、隆起の状況等をもう一度確認をさせていただき、早急なる処置が必要であると判断したら、改修、修繕に努めてまいる所存でございます。よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 8番桑谷議員。

○8番(桑谷 覺議員) 8番桑谷です。再質します。1点目の質問でございますが、丸山通り線も無電柱化され、私の家の前も整備されて良くなったと思います。歩道も広くなり、自転車歩行者兼用道路なので、歩行者等安全に往来できています。大変良くなっていると思います。そして、7月初めだと思いますが、役場前の民間の空き家解体現場で、強風により足場が道路側に倒れた事故がありました。登校・出勤時間でしたが、幸い事故に巻き込まれずに済みましたが、もし、丸山通り線が無電柱化されてなければ、どうだったでしょうか。電線を切断し、多くの世帯が停電状態になったのではないのでしょうか。今回、夏場の事故でしたが、万が一、冬にこの様に電線の切断、電柱の倒壊があったら、暖房確保などの問題が発生するのではないのでしょうか。そういった面でも、災害に対して無電柱化は必要であると思います。この間、白バイが違反車を追いかけて、違反車が電柱にぶつかって、電柱が倒れて、白バイがその倒れた電柱に頭打って亡くなったという、そういう事故がありましたので、やっぱり無電柱化は大事だと思います。

次、2点目の質問でございますが、丸山本町線にこだわるのは、もう一つ、先ほども申し上げましたが、公の施設が点在していますが、夏場、カラスが群れをなしており、夜、街路灯に集まる虫を捕食したり、電線にとまりフンをするため、歩道がフンだらけになっています。役場前もそうでございますが、日中でも電線に止まっているカラスのフンが落ちてくるため、歩行者は道路に降りて歩くという危険な場所も見受けられます。そういった道路の管理面からも無電柱化は必要だと思いますが、今一度、町長の考えをお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、無電柱化の必要性につきましては、私も重々承知をしておりますし、可能なケースについて、一刻も早く、僕としては実施していきたいなという思いを持っている事業でございます。本町も、無電柱化を推進する市区町村長の会という全国の会がありまして、そのメンバーにもなっております。こういうような活動を通して、無電柱化、一日も早く、実現するよう取り組んでまいりたいと考えております。先ほどもご指摘いただきました

けど、道路改良工事に合わせて実施していくというのが一番現実的な方策だろうなと思っております。その際に、先ほども申しましたけれども、電気通信事業者さんと事前に協議を深く進めまして、協力をいただきながら、共に地中化に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、道路上の衛生関係面のご指摘も頂戴しました。これまでも道路清掃努めてはございますけれども、カラス等、自然の野生動物、自然動物につきましましては、その年々の天候・気象様々な要因があって、その年ごとに被害の出方も違うのかなという風に思いながら聞かせていただきました。臨機応変に、細かく現状を見ながら、衛生的な道路環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤晴観議員） 8番議員の質問を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時29分）

再開宣告（午前10時40分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、10番野村祐司議員。

（「はい」の声）

10番野村議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 番号10番、野村祐司。質問方式、時間制限方式。質問事項、質問の要旨の順に述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、深刻な干ばつ害等を克服する農畜産再生産支援について。本年6・7月の北海道は記録的高温と少雨になり、札幌管区气象台によると1946年の統計開始以来、月降水量の少なさでは1位となり、農業を主幹の産業とする美瑛町においても高温、熱波は例外ではなく、美瑛アメダスによる7月の降水量はたった7mmと昨年の約1割程度で、これらを裏打ちするようなデータが示されています。本年3月道議会でも「気候非常事態宣言」を採択し、道民一丸となって強い決意で取り組むことを示しています。

さて、美瑛町民の皆さんの所得確保や経済振興の基礎となる農林商工観光を中心とする産業はコロナ禍における人流の抑制策が国策の下で宣言され、痛烈に経済的な打撃を全国に及ぼしています。未だに先行きが見通せない不安が地域に広がり、産業という屋台骨が大きくぐらついています。本町でもコロナ禍における農畜産物の消費低迷、米価格の低下、高温・干ばつによる農畜産物被害は必至で、主幹産業の農業では次年度への営農継続に不安が渦巻いています。先に示された食料自給率はカロリーベースでやっと37%となっており、日本人の胃袋が輸入によって満たされるいびつな構造改革は国が率先して進めることを願うものの、温暖化による生産基盤・土地改良、かんがい施設や農業技術革新は地方の力では限界がありますが、持続可

能な営農の継承に向け、一定程度の行政による政策支援は不可欠と考えるものであり、次の点を町長に伺います。

(1) 記録的な高温、少雨による農業被害に対する耕種畑作・酪畜生産への持続可能な再生産の考え方について。

(2) 連年の気象災害を克服する農業所得確保対策の自賄対策に対する共済制度、収入保険制度への加入促進に対する負担軽減策について。

2、生活に接近する害獣、予見されるヒグマ害の対策について。道はこのほど、北海道ヒグマ管理計画の素案をまとめ、その一部が公表されました。改訂の本旨は「市街地のクマ駆除、出没地区への警報発令」などとするもので、出没情報を頻繁に地域住民の皆さんから寄せられる中であって、生息地に隣接して生産活動や生活をする住民にとっては決して迅速な対応とは言えないものの、人命尊重の立場から早い対策を望むものであります。

令和2年度のヒグマ推定生息数は11,700頭で、春グマ駆除を廃止した1990年度の5,200頭からほぼ倍増したと指摘され、保護に重点を置いた施策の結果、個体が増え「人の生活域」への出没や人身事故の増加に繋がっています。令和3年度は記録が残る昭和59年以降最多人数の11人が死傷し、専門家からは道が積極的に関与を求める声が相次いでいるが、市街地での銃駆除をめぐる法的な制約もあり、実効性のある対策にこの素案が活かされるか疑問が残っています。

さて、大雪山系十勝岳に最接近して農業生産活動を行う農業者からヒグマの目撃情報が頻繁に寄せられ、生息数の増加を裏打ちするような事象が現実にあります。今年2月に農林課がまとめたヒグマの捕獲頭数によりますと、令和2年までの過去3年間の捕獲頭数は平均10頭前後。何よりも命を脅かす害獣の存在に怯えながら生活・生産活動する地域住民の不安を抑える取り組みが行政に求められています。そこで、法の狭間で容易ではない駆除について、町長の考えを伺います。

(1) 人身被害防止を目的とした注意・警報の発令告知について。

(2) 駆除を全面依頼している道猟友会旭川支部美瑛部会の組織支援と捕獲技術者の育成について。

質問の相手はいずれも町長でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 10番野村議員さんよりの2項目にわたりますご質問にお答えさせていただきます。

質問事項1点目、深刻な干ばつ害等を克服する農畜産再生産支援について、答弁申し上げます。今夏、北海道で発生した「100年に一度」とされる異常な干ばつは、農作物へ甚大な被害をもたらしており、その影響は本町においても同様で、少雨と高温によって全ての農作物に被害を及ぼし、種類によっては壊滅状態のものもあるなど、まさしく災害級の被害と言っても過言ではありません。

議員御指摘のとおり、昨年来のコロナ禍による農畜産物の流通の停滞や価格の低迷なども重なり、生産者は二重苦に見舞われ、大変厳しい状況にあります。こういった苦境の中においても、未来に向けた前向きな生産者一人一人の御尽力が、本町の基幹産業である農業を守るものと考えており、その克服のための支援を現在検討しているところです。

また、国や北海道に対しましても、この窮状を訴え、その対策を要請しているところです。

1点目につきましては、記録的な干ばつ被害により、本年度の農作物の減収は避けては通れないものと考えており、また、次期作に向けた種子馬鈴薯等の種子の供給への影響も懸念されております。これら耕種畑作の収穫状況や酪農の生産状況などにつきましては、早期に全体を把握し、関係機関及び関係団体との連携を図りながら、次期作に向けた総合的な支援を検討してまいります。

2点目につきましては、国の対策として、収入保険、農業共済、ナラシ対策等があり、災害等に対する所得確保対策として有効であると考えております。これらの対策には国の補助金が充当され、加入者の掛金軽減にもつながることから、有効に活用いただけるよう関係機関と連携を図り、保険制度等の周知及び加入促進に向けて取り組んでまいります。

質問事項2点目、生活に接近する害獣、予見されるヒグマ害の対策についてでございます。ヒグマに関する通報件数は年々増加しており、個体数の増加による影響を痛感しているところです。この要因としましては、議員御指摘のとおり1990年に廃止となった春熊駆除や近年のヒグマ狩猟頭数の減少などにあると考えております。

ヒグマは保護鳥獣であるため、駆除期であっても問題個体と判断されなければ駆除ができず、また、熊肉の活用方法も少ないことから、狩猟頭数が減少傾向にあり、狩猟者全体の高齢化とも相まって個体数が抑制されず、増加するヒグマ害への有効な対策に苦慮しております。

1点目につきましては、人畜被害は是が非でも防がなくてはならない課題であり、そのためには町民の皆さまの協力も欠かせません。ヒグマ対策で重要なことは「出会わない」ことであり、そのためには餌となる誘因物を適正に管理していただくこと、野山へ入る際は鈴やラジオなど音が出る物を携行していただくことなど、ヒグマに出会わないための注意事項について、広報紙やホームページ、フェイスブックなどにより周知しております。さらに本年7月からは、直近の出没情報をホームページに公開し、より広く注意喚起を行っているところです。また、人家や家畜舎付近でのヒグマの出没に対しましては、猟友会によるパトロールはもとより、出

没を知らせる注意看板の設置、行政区や学校等の関係機関との情報共有などによる安全確保に努めており、仮に市街地など銃器の使用ができない区域に出没した場合につきましても、警察等との連携体制による封鎖対策を整備しているところです。

2点目につきましては、町独自に銃所持及び狩猟免許の取得に係る費用の一部を助成しており、本町の猟友会は、近隣町村の中で最多の会員数を有し、30歳以下の若年会員も5人在籍しております。しかし、若手会員のヒグマの狩猟経験が浅いことは否めないため、熟練会員による指導や研修会等を行うなど、安全な狩猟が可能となるよう時間を掛けて担い手育成に努めてまいります。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 再質問いたします。よろしくお願いたします。まず、1番目の質問のところでございますが、今の言う温暖化という部分については、北海道の産業構造を大きく変えている問題だという風にも指摘のとおりであります。農業以外では、例えば、えりも町付近では、今の盛んの秋サケ漁がブリに変わってしまったり、網走もそうっていう風に聞いております。漁業の産業構造が大きく変換してる。それから、北海道でいえば、前段、町長からも報告がありましたが、農業被害については本当に、もう人の手ではどうもならないというような状況に来てるっていうのが今の実感するところであります。例えば、大きく被害を受けているのが、馬鈴薯、それからビートにおいては、もう減収はもう免れない。減収イコール所得になりますので、特に、寒冷地作物のエースと言われていた馬鈴薯、さらには、ビートなんかは、もう何か今年はまだ沖縄で種を蒔いたみたいな感じで、そのような状況というのが今の実態であります。

そこで、非常に難しい、いずい問題であるとは分かりながら、ちょっと再質問させていただきますが、今回のその産業を支える、美瑛町の経済を支える産業がこのような状態であるということで、もう少し画期的な答弁をちょっと期待はしていたんですが、今後の推移を見ながら、それぞれまた再生産支援を考えるとということで答弁をいただいておりますので、これをよろしくお願したいと思いますが、それではその再生産支援という部分は、どのようなところを今のところ考えているのか、これについてまずお伺いをさせていただきます。関係団体との連携という前提がありますので、それらを踏まえて今のところお考えがあればお伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、先ほども答弁申しましたけども、この夏の干ばつと高温は、まさに文字どおり僕は災害であると思っております。そういう思いで国・道とも会合等で会う機会

がありましたら、その思いを伝え、自治体だけで解決できる、そういう被害ではない、国・道からの支援も是非ともお願いしたいという働きかけをしているところでもございます。ただ、国・道の支援を待ってる訳にもまいりません。美瑛町といたしましても、基幹産業の農業を持続可能なものとして、時期作、来年も作付をしていただき、持続的な農業を図っていただくためのご支援を全力で取り組んでまいる、そういう決意でございます。ただ、現状まだ収穫が全部終わってない状況でございます。馬鈴薯、ビート、タマネギと小玉傾向にあるですとか、被害の状況の方は、明らかになりつつありますけれども、全ての収穫が終わっておりませんので、まずはそこを見極めさせていただきたいと思います。ただ、既に現時点から美瑛町農協さんをはじめ、関係団体との協議は既に進めておりますので、今後の収穫状況、被害状況などを見ながら、有効な支援策について、関係団体と共に協議を進め、被害が早期に把握でき、分かりましたら、早急なる手立てを打ってまいりたいと考えてございます。

そういう訳でございます、今、確定的にこういうものとこういうものを支援をさせていただくというところまでは至ってはございませんけれども、参考までに、今調べておりますと、過去の農作業の被害におきまして、穀類乾燥調製施設の利用料の助成ですとか、肥料代の支援、種子馬鈴薯購入費の支援、利子補給など、これまでの美瑛町が様々、支援策を講じてきた経緯もございます。このような過去に美瑛町が行ってきた支援策をも検討に入れながら、今年この大きな被害に対する有効な支援策を講じてまいりたいと考えております。また、畑作だけではございませんで、酪農関係、特に、二番草、デントコーンの不作、こちらに対する被害というものも、既に明らかになっている訳でございます、畑作、酪農を含め、美瑛町農業をお支えする、その方策について早急にまとめてまいりたいと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 過去を踏襲しながらそれぞれ検討するという町長の力強い考え方を伺いましたので、もちろんこれは天変地異ですから、美瑛町にどうするのこうするのと非常に言いづらいところもあるんですけど、これはやっぱり、国や道がきちんと再生産支援をするというようなところで、他の団体もするようでありますから、それにももちろん期待するのでありますけど、やはり町として今のような過去を踏襲してということでは真水に近いものを投入するのであれば、やはりその勢いのある再生産というかね、逆に分かりやすく、これ町の支援の部分ですよっていう風に分かりやすく、その支援の内容を告知すべきだと考えておりますが、これについて町長の考えをお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、おっしゃるとおりでございます、町がその基幹産業である農業

にどう対峙して向かってどう関わっているのかという姿勢をお示しするという意味でも、勢いのある施策事業というのが生産者の皆さまから望まれているのかなという風に受け止めております。過去の事業内容、過去を踏襲するという訳ではございません。これまでやってきたものがどういうものであり、その事業がどういう効果を生んだのかということも踏まえて検討させていただきながら、しかし、この干害、高温というのは、恐らく過去に例のない害であろうと思いますので、この特殊性、今年の特異性を鑑みて、いかに有効で効果的な支援策を講じることができるのか、早急に詰めてまいり、そして、生産者の方々にお示しをしていきたいという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 次に、自賠対策についてお伺いをさせていただきます。答弁書の中でも「100年に一度」というような言葉が載っておりますけど、いろいろ気象の報道なんか見てみたら過去に経験のない被害がっていうのが、2年おきぐらいに起きていたり、非常に予測の難しい時代になっていると。特に、この自賠対策という部分については、やはり、こういう高温障害のほか、雨であったり、それから極端な寒冷であったりというのは、色んなところであるんですけど、一つには共済制度とか収入保険制度というのが今あります。ここでもそれぞれ促進をするというような答弁をいただいておりますけど、作物ごとの共済制度の加入、上川中央NOSA Iでちょっと伺ってきました。水稻・麦については一定面積以上は当然加入でありますので、畑作全体では約8割と。それから畜産では大半という言葉しか出なかったんですが、大半。それから野菜はハウス中心で7割ほどというようなお話を伺いました。他の考えでは非常に高いそうです。非常に高い分野で入っていると。これはどういうことかということ、過去数年前でありますけど、行政支援で共済制度、それから収入保険制度への誘導処置をした経過があります。これは非常に大きいんじゃないかと担当は言っております。そこで、共済制度の他にもう一つ捕捉するのが、収入保険制度というのがあるんですが、これ収入保険加入になると、グリーンと3割ぐらい一気に落ちてしまう、こんな経過があります。これは何かというと、青色申告が前提であるということがあるものだから、この青申に加入しないとこの保険に入れないってこととなりますので、やはり、入れ入れっていうのは非常によく分かるんですけど、青色申告の加入促進をしていかないと、中々これが捕捉できないってこととなりますので、青色申告制度加入へのサポートが大前提にあるということでもありますので、この辺、要望いたしますと共に、この青色申告制度についても、当然、加入促進を図っていくというようなことが必要だと思いますので、考えがあればお伺いしたい。なお、共済制度については、青申加入が将来は前提になってくるということも伺っておりますので、これが一番大前提になってくるところでございますので、青色申告制度の加入に対するサポートもお考えいただきたいというこ

とでありますので、この点についてお伺いたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 収入保険に関してでございます。収入保険制度ができて、農業の分野においては、所得の部分の天災等の被害の補てんという意味では、かなり前進した制度になったな、できたなという風に受け止めていました。ただ、議員ご指摘のとおり、加入率が低いという現状にあります。そこがなぜ低いのかというところの分析までは至っておりませんでしたが、ただいま、ご指摘いただきまして、青色申告もその要因になっているのではないかと聞いて聞きまして、いや、そこが要因になっているのであれば、更なる促進のサポートしていかなければならないなという風に受け止めております。農業者、生産者の方々も大分白色から青申に、青に変わってきているという風には思っております。その中には、農連さんの青申会の取り組みと、生産者の方々の団体での自らの取り組みも行われておりますので、普及されてると思っております。美瑛町といたしましても、農業者の方の、さらに、青色申告への転換に向けて、どのようなサポートができるのかも含めて検討をし、その上で、青色申告をしていただいた上で収入保険の加入をしていただくことで、安定的な持続的な農業経営が実現できる、そういう体制に力を注いでまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 次に、ヒグマ対策について質問させていただきます。このクマの問題も非常に最近、新聞報道を見ると、ああいうような状況でありますから、これもいづくて機微の問題であるということで、担当がもう本当に頭悩ましているのではないかと感じております。しかしながら、今話を色々な情報を地域の生産者から聞く中では、間違いなくクマ多いんだよねっていうのが実態であります。報告もされておりますけど、地域に行くと、いや、もう慣れちゃって、いるのは分かるんだけど報告しないんだよね、なんていうところもありますので、実態はね、もっと目撃数が私は多いと思っています。そこで、8月に出した道のヒグマ管理計画でありますけど、答弁書のとおりで、私はよく答弁いただいたなと思っております。そこで、この中で特に、駆除についても非常に緩和されたと言っては、そういうことなんですけど、もう少し私は駆除に対しては寛容であっても良いのではないかなと、個人的には思うんですけど。その辺はやっぱり法の狭間というところがありまして、非常に今のような実態になると。

そこで、告知、今回のヒグマ管理計画では、周知しなさいっていうことが大きくなってますよね。今回7月に広報紙もありましたように、ヒグマが出てますよ、確かに告知はしていただけてます。それからホームページも載っております。それでは7月に、今は9月でありま

すけど、7月の情報をそのまま頭に置いてるかっていったら中々置いてないという実態でありまして、過去にもありましたけど、昨日、どここの地区で熊の出没情報がありました。これぐらいの告知は、私としては良いんじゃないかと思うんですが、何でできないのかっていう私疑問持ってるんですけど、これは観光だとか色んな障害もあるんでしょうけど、やはり近隣の住民の命を守るという点で言えば、新しい情報を緊急に伝えるというのがまずは大事ではないかと思うんですが、この発生情報の告知について考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、クマ出没に目撃に関する情報の提供でございます。一つは答弁申し上げますし、議員からもご指摘を頂戴しました、7月から町独自でホームページで目撃箇所について、告知をしていこうという取り組みを進めております。これは近隣の自治体とは少し違う形ではあるんですけども、町独自で目撃して時間を置かず、すぐにホームページに掲載することができるという利点があることから、この形を取らせていただき、町民の皆さまへの周知に努めているところでございます。美瑛町内でヒグマの目撃の難しいところは、これは町内だけではないですけども、ある一点で目撃情報があったと。しかし、クマの移動半径というのは非常に広いものがございまして、そのポイントだけを示すことでは、10キロ先、20キロ先が安全かという、決してそうではない。大きな移動を伴うところに、一つのポイントを示すことがかえってそれが良いのかどうかというような議論も内部ではしたところでございます。ただ、目撃は大きな一つのポイントでありますので、そのことについてはお知らせしていこうよということで広報に取り組んでおります。

美瑛町独自のもう一つは、市街地ではなく山林に近いところ、あるいは山林内での目撃がある、こちらの件数も多くなっております。その場合に、人への被害がどの程度のものが想定されるのかということ、近隣に人家がない中で山中での目撃そのものも一つ一つポイントとして押さえていくものかということについても議論をしているところでもありました。過去に、町の近いところでクマが出没したケースがありました。丸山橋公園の近くでの目撃情報がありました。その際は、防災無線を通して危険を呼びかけさせていただきましたけれども、そういう状況とは少し違う、山の中についてまでお知らせする必要があるのかどうかということを考えて、現在は市街地の人家の多いところの出没についてのみ、防災無線を通じてのお知らせはさせていただいているところでございます。ただ、クマの移動範囲が広いこと、そして人家、畑が山中にあること等、危険度というのはどういうところが危険かというのは、その個別、個別のケースがあると思います。一概に、市街地だからお知らせします、防災無線も使います、山間部についてはこれまでどおりお知らせしませんというのは、画一的な対応になってるかなという反省もございまして、危険状況に応じて、町民の皆さまにホームページ、広報

紙のみならず、防災無線を通じた告知、警戒情報の発令について検討してまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) クマってというのは学習する動物なものだから、いわゆるその人食いグマ、それから、逆に言えば、人慣れ、クマ慣れ人間っていうかね、その人食いグマがちょっと非常に厄介で、この前話を聞いてみたら、滝上で人身事故があったんですけど、新聞報道では、性別が分からない遺体が発見されたと。これもちょっと先生に話振って聞いてみたら、そうなんですよねと、胴体と首が違うところがありましたと、そんなような状態で、いわゆるその、人間を食べたクマは学習して、また襲うだろうというような。やっぱりね、このヒグマ管理計画も私は甘いと思うんですけど、行政も本当に困っていると私は思うんですけど、やはりクマの生態をよく観察して、そのヒグマの活動が活発になるとか、荒くなるね、例えば、5月から6月の交尾期と、それから9月から10月の、今、脂肪を蓄える、いわゆる過食生理期というんですけど、この時ぐらいは、やはり迅速に情報を伝える必要が私はあるんじゃないかと思うんですね。そんなことも踏まえて、今の町長の答弁も理解はいたしますけど、やっぱり美瑛町の人命を守る、それから、なんでも法則も、非常に難しいっていうのは分かるんですよ。発生所は何月何日に熊が発生しましたと看板を立ててくれるとよく分かるんですけど、さっき言ったようにクマは移動していくので、一番その苦情として出てくるのが、キノコも採りに行けないっていうね、こんなような今状況なんでね、その辺の状況を何とか知らせることはできないかということもありますので、その辺も考慮していただきたいと思います。その辺町長考えれば。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、クマの性質、本当に調べてみると議員ご指摘のとおりでありまして、一度人を襲ったり、食べてしまったりとかっていう経験のあるクマというのは二度、三度同じ行動をとるという風に教わりました。一方、一般的にはクマは人を恐れるので、人の気配を感じたら逃げていくものだというような記載もございました。ただ、人に慣れてくるところが、やはり、ご指摘のとおり一番怖いところだろうなと思っております。本当かどうか分かりませんが、銃の音を聞いたらクマが寄ってくる時代になってるという話も聞いたことがありました。それは、ハンターがシカを打って、シカの内臓とかを廃棄して帰ると、それが餌になっているということで、クマを呼び寄せている可能性もあるというような記載をあるところも読んだことがございます。これまで考えられていたクマの習性と、今の人慣れしているクマが、どう変わってきてるのかというのは未知の部分もありますので、人命を最優先す

るという観点からは、注意するに越したことはない。町役場としては、町民の命を守っていくのがもう最大の仕事でありますので、町民の安全を確保するための取り組みを進めてまいり、そういう決意でございます。ご指摘頂きましたので、どこの部分までというのは少し検討させていただきたいですけれども、クマの出没、目撃情報につきまして、より町民の多くの方に分かりやすい、タイミングを逃さず、速やかにお伝えできるあり方について、内部で検討させていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) よろしく申し上げます。最後になりますけど、この決定的な防止にはならないんですけど、やはりこの前の佐藤教授なんか言ってるのがね、やっぱり問題個体はもうすぐ駆除しちゃうというようなことを言っておりましたし、美瑛町だけでなく、隣接町村、振興局ときちっと連携をしていきなさいと、これも当たり前の話であります。それから、電気柵の設置も有効ですよ。それと、町民へ普及啓発をきちんとするしかない。こんなことをおっしゃっておいりましたので、いずれにしてもこれは美瑛町だけの問題ではありませんので、もちろん協議会か何かを通して、そのような行政活動を特に行っていただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、ご指摘のとおりでございまして法的な面からいけば、国・道の条例に基づいた中での行動になってしまう訳でございまして、そこの連携を図り、その中で自治体としてできることについてより深めてまいりたいと思いますし、クマの行動範囲が、クマには町村の境などありませんので近隣市町村へ移動して行動しておりますので、そういう意味では、近隣の市町村との連携もますます図っていかねばならないなという風に考えております。上川の町村会におきましても、会合の時に各町のクマの状況について情報交換をするということも、今、行っておりますので、町村だけでなく関連機関も含めて、多くの機関、団体との連携を深めてまいりたいと思います。出遭わないことが、クマに遭わないことが一番だという風に答弁させていただきましたけれども、町民の皆さまに対しましても、クマにまず遭わないためにどう身を守る、そのための行動はどういうものであるということにつきまして分かりやすくお知らせをし、お願いをさせていただきたいなという風に考えているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) 10番議員の質問を終わります。

次に、11番青田知史議員。

(「はい」の声)

11番青田議員。

(11番 青田 知史議員 登壇)

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。11番青田知史、質問方式、時間制限方式でございます。質問事項1、美瑛版「令和の日本型学校教育」の構築のために。質問の要旨、令和3年1月に中央教育審議会より「令和の日本型学校教育」を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～についての答申が出されました。

これにより、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現のために、6項目の改革の方向性と、9つの各論において基本的な考え方と取り組みの方針が示されたことで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」が構築されるであろうと期待しています。

社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」を乗り越え、児童生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために、答申は、①学校における働き方改革、②GIGAスクール構想の強力な推進、③新学習指導要領の着実な実施、④社会に開かれた教育課程、⑤学校教育を支える全ての関係者による連携等が重要であるとしています。

本町においても様々な取り組みが進められていますが、美瑛版「令和の日本型学校教育」の構築のために、次の5点について伺います。

- (1) ICTを活用した学びの現状と課題について。
- (2) 障がいのある児童生徒の学びの充実について。
- (3) 新しい担任制の導入とその意義について。
- (4) いじめの発生状況と防止対策について。
- (5) 不登校対策について。

質問の相手は教育長です。

質問事項2番、連携中枢都市圏構想の現状と課題について。質問の要旨、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにすることは自治体に課せられた大きな使命です。

連携中枢都市圏構想は、地方圏においても、相当の規模と中心性を備えた圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化によって「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に資するために、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点となる連携中枢都市圏を形成することを目的に、全国34圏域で展開されています。

美瑛町は平成26年に旭川市と定住自立圏形成協定を締結し、1市8町で構成される上川中

部圏定住自立圏で事業連携を行ってきました。

その後、旭川市と各町において、「連携中枢都市圏構想」への移行を目指した作業が進められ、令和4年度の連携協約締結を視野に、旭川市が10月に連携中枢都市宣言を行う予定です。

新たな広域連携が間近に迫る今、持続可能なまちづくりのために、次の3点について伺います。

- (1) 構想実現に向けての推進スケジュールと課題について。
- (2) 町民の理解と意識醸成に向けた周知方法についてどう考えるか。
- (3) 想定する取り組みと本町のメリットについて。

質問の相手は町長です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

千葉教育長。

（教育長 千葉 茂美君 登壇）

○教育長（千葉茂美君） 11番青田議員の2項目の質問のうち、質問事項1、美瑛版「令和の日本型学校教育」の構築のために、につきまして答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。この実現に向けては、これまでの日本型学校教育の成果である知・徳・体を一体で育む役割や安全・安心な居場所としての役割などを継承しつつ、これからの時代に求められるGIGAスクール構想などを推進する必要があります。このような国の動向等を踏まえながら、本町の学校教育の充実に努めてまいります。

1点目につきましては、これまで計画的にタブレット端末やプロジェクターなどのICTの整備を進め、指導者用デジタル教科書を大画面に投影するなど、児童生徒にとって分かりやすい授業の実施に努めてきたところです。

一方で、学校での個別学習や協働学習におけるICTの効果的な活用方法の検討や児童生徒の家庭での端末の使い方などが課題となっています。現在、町教育推進協議会では、これらの研修を行うとともに、授業内容を検証することにより、課題を整理しているところです。

2点目につきましては、従来から障がいの有り無しに関わらず、全ての子どもについて就学前から小学校へ丁寧な引継ぎをし、障がいの状態や個々の特性、発達段階に応じて、きめ細かな教育の充実を図っています。また、教員の資質向上のための研修の実施や町独自で子どもたちをサポートする特別支援教育専門員を配置しています。

また、これまで、車椅子による学校生活を支援するため、段差解消のための玄関スロープの

設置や階段用昇降リフトを整備しており、今後も、子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、全ての子どもが学びやすい環境づくりに努めてまいります。

3点目につきましては、小学校では、道教委による教員の定数配置に加え、外国語科の専科教員を配置し、専門性をいかしたきめ細かな指導を行っています。専科教員については、これまでも、体育科で配置され、子どもたちの体力の向上につながったものと認識しています。今後は、小学校高学年の教科担任制の導入が見込まれており、各教科の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の充実により、学力の確実な定着や教員の負担軽減などに資するものと期待しているところです。

一方、美瑛中学校では、本年度から1年生の複数担任制を試行的に実施しています。個々の担任が各クラスを担当するのではなく、教員が協力して学年全体の運営に取り組むものです。このことにより、複数の目で生徒たちを見守ることができ、生徒も相談しやすい体制となります。また、これまで以上にコミュニケーションが必要となり、生徒の変化に気づく機会が増えるとともに、対応も教員個々の特性をいかしたり、分担したりすることができます。さらに、今まで以上に保護者にも複数で対応できるため、教員との信頼関係が深まる効果が期待されます。

4点目につきましては、学校においては、いじめの早期発見・早期解消に向け、教育相談やいじめアンケート調査を行っており、いじめを認知した場合には、家庭や関係機関と連携し、学校全体でいじめの解消に向けた取り組みを行っています。一方で、子どもたちには、道徳の授業で、いじめの問題について児童生徒が自ら考え、話し合う学習を行っています。

今後とも、学校生活の様々な活動の中で、小さな変化も見逃さないように子どもに寄り添い、安心して学校生活が送れるよう、いじめのない楽しい学校づくりを進めてまいります。

5点目につきましては、不登校が生じないような魅力ある学校づくりのため、児童生徒の自己有用感を高めるよう、様々な教育活動の中で子ども同士の話し合いの場を設定しています。また、児童生徒のコミュニケーションスキルを測定することができる、子ども理解支援ツール「ほっと」の結果を用いて、児童生徒一人一人の状態を把握し、より良い人間関係づくりに努めています。

不登校傾向の児童生徒に対しては、個々の状況に応じて、保護者との教育相談を丁寧に行い、状況の改善に向けた取り組みを行っています。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談を促すなど、児童生徒や保護者をサポートする体制を整えています。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長（角和浩幸君） 質問事項2点目、連携中枢都市圏構想の現状と課題について、ご答弁申し上げます。

本町では、平成26年に上川中部定住自立圏の形成に関する協定を締結し、旭川市と近隣8町が連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能の確保によって安心して暮らせる定住自立圏の形成を目指すため、上川中部定住自立圏共生ビジョンで示された取り組みを推進し、連携市町の共通する課題の解決と一体的な発展に努めてまいりました。

しかしながら、上川中部圏域におきましては、少子高齢化の進行に加え、離農者の増加や就労場の不足、都市企業と地元企業との賃金格差などにより、若者流出による地域活力の低下などが大きな課題となっております。

このような状況下にあっても、地域活性化により経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、議員の御質問の内容にあるように、地域において相当の規模と中核性を備える中心市と近隣自治体が連携し、連携中枢都市圏への移行に向けた議論が進められております。

1点目につきましては、現在、連携市町の事務レベルによる新たな取り組みの検討作業とあわせて、旭川市が中心となって連携中枢都市圏ビジョンの作成が進められております。10月には旭川市による連携中枢都市宣言が行われ、各連携町の最終意思確認や議会の議決を経て、12月中に連携協約の締結、来年4月には連携中枢都市圏ビジョンの公表が行われる予定です。また、既存事業の拡充や新規事業の創出等の再構築が求められることから、連携市町それぞれの主体性や独自性を尊重しながら、議論を深化させていく必要があります。

2点目につきましては、今後、連携市町の民間や地域関係者で構成する協議・懇談の場において、情報共有や具体的な取り組みの検討が進められますので、あわせて町民の皆さまへの効果的な周知方法について検討してまいります。

3点目につきましては、昨年度から連携を開始した「就業マッチング促進事業」や「eスポーツ拠点事業」等の活用など、町単独では対応できない課題の解決を図るとともに、生活関連機能サービスの維持・向上や雇用創出、交流人口の拡大に取り組みながら、本町の将来を見据えた広域連携の在り方について引き続き検討してまいります。

人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で、資源が限られる中、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独町だけで提供する、いわゆる「フルセット主義」ではなく、連携市町の資源を有効に活用する観点からも、柔軟に取り組んでまいりたいと考えております。また、連携中枢都市圏への移行により、これまでの定住自立圏の取り組みを更に拡充・発展することで波及効果につながり、本町の特色をいかす中で圏域全体の活性化や魅力の向上につながるものと考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。教育長の方には初めての質問ということで、私も勉強しながら、ちょっと盛りだくさんにし過ぎてしまったかなという風には思っているところもあるんですけども、それでは早速なんですけど、こちらの方、ICT教育については先達でも、担当課の方と勉強会といいますかね、ちょっとそういうのをやって、地に足のついたという表現で講師の先生言ってましたけれども、取り組みが進んでいるなという風に実感しました。それでICTについてはもう本当にこう、答弁のとおりで、全般、安心してといいますかね、思っているところなんですけれども、2番目の公立学校等のバリアフリー化の件についてなんですけれども、この答申の中で文科省の方ですね、やはり公立学校等におけるバリアフリー化については令和7年まで重点的にその取り組みを進めると、そういうようなことが有識者会議の中で話し合われて、それで具体的には、車椅子利用者用のトイレについては、避難所に指定している全ての学校について整備と。そしてスロープによる段差解消については、全ての学校に整備と。エレベーターについても、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等が在籍する全ての学校に整備することを目標としているという、そういうような答申の中に記載があるんですけども、本町のこのようなバリアフリー化の取り組みの現状と今後の令和7年までということで、先、結構な年数があるんですけども、その方向性といいますか、取り組みの見通しについて伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 千葉教育長。

○教育長（千葉茂美君） 青田議員の質問に答弁申し上げます。ICTにつきましては青田議員も課の方に降りて色々勉強されているってお聞きしております。本町のICTの取り組みについては先ほど答弁申し上げたとおりでございます。なかなか昨年度ですか、昨年度末に入って4月からということで、まだ数か月しか経っておりませんが、先生方も色々な研修をしながら、どの時点で特に一人1台の端末を有効に活用したら良いのかとか、子ども達も小学校1年生から中学校3年生までの学習の場面、それから発達段階において、いろいろ効果的な使い方等につきまして研修等を含めた中で、今いろんな取り組みの中で各学校、また、この間の小規模校3校の集合学習、それから小学生のふるさと学習等々においてもやはり、オンラインでのというような取り組みを進めている中で、一人1台の端末を有効に効果的に取り組むようなそんな風な考えのもと、それぞれ学校、それから町の組織挙げて今取り組みを進めているところです。

それともう一点のバリアフリー化に関してのことでございます。青田議員、今お話しのとおり、2025年までですか、令和7年までという風な国の目標の中で、バリアフリー化を促進して

いきましようというような目標を掲げられているように私も認識しているところでございます。これまでの経緯、答弁の中で少し触れさせていただきましたが、特に大規模改修等を行った場合、学校大規模改修行った場合には、身障者トイレというか多目的トイレ、それから段差解消等々の取り組みをしながら学校生活に支障ないような、そんな取り組みをしている中で、もう一つやはり配慮が必要な児童生徒がいる場合についてということで、特に車椅子等を使用している児童生徒の場合ということで、階段の昇降機付リフト等とかも整備して対応したり、それから当然、玄関、それから入口等との段差解消に努めたい、そんな風なことをしながら、配慮が必要な児童生徒がいる場合、それから大規模改修等々で全体的に学校全体を改修する場合には、バリアフリー化に配慮した取り組みをしている。7校ございますので、それぞれその時その時の財政的な面も含めた中で対応しているところです。今後の見通しにつきまして、大前提としては大規模改修等々で学校改修するような場合には、やはりそういう風な対応も必要だという風に、学校としては学校が機能する場合に、やはり段差解消とか多目的トイレとか身障用トイレというようなことも必要になると思いますが、そういう配慮が必要な児童生徒が今のところまだ見込まれない場合については、現状の中で配慮していこうかなという風に考えていると。また、もう1点、災害等の避難所に指定されている学校、7校全校が指定されている訳ですが、これらにつきましても、なかなか車椅子用トイレを全校に配置するとか、それから国が言ったようなエレベーターが必要な場合もあるということになっておりますけども、これにつきましては防災、それから建築等々、町長部局とも教育委員会もいろいろ連携しながら、今後、将来的にどのような形が学校としているかということも検証しながら、協議しながら検討していきたいという風に考えてるところです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、11番青田でございます。答弁いただきました。それでちょっと次、大きな括りにはなるかとは思いますが、3番の担任制の関係ですとか、あといじめの関係、あと不登校の関係、いずれにも関わってくる、キーワードになるかもしれないんですけども、担任制の関係について言えば、中学校の試み、新しい試みについては、中学校から出た広報といいますか、通信の方を拝見しまして、それで私も知って、町民の方からどんな風になるんだろうねって、そういうような話もあって、それで今回、質問させていただくということで。それで令和の日本型学校のこちらの方の答申なんですけれども、答申の中でやっぱり数多く出てきてるキーワードということで言ったらもうICTなんかという本当にキーワードで150数回出てきてますし、あとやっぱりこの地域という視点、地域、地域社会、地域については、家庭だとか保護者という言葉よりも多くですね、141回出てきていると。そんなような状況で、答申の中身ざっと見ていっても、やはりその地域社会との教育、コミュ

ニティ・スクールですとか、学校運営協議会ですとか、やはりそういうところで、地域との関わり本当に大事になってくるかと思います。その中で、今後更にごう、令和の学校教育考えていく上で、地域との関わりについて、教育長のお考えを、ちょっと大きな括りになってしまうんですけども、お尋ねしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

○教育長(千葉茂美君) 私も令和の日本型学校教育もちょっと目を通した中で、今青田議員ご指摘のとおり、学校、家庭、地域との連携という言葉が非常に盛りだくさんに出てくる所です。ICTそれから教科担任制等々、それから教職員の働き方改革等々については盛り込まれているところですが、特に最初に言いました中学校の複数担任制、美瑛中学校今年の1年生から試行的に始めてみたんですけど、今のところ、ちょっと学校からはよく聞いていないんですが、多分いろんな取り組みの中で複数の担任の先生、1年生2クラスある中で4人の先生が複数担任制というような形でやってるんですが、良いメリットが出ているのではないかなという風に期待しております、やはり子ども達が色々な先生と、先生も色々な子ども達に触れ合う中で、色々な悩みとか話す機会も増えると思いますし、やはり4人の先生、どの先生にも色々な話ができる、また、この先生としか話ができないというようなことの場合もあると思いますし、先生も休む時もありますので、その中で多くの先生が子ども達に関わるっていうことは非常に良いことだという風に思ってます。今試行的にやっておりますので今後、来年以降をどのような形になるか、美瑛中学校の校長先生と良く話し合ってみたいと思います。

また、地域との関わりということの中で、今お話があったように、7校全校、美馬牛小学校、中学校は一つの学校運営協議会というようなことで、学校、家庭、地域が連携して子ども達を育てていこうというような形でコミュニティ・スクールというような呼び方で今設置をされているところです。特に、今青田議員からのお話ありましたように、色々な学校の取り組み等については、学校日より、市街地ですと、広報に折り込んで町民の皆さんに見ていただいたり、それからまた別の学校では、町内会で配布したりというような取り組みの中でやっぱり地域に学校がどんなことをしているのかということを見ていただくということで、やはり非常に大切なことだという風に考えております。特にやはり、この今の時代、先ほどのいじめ、不登校等々の問題もあったり、それから社会全体が今特にコロナ禍の中で少しく下を向いているような雰囲気の中で、地域で子ども達がどんな生活をしているかということ、やはり一番分かっているのは地域の方だと思ってますし、当然そういう情報も、学校として得ることは、アンテナを高くして、地域それから子どもの様子、学校以外での子ども達の様子を知ることが、とても大切なことだと思ってますので、そういう点も含めまして、今ある色々な教育活動の中でしている、例えば交通安全指導とか、それから青少協の取り組みであったり、読み聞かせで

あたりということ、地域の方がいろいろ学校・子ども達に関わってくれる部分が多い部分がありますので、コミュニティ・スクールをもう少し進めた中で、色んな形で学校、家庭、地域が連携しながら美瑛町の子ども達、健やかに生活できるよう、そんな風な町になれば良いなという風に考えているところです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、答弁いただきました。それでは2問目の質問に移りたいと思います。はじめに旗幟鮮明にしますと、私あの連携中枢都市圏構想については賛成といいますかね、圏域でやはり連携して、経済対策含めて、課題解決をして盛り上げていくということに対しては、今まさに旭川の方ですね、戦いを前にしている元の市議会議員ですとか、そういうような彼らと情報交換しながら頑張ってやっていけたら良いなという風に思っているところなんですけれども、本来これ9月に宣言予定で、色んな諸々の事情があって10月に延期になりましたと。それで、今回ちょっと一番このスケジュールのところで気になっているのと、そのプロセスですね、プロセスと、あとは町民の方に対してどのように周知していくのか、合意形成を図っていくのかについて、まず町長の方に伺いたいんですけれども。スケジュールの方見ましたら10月に宣言を旭川の方で出した後、上川管内の市長町長会議で最終意思確認をすると、そういう風になつてくるかと思うんですけれども、その後に議会が開かれたり、ビジョンが公表されると、そういうような中で町長として何を根拠に、こちらの方で最終の意思確認というか意思表示をするのか。その意思表示の意義ということについてどうお考えか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 現状のスケジュール感につきましては先ほども答弁させていただきましたとおり、事務担当者レベルでの内容の詰めをしているところでございまして、この首長が入った中での意見交換というのはまだなされておられません。まだその事務レベルを今、深めているところでございます。でございますので、私もまだ、細かいところの一つ一つまでは把握、掌握してる訳ではございませんが、連携中枢都市圏というこの構想そのものの意義についてですね、このメリットを十分に感じ取ることができ、有用であると判断できれば、この最終意思確認の場で合意の判断をさせていただきたいなと思っております。先ほども申しましたけれども、定住自立圏が既にございます。これを発展させるような形のイメージで、さらに、圏域全体の経済成長の牽引役として、この圏域、中枢市が役を果たしていただく、あるいは高次都市機能、議員ご指摘の、高い次元の高次都市機能の集約、強化、それによって町単独では解決できない様々な課題を連携の中で取り組んでいく、そのことがひいては、美瑛町にとって、町民の住民サービスの向上に役立っていく、町民の方々が持続して、この町で幸せに暮らしていけ

る、そういうことにつながっていくというのが、この中枢都市圏の理念、目的であると思っておりますので、今進められている、事務レベルの話、それが形が見えてきた段階で、この都市圏の理念に沿っているのかどうか、その辺りをきっちりと見極めさせていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。今町長の方で、事務レベルの話、それで町長の方に今度、何ですかね、情報が入ってそれ見極めていくということで、ただ、この見極める間の期間というのがやっぱりどうしても短いんじゃないかなという風に思っていますね。それで総務省の方のホームページから資料の方見ますと、連携中枢都市圏構想の実施要綱とありますか、そういうのを見ますとね、やはり実施要綱の中には、連携の締結内容について、住民、町民に対して、ホームページだとか、住民集会だとか、町民集会だとかそういうのを活用してですね、しっかりと丁寧にそのプロセスを重視して、当該連携協約の案についての趣旨であるとか、具体的内容を周知してくださいという風に要綱にあります。ですからその現在のスケジュールの中でその要綱に沿ってですね、きちんとその締結の時期というのが12月という風に伺ってますけども、その間に合うように、町民が合意形成できるような、その情報の提供ですとか、そういう風な何らかの町からの情報共有の試み、それで間に合うのかなというものがちょっと心配なところあるんですけど、その辺りについてどうお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 全体のスケジュールにつきましては、これ美瑛町と中核市である旭川市との個別のやりとりの中で進めてる訳では当然ございませんので1市8町、全体の中で話が進められている状態でございます。その中で美瑛町として、議員ご指摘のように、早めにもっとスピード感を上げる、あるいは丁寧な説明をしろということは、町としての要望意見としては伝えていく所存でございます。けれども、全体スケジュール感につきましては美瑛町1町で左右できるというものでもないことはご理解をいただきたいなと思います。その上で、先ほど来ご指摘をいただいております、具体的な中身について町民にお知らせをしろというご指摘でございます。そのとおりだと思っております。発信できるところまでまとまったもの、固まったものにつきましては速やかにホームページ、広報紙等を通じて町民の皆さまにお示しをし、できれば広く町民の皆さまの間でもご議論をいただきたいなという風に期待をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） はい、議論すること本当に大事だと思います。これ、やはりまちづくりの根幹に関わるようなケースも出てくると思いますし、町長が今進めている自治基本条例についてもちょっと関わってくるですね、そういう部分も出てくるかと思しますので、それについてはしっかりお願いしたいなど。それで課題についてですね、平成31年3月の旭川市議会で、前市長が周辺8町については、定住自立圏に比べて財政的なメリットがないという課題があり、移行に向けた具体的な取り組みを進めていくためには時間を要するというようなことが述べられてるんですね。確かに、定住自立圏の周辺町に対する交付金と、あと連携中枢都市圏で交付される金額っていうのは変わらなくてですね、財政的なメリットというのはないんです。ただ、ない中で、具体的なビジョンも町長まだ示されてない訳ですよ。その中で、どうして乗られるのかなって、その辺りのところがですね、ちょっとまだ明確にないような気がしますので、財政的なメリットがなく具体的なビジョンもない中で町長が本当にどうやって判断するのか、その点について伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 財政的なメリットという面から言いますと、議員ご指摘のとおり、財政措置は中核的なところになるところ、旭川市はまだはっきりしてませんがおよそ1億数千万円に対して周辺町は恐らく1,800万円上限ぐらいになるのかなという風に思っています。その数字だけを見ますと、何て言いましょう、周辺町にとっては、旨みが少ないという風に見えなくもございません。ただこれは、中枢都市圏の仕組みそのものでありますので、我々が言ってそこを上げてくれ、どうこうしてくれというところでもないのがこれは制度として、まず、この前提で話を乗っていきたいという風に思っております。そして財政面では、この中心市との格差がありますけれども、内容は、ただ財政的なお金をもらうというのが目的ではございませんので、どのような取り組みを進めることで、美瑛町民にとって、それがメリットになる、町の発展に資するという中身というのは、お金では換算できないところがあると思いますので、その、まさに連携のあり方について検討してまいりたいなと思っております。また、ご心配いただいておりますとおり、町の方向性を左右しかねない面もございましてけれども、各1市8町それぞれが、例えば総合計画を持っており、その中でまちづくりを進めている訳でございます。この連携中枢都市がそれを超えるような位置付けになるとは思っておりません。それぞれが独自性を持ったまちづくり、行政を進める中で補い合える部分について補い合い、より効果を発する、そこの面で効力を発していくものであらうと私は思っておりますので、そういう観点から、美瑛町独自性を失うことなく、しかし、連携のメリットを享受する、その形をされてまいりたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。今答弁いただきまして、やはり本当にこの財政的な措置だけではないんですこれ。定住自立圏と連携中枢の大きな違いということ言いますと、先ほどの町長の答弁にもありましたように、経済の推進、それとあと高次的都市機能の集積ですとか、その辺りについてですね、やはりそういうこう締結していくメリットというのはあるのかなという風に思います。それでやはり圏域のことを言いますと、北海道の法人所得でいったら、札幌は当然順位1番、2番に十勝、帯広が来て、3番4番、苫小牧、函館、そして旭川が5番目ということで、人口でいったら2番目の都市なんだけれども、そういう5番目に甘んじていると。それで、一部十勝に追いつけ追いこせと、そういうような掛け声もかけていながら、圏域をしっかりと牽引して、経済的な成長も目指すと、そういう風なことになるかとは思いますが。それで、こちらにですね札幌の圏域の連携中枢都市圏の連携協約書ってある町のやつがありましてね。これ見ると、例えば札幌なんかでは丘珠空港の利活用について一生懸命やりましょうという風になってるんです。それで、締結してるのは千歳なんかもそうなんですけど、千歳空港がありながら丘珠空港の利活用について積極的にやりましょうという風に、そういうような締結の中身もありますのでね、やはりこれ連携のビジョンですとか締結の内容については、しっかりと精査していながらやっていかないと、もしかすると、美瑛町が思わぬ方向に引っ張られるといいますかね、美瑛町の観光のあり方と旭川の観光あり方、例えばそのスキーについて言っても随分と差があると思うんですよ。その辺りについてやっぱり関係団体含めてですね、やっぱり連結中枢都市圏構想を目指して取り組んでいく、であれば団体さんどうでしょうかと、そういうような働きかけといいますかね、そういう風なこうヒアリングをしていかないと、やはりこう、こうじゃなかった、ああじゃなかったということになりかねませんので、その辺りについて町長、今後の取り組みの中でどういう風にお考えか伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） おっしゃるとおりでございますので、観光の面、例として挙げさせていただきましたけれども、私もまさにそうだと思います、美瑛町が望む観光の姿と、例えば旭川市が望む観光の姿、それぞれのメリットがどう感じ取るのかというのは、見る角度が違うと全く違う様相を呈するのかなという思いもいたしております。そういう意味では観光だけではございません。あらゆる、この連携を進めていこうという分野の中で、関係している諸団体の方々、実際に取り組を進めていらっしゃる方々の声というのは、非常に大事になってくると思いますので、民間の方々のご意見にしっかりと耳を傾けて取り入れさせていただきたいと思っております。先ほども申しましたけれども、各市町村長の独自性を損なってしまつては、全く方向性

が逆行するものになると思っております。例えば、交流を進めることで美瑛町から人口が流出してしまえば、それは美瑛町の衰退につながるという面につながってしまいますので、その辺りをよくよく注意をしながら、美瑛町の独自性、歴史性、優位性というものを更に高めるための取り組みになるよう民間の方々、各種団体の方々と共に、慎重に考え、議論を深め、検討をし、決定をしていきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) それは最後になります。ちょうど去年9月の定例会で、自治基本条例、その時に町長、自治基本条例作る理由としましてはね、やはりこう、いつの間にか決まってくだとかそういうようなことがないようにということでおっしゃってました。また、2年前の定住自立圏の私の一般質問については町長は自主・自立性をきちんと担保した上で、まちづくりを進めていくと、その二つ聞いているので、恐らく大丈夫かとは思うんですけども、この連携中枢都市圏構想、くどうようですけども、やはり本当にこう町民の方にきちんと周知して、まちづくり委員会の方に諮っても良いかと思えますし、やはりその辺ですね、速やかにこちらの方の取り組みをホームページですとか、広報等で周知していただけるようにお考えいただきたいなと思って、その周知のタイミング、いつからこの周知をするのか、最後に伺って、私の質問を終わります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご心配いただいております、いつ、どこで決まったのだというような思いを町民の方が持ってしまうぬよう、それはもう必ず避けるべく、適当な時期を見て発表させていただきたいと思えます。いつとは今すぐには申せませんが、ただいま、先ほど申しました通り、事務レベルでの話し合いを今詰めているところでございますので、そこが終わりましたら、副市長、副町長の会合も予定されております。ある程度、中身が固まらないうちに公にしましても、その後、変化があってもは元も子もないものでございますので、内容がある程度、コンプリートできた時に、適当な時期を見て発表、公表させていただきたいと思えます。ただ、今、こういうような取り組みを進めてますよという中身に触れないものは、現時点でも出していけると考えておりますので、より分かりやすく、丁寧な説明に努めてまいります。

○議長(佐藤晴観議員) 11番議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午後 0時01分)

再開宣告(午後 1時00分)

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、1番保田仁議員。

（「はい」の声）

1番保田議員。

（1番 保田 仁議員 登壇）

○1番（保田 仁議員） 番号1番保田仁、質問方式、時間制限方式、質問事項、畑作輪作体系を維持保全する取り組みについて。質問の要旨、本町の畑作面積の多くは、土地利用型作物の小麦、馬鈴薯、甜菜、豆類による輪作体系であり、病虫害の発生抑制、肥料の利用効率向上、地力の維持増進を目的としています。これにより、波状丘陵の大地に区画ごとに違う作物が育つことで生じる、色彩のコントラストがパッチワークに例えられ、北海道を代表する景観となっています。

そのような中、離農農地の引受けによる農地拡大が重荷となっている農業者や、高齢化により労働力が低下する農業者においては、省力型作物である小麦の作付けを拡大し連作する傾向が増加しており、その結果、輪作体系の歪みによる連作障害や病虫害被害の増加、収量の減少が懸念され、ひいては品質低下によるブランド力の低下を招く恐れが指摘されています。一方、本町を代表する作物である馬鈴薯については、収穫期に多大な労働力が必要とされることや、交付金作物である麦や大豆と比較した場合の収益性の問題から、作付けが敬遠されることが多くなっています。

このことから、馬鈴薯の作付面積を増やすことが輪作体系の維持保全に効果的と考えられますが、農業者単独での取り組みでは難しく、関係機関が連携して取り組みを推進することは、農村景観を守る観点からも必要だと思っています。そこで、次の3点について伺います。

（1）馬鈴薯収穫期の労働力確保のため、コントラクターの活用が有効と考えるが、その推進のためコントラクターによる作業委託に対して助成する考えは。

（2）馬鈴薯は、麦・大豆のような国の交付金対象作物ではないため、町独自の交付金を創設する考えは。

（3）労働力確保対策の観点から、農業者が法人化することで後継者や従業員の確保がしやすくなると考えるが、法人化を推進する考えは。

質問の相手は町長です。

○議長（佐藤晴観議員） 1番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 1番保田議員さんよりの質問にご答弁申し上げます。質問事項は、畑作

輪作体系を維持保全する取り組みについてでございます。令和2年度の町内における小麦、馬鈴薯、甜菜、豆類のいわゆる畑作4品の作付面積は6,033ヘクタールで、全体の約50パーセントを占めています。2020農林業センサスによると、本町の農家戸数は406戸と減少傾向にある一方で、1戸当たりの作付面積は増加傾向にあります。畑作4品別の作付面積では、最も手間の少ない作物である小麦が年々増加している中で、重量野菜である馬鈴薯は、収穫時の選別の手間などから年々減少傾向にあります。畑作4品と緑肥による計画的な輪作体系を保つことは、収量の安定や増収につながるとともに、基幹産業である農業の発展からも重要と考えております。

1点目につきましては、生産者や美瑛町農業協同組合、民間企業との相互協力の下、馬鈴薯の作付面積の維持や拡大、生産コストの低減、良質馬鈴薯の生産による所得向上を目的に設立された美瑛町加工馬鈴薯コントラ協議会に対しまして、中山間事業を通じて運営費の助成を行っており、引き続き中山間連絡協議会と連携を深めながら支援してまいります。

2点目につきましては、馬鈴薯の作付けに対して畑作構造転換事業により一部助成がされております。今後におきましても、作付面積を維持するための方策について、美瑛町農業協同組合の地域農業振興計画を見据えながら、関係機関と情報共有や連携を図り、経営安定に向けた対策を検討してまいります。

3点目につきましては、法人化は家計との分離による経営管理の徹底、融資限度額の拡大、幅広い人材の確保などにより、経営の多角化などが期待できることから、法人化の推進につきましては、国の法人化支援総合事業や美瑛町担い手総合推進事業など、法人設立助成事業の活用が進むよう、周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 1番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 1番保田です。はい、今回の質問につきましては、3点ほど質問させていただいております。いずれも馬鈴薯についてですね、かかる費経費ですとか労働力の観点から、作付減少対策について質問させていただいております。総じて言いたいことはですね、今後も続くであろうと、馬鈴薯の作付減少と小麦の作付増加によりまして、輪作体系の歪みによる連作障害、病害虫被害の増加、収量の減少が懸念されること、また、引いては小麦の品質低下によるブランド力の低下を招く恐れがあると考えていますし、パッチワークの農村景観を守る観点からも早急の対策が必要でないかと、そんな風に思います。そのところ、また再度、町長はどのように捉えておられるのか、そこをまずお伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、申すまでもなく、畑作におきましては、一つの作物を連続して栽培することによる連作障害が見られることはもう周知のとおりでございます。そのことを避けて、基幹産業である農業が維持、発展していくためには、連作体系をしっかりと組んでいくということは、議員ご指摘のとおり、大変重要なことであると考えております。ご指摘のとおり、その中で、重要作物あります馬鈴薯の作付面積が減少傾向にあることは確かでございます。馬鈴薯で減少しておりますけれども、美瑛町の作物の生産額で占める馬鈴薯の位置というのは、依然10億円を超える高いものがございますので、美瑛町としましても重要な作物であることには変わりございません。馬鈴薯の作付により、より美瑛町の農業が発展していく、そういう観点からも馬鈴薯作付というものの重要性というのは認識しているところでございます。そういう意味で、連作障害を防ぐ、そして美瑛町の強みである畑作の農業を維持、発展させていくという意味からも、連作体系を維持していく仕組みにつきまして、美瑛町としても、引き続きご支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 保田です。輪作体系を確立する上で馬鈴薯、作付減少している馬鈴薯の作付を増大していくということは重要なことだと、町長の認識も同じだという風に感じました。それで1点目に対する再質問になります。今までもですね、町では中山間事業としまして原種馬鈴薯生産安定支援事業、馬鈴薯生産安定支援事業、馬鈴薯全量出荷対策事業とですね、多くの支援がなされており、生産者にとってもですね、大変助かっているというようなことだと思っております。この中には答弁書にもありましたとおり、馬鈴薯コントラ協議会に対する助成も含まれていると思います。協議会の方でもですね、超大型のハーベスターを導入したりしてですね、収穫作業の効率化と利用拡大を図っている状況は理解しているところでありますが、あまりですね利用拡大が何か進んでいないという風なこともちょっと見受けられますので、協議会についてですね、協議会は町とは別の組織でありますので、事業の中身についてあまり立ち入れない部分があるとは思いますが、今までもですね、生産者が自分でですね収穫作業していた時はですね、家族による労働ですとか、資材費だとか機械の修繕費がですね、経費としてカウントされていない部分もあつたりしまして、また、協議会に作業委託をした場合にですね、その家族労働ですとか、目に見えない経費がですね、適正に委託費にカウントされてしまいですね、かなり割高なですね委託料になっているということをですね、生産者の声も聞かれています。ここでですね、例えば、生産者が協議会に作業を委託した委託料に対してですね、直接生産者にその何割かを助成するなどして作付を拡大していくと、そういった手法で拡大するというような方法について町長の考え方をですね、お聞きしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） コントラ事業の普及具合でございますけれども、多くの農家が利用しているという風には見ております。ただ、更に拡大を進めていこうという議員からのご指摘、ご提案かなと受け止めております。コントラ事業への利用が進まないというのは、様々な理由が考えられると思います。それぞれの生産者の方々の収穫時期が重なってきているとか、ご指摘のような経費の部分だけではないことも、十分考えなければならぬのかなという風には思っております。ただ、ご指摘いただきましたコントラの経費負担が重いよというご指摘でございますけれども、これまでも中山間事業の中でコントラへのご支援をさせていただいておりますし、コントラクター事業労務費につきましても、新たにここも負担をさせていただいてるところでございます。あらゆる面からコントラクター事業そのものの負担を軽減するということは、町として今までも、また、これからも力を尽くしてまいりたい部分でございます。その上で、生産者の方が委託をした時の経費の部分の負担につきましても、これは他のここを利用されていない農家、自分の持分の中でやっている農家の方々との公平性もございまして、今、端的にお答えはできませんけれども、これまでの考えとしましては、コントラクター事業に町がご支援をさせていただく、そのことによって生産者の方の負担も軽くなるという形でのトータルとしての支援を考えておりますので、議員のご指摘を踏まえながら、また、より生産者の方の負担が軽くなる方策につきましても、総合的に検討してまいりたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 1番保田です。はい、そういう意味で他の作物とのバランスですとか、いろいろ公平性ということ町長今言われてますけれども、そこら辺もですね考慮しながら、より作付拡大されてですね、輪作体系がうまく回るような形ですね、取り組みをですね進めていただきたいなど、そんな風に思います。

2点目について再質問をさせていただきます。畑作構造転換事業につきましては、これ国の事業だと思うんですけども、今年、国の事業採択を受けて補正予算で、確か6月ですかね、事業を実施するというので記憶しておりますけれども、本町での畑作構造転換事業の本町での実施する事業の内容ですね、これをちょっとお伺いいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 畑作構造転換事業につきましては国の事業でございます。畑作営農の大規模化に伴う労働力不足などが顕在化する中で、ご指摘の輪作体系が乱れるということのリスクが生じていることから、効率的作業体系の導入や作付体系の改善等々の取り組みを支援するという国の事業でございます。本町におきましては、事業実施主体は美瑛町農業協同組合さ

んにより行われております。このうち、馬鈴薯に係る部門につきましては、病害虫抵抗性品種の導入につきましては、R3年度につきましては約1,222万円、参考ですが、令和2年は1,113万円、平成31年は1,218万円の事業を組んでおります。令和3年度の補助対象面積につきましては、407ヘクタールとなっております。もう1点、罹病率の低い種子の供給、こちらは種芋用、種子用馬鈴薯の生産量向上ということで、罹病率の低い種子の供給を行うという事業につきましては、令和3年度、約663万円の事業費が計上されているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、種子馬鈴薯、種芋に対する助成なのかなと思っておりますけれども、いずれにしましてもですね、馬鈴薯の作付が拡大が思うように進まないことが、輪作体系の歪みの原因の一つであると思われまます。だからと言ってですね、特定の作付をですね、生産者の方にですね、強制することは難しいと思えます。生産者が自ら馬鈴薯をですね、選択するようなですね、交付金などのですね、有利性を与えることでですね作付を拡大すると。そういったですね、取り組みなんかも考えられると思えますが、そのことについては町長はどういう風にお考えでしょうか。お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 馬鈴薯栽培、馬鈴薯生産が担っている美瑛町農業での役割の大きさというのは、先ほどご答弁させていただいたとおりでございまして、引き続き、美瑛町内で馬鈴薯の生産が盛んに行われる、そういう持続可能な農業のあり方があれば良いなという願いは持っております。ただ、実際の作付を、どういう作物を作付するかというのは、やはり生産者さんそれぞれの経営の中でお考えになられることとございまして、輪作体系が大事であるということも生産者の皆さん、もちろん、よく分かった中で選択をされていることだと考えております。畑作4品、プラス緑肥、あるいはスイートコーン、4品以外の作物も交えての輪作体系も構築されている訳でございまして、その中で、各生産者さんが、どの作物がそれぞれの生産、家族経営、法人、色々ありますけれども、それぞれの経営形態に合ってるかの中で選ばれているのかなという思いもございまして、やはり議員ご指摘のとおり、強制的にこちらから押しつけるような形で、この作物を作ってくれということは言えないなという風に思っております。その中で馬鈴薯、ではどうしていくのかという時に、他の作物を選ぶことと馬鈴薯を選ぶことの優位的な差が、そのことによって輪作が守れるんだよという、大きな理由、優位性が確認されるのでありましたら、町としても、振興作物の強い位置付けとして作付ご支援をしていくということは、やぶさかではないと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。今年みたいなですね干ばつ害の年ですとね、比較的影響の少ない小麦なんかですね、ある程度の収量ですね、馬鈴薯なんかを多分、多分といいますか、多分収量的には下がるのかなという風に思いますので、そういった時は余計に、来年以降とかの作付にですね、馬鈴薯の減少がですね影響を与えるのかなんていう風に素人ながら思うんですけれども、そこら辺もですね、行政が何をやるかっていうところでいけばちょっと難しい部分もあると思うんですけれども、そういったことですね、より一層、作付が減るようなことがないようにですね、関係団体と連携をとっていただきたいと、そんな風には思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、ご指摘のとおりでございまして、今年の干ばつの被害、馬鈴薯にも、もう目に見えるように被害が出てきておりますし、まだ収穫途中でありますので、全体の収量、またそれに伴う被害額というのは、まだ確定はできませんけれども、大きな被害を受けている状況にあるのはもう間違いないと思っております。その中で、次期作、再生産で、また馬鈴薯を作付していただくということへの生産者の皆さんの気持ち、モチベーションを高めていくということは、行政としてご支援しなければいけないなと感じております。馬鈴薯そのものと申しますか、今年の場合はですね干ばつの、ある意味被害、災害のような状況でございまして、この災害を受けた状況の中で、馬鈴薯を含めて、生産者の皆さまが時期作、再生産をしていくという意欲を持って来年臨んでいただけるような、そういうご支援を今、検討している最中ではございますし、早急に取りまとめて皆さまにお示しをさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、分かりました。それでは3点目について再質問させていただきます。農業経営の法人化につきましては、法人形態でいきますとですね、農業生産法人ですとか、株式会社、合同会社などがあると思っておりますし、範囲としましてはですね、一戸法人ですとか、営農集団、それから地域の集団なんかによる法人化もあり、それぞれ地域の実情におきましてですね、多種多様で大変難しい、法人化は難しいのかなというのも思っております。過去にはですね7、8年前まではですね、規模拡大加算のような優遇措置もあつたりしましてですね、法人化が進んだ時代もありましたけれども、今後集団による法人化は特に何か難しいのかなと、そんな風にも思っております。しかしですね、通告書にも記載させていただきましたけど

も、農地の引き受けによる農地の拡大が過重となっている生産者ですとか、高齢化により労働力が低下している生産者においてはですね、大型機械の導入ですとかIT技術の導入とかで努力は、効率化の努力はしている生産者も多いんですけども、やっぱり労働力の減少は深刻な問題だと思っておりますし、今後はですね地域で離農、農地をですね引き受けることが難しい困難な状況にもなると予想されます。そこでですね、法人化の推進なんですけれども、美瑛町農業振興機構がですね、法人だとか集落営農組織の支援育成をですね、取り組みの一つとして掲げております。更にですね法人化の支援をですね、積極的な取り組みとしてですね、農業振興機構もですね、積極的にですね法人化を推進してもらおうというようなこともですね、期待しているところでありますけれども、そこら辺のところを町長はどのようにお考えか、よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりでございます。ということは必然的に一戸の農家が耕作する面積がどんどん広まってきているということございまして、今のところは、この形で離農された農家がいたら、近隣の農家が畑を守っていくという形で持続的に経営できている状態にはあると思っております。ただ、これがいつまでも続く訳ではございません。更なる農家戸数の減少になっていきましたら、引き受けられる農地の面積にももう限界がやがて近づくだろうという風には危機感を覚えているところは、議員と全く同様でございます。その観点から、法人化というのは今後進むべき道の間違ひなく一つであると考えております。先ほど、法人化のメリットもご説明させて頂きいただきましたとおりでございますし、今ご指摘いただきましたように、労働力の面から見ましても、家族経営の農家の労働力を支えるというよりは、法人の中の労働力として入ってもらう方が新規で参入する労働力の方々にとっても入りやすい形でもありますし、今後の美瑛町農業のあり方の中で、法人化をご支援していくというのは、これまでどおり、更に続けてまいる所存でございます。農業振興機構も推進母体となるということでございますけど、今も取り組みを進めてございますし、また、先ほども答弁申しました、美瑛町としましては美瑛町担い手総合推進事業で法人化へのご支援をしております。その他にも国も法人化へのアドバイザー派遣などの事業もございまして、国や道、そして振興機構もですけども、様々関係する団体機関とより一層緊密に協力を取りながら、法人化の支援、バックアップに努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、そうですね法人化ってかなり難しいのかなと色々生産者の方に

聞きますと、やっぱり地域でまとまるとか、色々そういったところは難しいところがいっぱいあってですね、それぞれ差があるといいますかですね、それぞれ個々差があるので、まとめることは難しいというのもありますし、あと事務手続ですとかそういった部分ですね、そういった部分は中々大変だなという部分もあると思います。そしてまた7、8年前までありました規模拡大加算みたいな恩典っていいですかですね、特別優遇措置なんかも、もうなくなったような状況なので、なかなか進まないというところがあると思いますけども、やっぱりそこでいきますと法人化のメリットやデメリットをちゃんと洗い出してですね、事務手続の支援をしたりですね、法人化にかかる経費の一部助成をしたりしながらですね、そこを担うのはどこかかっていったら農業振興機構が良いのかなと私もちょっといたことがありますので、良いのかなと思ったりもするんですけども。そういったコンサルティング機能を強化していただいでですね、生産者の方ですね法人化の手助けをですね、強化していただきたいと、そんな風に思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、法人化の難しさっていうのは、各地域、各生産者のそれぞれの固有の事情がある中でございますので、ご指摘のとおり、難しい面もあろうかなと思っております。また、家族経営農業がもちろん駄目だという訳ではなくて、農業の基本は僕は家族経営であろうと思っておりますので、家族経営は家族経営でしっかりと継続的、持続的に進められていく、そのためのご支援も行政としてはしなければならぬという風に思っております。そして、その上での家族経営ではなく法人への移行を望むという方々に対しましては当然、そこにも手厚くご支援するのは当然でございますし、先ほども申しましたけれども、国の方で農業経営法人化支援総合事業等々、経営のサポートに入ってもらえる事業などもございますので、様々な事業を利用し、国、振興機構、緊密な連携の中で一番効果的に法人化が進められる方策について検討してまいりたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) 1番議員の質問を終わります。

次に、7番穂積力議員。

(「はい」の声)

7番穂積議員。

(7番 穂積 力議員 登壇)

○7番(穂積 力議員) 番号7番穂積力、質問方式、回数制限方式。質問事項、1、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの発電施設建設の取り組みについて。質問の要旨、新聞報道によると、国は2050年の脱炭素に向けて太陽光など再生可能エネルギーを主力電源にする方針を掲げており、本年7月に発表された「エネルギー基本計画(素案)」にも反映させるな

ど、再生可能エネルギー導入に追い風が吹いています。

また、2050年までの脱炭素社会実現に向け、再生可能エネルギー導入を後押しする太陽光や風力発電所などの促進区域は、2022年4月施行予定の改正地球温暖化推進法で新設され、市町村で定めることとなっています。

環境省は、再生可能エネルギー拡大に向けた新たな交付金制度の創設を目指しており、促進区域へのエネルギー導入を進める自治体に対して重点的に配分する方針です。

我が町は水力発電所が既にあります。今後、新たな再生可能エネルギー導入に向け、施設の建設について検討すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

質問事項2、しらかば清掃センターの自転車リサイクルについて。しらかば清掃センターでは、たくさんの自転車が廃棄されていますが、中にはまだ乗れるような、廃棄するには勿体ない自転車もあると聞きます。町内からどの程度持ち込まれているのか、現状を伺います。

また、こういった自転車は、然るべき方法で適切にリサイクルすべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 7番穂積議員さんからの2項目のご質問に答弁を申し上げます。

まず、質問事項1点目、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの発電施設建設の取り組みについて。国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を目標に掲げております。さらに、「国・地方脱炭素実現会議」において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、地方自治体等の取り組みを複数年度にわたり継続的、かつ、包括的に支援するスキームとして交付金制度を設け、各地の創意工夫を横展開することが示されております。

また、改正地球温暖化対策推進法では、指定都市等を除く市町村は実行計画による促進区域、地域の環境保全及び持続的発展に関する取り組み等を定めるよう努めるものとされました。

これらの内容につきましては、本年度中に国が基本的な考え方を示すとされておりますが、促進区域では、営農型太陽光発電など一次産業との組合せ、遊休地や公有地内の低未利用地等の有効活用、地域企業による施工、地域金融機関の出資など再生可能エネルギー事業による収益の地域への還流、災害時の電力供給等により、経済活性化や防災など地域の課題解決に資する再生可能エネルギー事業の普及等が示されております。

本町では、人口減少・少子高齢化に対応し、強み・潜在力をいかした自律的で持続的な地域を目指すまちづくりを進めておりますが、地域脱炭素の取り組みにおきましても、産業、暮ら

し、交通、公共等のあらゆる分野で、本町の特性をいかしたまちづくりを進めることが重要であると考えており、現在策定を進めている「美瑛町まちづくり共有ビジョン」では、「豊かな自然と共生し、エネルギーや資源を自給できるまち」をテーマの一つとして掲げております。また、美瑛町産業連関表の分析結果では、電力自給率の向上が地域内で経済を循環させる視点からも重要であり、地域資源である再生可能エネルギーのポテンシャルを有効利用することは、地域の経済収支の改善においても期待できるものと考えております。

本町は、太陽光や水力、雪氷熱、バイオマスなど、利用の可能性が広がる様々な資源に恵まれております。今後、国や北海道から制度の詳細が示されると思いますので、本町における地域脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、御質問にあります新たな施設の建設や民間施設の整備も含め、地域脱炭素の各施策について横断的に検討してまいります。

質問事項2点目、しらかば清掃センターの自転車リサイクルについてお答えいたします。しらかば清掃センターにおける一般廃棄物の処理につきましては、美瑛町、東神楽町、東川町で構成する大雪清掃組合において実施されており、令和2年度は、可燃ごみ7,780トン、不燃ごみ1,440トン、資源ごみ543トンの処理が行われております。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う交流人口の減少から、事業系のごみが大幅に減少している反面、一般家庭から直接搬入されるごみの量は増加傾向にあります。

自転車につきましても、正確な台数までは把握できておりませんが、他の大型ごみと同様に例年以上の台数が搬入されており、その一部にはまだ利用が可能と思われるものも含まれておりますが、廃棄物として搬入された自転車につきましては、破砕機にかけた後、鉄やアルミなどの有価物を選別し、再生資源として専門業者へ売却しているところです。

議員御指摘のとおり、まだ乗ることができそうな自転車のほかにも、再利用が可能と思われる物も廃棄物として搬入されていることから、SDGsで掲げる17の目標の一つである「つくる責任つかう責任」の達成に向けて、公民館で実施している「ゆずります・ゆずってください」事業の積極的な活用の呼びかけや資源分別収集等リサイクルに対する意識の醸成を図り、更なる廃棄物の減量に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

7番穂積議員。

○7番（穂積 力議員） はい、それでは再質させていただきます。太陽光をはじめとする発電所に関しては、取り組むということなので多く語る必要はないんですけども、ぜひ今年の春頃でしたか、留寿都町の町長がね、発電所の話ではない原子力の廃棄物の関係でNHKのインタビューに答えるべく、カメラが町長室に入った時にね、町長がモニターを見て、風力発電なん

で今日は止まってるんだと、こんな良い風吹いてるのに、今日は300万円損害だな、なんで回ってないんだって。いや、今日は定期点検なので、風車が止まってるんだということで、ぼやきの話を聞いた時、1日300万円すごいなっていうことで、特にこれは美瑛にでもぜひあるべきだなという風に強く感じた訳です。私も町の20万円の補助金ももらいましたけど、太陽光、屋根の上に付けてるんですけど、中々ブラックアウトの時も、すごく助かったというか、喜びを噛みしめたという記憶が新しいところです。そういった中でぜひ、美瑛町は私が想像している以上に他のバイオの発電、もしくはその色んなことまで考えているということがよく理解して安心しているところです。どうか太陽光、風力、色んな面で安定した収入が入るような、これからの時代、取り組むのも国がバックアップするということをうまく利用してやるべきだということを、町長がやると、取り組むと言ってるので、これ以上言う必要はないんですけど、力強く応援したいと、そういう風に考える次第です。そういうことでね、実際には色々と制限があるかと思いますが、どうか、美瑛町にはものすごい、町の土地が各地域に分散して風の通りのところにもたくさん美瑛町の土地があります。どうぞ、大きなメガ発電所を設けるぐらいの取り組みを期待したいと思うんです。今一度、町長の意気込みを聞かしてほしい。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、再生可能エネルギーを巡りましては、先ほど答弁の中に触れさせていただきましたのは、一つは、美瑛町まちづくり共有ビジョンと、今これ策定中で実はございまして、この後、町民の皆さまからのご意見もいただき、最終的に確定していくものでございますので、まだ、決定事項ではないのでお話しするのはちょっと気が引けるところもあるんですけども、現在素案として、町民の皆さんが参加してまとめてもらった、20年後の美瑛町が目指すべき姿の中の一つの1項目にエネルギーということで、豊かな自然と共生し、エネルギーや資源を自給できるまちというものを掲げさせていただいているところでございます。この項目をこの後、町民の皆さまの議論の中でお認めいただけましたら、次の段といたしまして、このことを基に、総合計画の中で具体的に、ではどのような事業としてここに掲げたものを御題目ではなくて、実際にどのように実現していくのかということに移っていく訳でございます。そういう体系立った流れの中で、再生可能エネルギー、またはエネルギーの自給という問題について具体的に進めていきたいなと思っているところでございます。また、先ほど触れましたけれどもエネルギーは町内のお金の出入りからしたらもう多く町外に出てしまっている部分でございますので、町内でお金を回していくという面からも、エネルギーを受給して、美瑛町内でお金が循環する仕組みを作っていく、そういう観点から経済の産業の振興という面からもエネルギー需給というのは大変重要なものであると認識しておりますので、更に力を入れて進めてまいりたいと考えております。一方で、ただ現状では、大きな発電施設ですとか、

発電に限りませんけれども、大きな発電施設に限りません。小規模のものもですけれども、なかなか設備投資にお金がかかって、メリットよりもデメリットの方が多いと言われているのも、再生可能エネルギーの分野では広く指摘されているところでございます。そのデメリットをうまく解消していかなければならないなという思いもあります。そこで、穂積議員ご指摘いただきました、カーボンニュートラルなどの取り組みというのは、大きな追い風であるのは間違えない訳でございます。今後、国、そして北海道もゼロカーボン北海道と大きく謳っている訳でございますので、国・道からの様々な支援制度も、打ち出されてくると思います。そこを注意深く見守り、また、先行事例ですとか、モデル事業なども参考にしながら、美瑛ならではの、美瑛らしい需給のエネルギーのあり方というものを更に模索してまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 7番穂積議員。

○7番(穂積 力議員) はい、期待します。質問、次に移ります。自転車のリサイクルなんですけど、ちょっと然るべき手段で何とかリサイクルできないものかなという質問をした訳なんですけど、答弁を見ると、かなり厳しい答弁かなと私は受け止めた訳です。といいますのは、素晴らしい自転車でも、いらなくなった人に見たら、ただのごみにしかならない訳で、然るべき方法でリサイクルする、譲ります、譲ってくださいというところに出すような考えを持ってくれたら良いんですけど、町がね、そういうところに出すようにしましょうと呼びかけるのなら、これまた別なんですけど。私は直接確認はしてないんですけど、何人かの人に、いや、いたましいって。譲ってくださいって言ったら断られた、確かにそれはそうだろうと。それで然るべき方法で、3町のごみだから、美瑛だけおいしいところ取るなんていうことにはならないので、要するに何とか、譲ります、譲ってくださいというところに回せるような誘導をするなり、もしくは3町の機会ある時に、そういう声も出てるんだと、美瑛からは出てるんだぞと、そういったことで私の願いというか、譲ってほしい人がいるということ、どうか受け止めてほしいと思います。今一度、答弁を。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、先ほど答弁申し上げましたとおり、今年議員ご指摘のとおり、自転車の搬入も数が多いようでございまして、しらかば清掃センターの周囲を通った時に、目に付くところに自転車が数多くあるという状況に至っております。3町での取り組みで3町から搬入が入ってきますので、先ほどもちょっとご答弁で申し訳なかったんですけども、台数までは確認はできていないんですけども、多くの数が今年搬入されていると聞いております。一旦、粗大ごみとして搬入されておりますので、その粗大ごみを、リユース、リサイクルは

鉄、アルミ等々、部品取って、実際これには回しておりますけれども、その後もまま使ってもらうリユースにつきましては、粗大ごみを搬入した時点でその所有者、持ち主の方の許可が要するということとして、そこがまず一つ、すぐにまだ使えますから使ってくださいと譲り渡すのが難しい。粗大ごみとして搬入したものを扱う難しさが1点ございます。もう1点、仮に、良いよという承諾を得て頂いた後、リユースに回す自転車ですけれども、現状のしらかばの中になかなか保管しておく広いところ、雨ざらしという訳にもいきませんので、どのように保管するのかという課題もある。この2点が今、ご指摘いただいて検討した結果、この課題が今出てきたなと思っているところでございます。という訳で、譲ります、譲ってくださいコーナーの利用を促進していく、更に呼びかけていくというのは、今まさに町行政として、すぐに手がつけられる部分でございますので、リユースの拡大というSDGsの面からも進めてまいりたいなと思います。もう1点、これ株式会社、名前言って良いんでしょうけど、株式会社ジモティー、いわゆる地域情報サイトジモティーというものがございまして、地域の人が、これ不要になった、でも同じ地域の人で、それを自分が使いたいというところを、間をやりとりするサイトがございすけれども、近隣では鷹栖町がこの株式会社と協定を結び、その中で、今回のような粗大ごみとして出される、でも使えるという物の受け渡しを行っていただいているという例もあるそうでございます。調べてみますと北海道内6市町で同様の取り組みをしておりますので、美瑛町といますか、大雪清掃組合3町でやっております。組合としてもこの取り組みもできるのではないかという思いもございすので、議員ご指摘いただきましたとおり、3町の集まりの時ちょっと言ってみろよということでございすので、3町、この大雪清掃組合の中で私の方からもご提案して、話題にしてみたいなという風に思っております。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問を終わります。

次に、6番中村俱和議員。

（「はい」の声）

6番中村議員。

（6番 中村 俱和議員 登壇）

○6番（中村俱和議員） 番号6番中村俱和、質問方式は時間制限方式です。質問事項は二つあります。

まず1番、コロナ禍の経済支援の情報発信等について、質問の要旨を申し上げます。長く厳しいコロナ禍が続いています。町は町民の命と暮らしを守るために、一層の目配りと分かりやすい情報の発信に努めることは言うまでもありません。

コロナ禍による経済停滞に対して、町は国、北海道と共にいくつかの経済支援策を行ってきました。しかし、町のホームページでは、こうした経済支援策情報の検索が分かりにくいと指摘されています。また、広報びえいには、現在進行している経済支援策情報が、月ごとには掲

載されていません。さらに、申請を受け付ける美瑛町商工会には、全ての事業者が加入している訳ではありません。こうしたことにより、救済策から遠ざけられる町民は少なくないと思われます。

そこで、現在進められている経済支援策の情報発信などについて、以下の5点を伺います。

(1) 町のホームページについて、経済支援策情報の検索を分かりやすくするとともに、経済支援策の進捗状況を発表するべきではないか。

(2) 広報びえいには、経済支援策の専用ページを毎月設け、支援策の内容と進捗状況を記載するべきではないか。

(3) 経済産業省の月次支援金を申請する場合、確定申告の白色申告者では、基準年の平均値と比較するという規定のために申請できない事例が発生しているが、町は救済するべきではないか。

(4) 様々な経済支援策を丁寧に説明し、受付窓口に案内する専門係を役場に設けるべきではないか。

(5) 町は、この難局を乗り越えるために、町民に対して新たな生活支援金を支給するべきではないか。

質問の相手は町長です。

2番目の質問事項に移ります。海外資本による民間の土地買取について。質問の要旨、外資による土地買取は、北海道では倶知安町・ニセコ町をはじめとして全道各地に広がっています。富良野市の北の峰地区では、ほとんどの土地・建物が海外の投資家に売却されていると報じられ、市民は不安を感じ、何らかの対策をするようにと声を上げ、自治体は苦慮しています。本町でも街中の土地あるいは郊外の広大な土地が、外資によって買い取られていると報じられています。

そこで、外資による町内の民間の土地買取について、以下の4点を伺います。

(1) 町は土地買取の実態を把握しているか。

(2) 外資の土地買取が更に進めば、先人たちが残した功績を受け継ぐとする「美瑛町まちづくり総合計画」と矛盾が出てくるのではないか。

(3) 外資の土地買取の結果、地区のコミュニティの崩壊、地方税等の徴収や公共工事に支障などが生じることを指摘されているが、どのように認識しているか。

(4) 外資の土地買取に対して、町は何らかの指導、制限、規制を検討すべきではないか。

質問の相手は町長です。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長（角和浩幸君） 6番中村議員さんからの2点の質問に答弁を申し上げます。

質問事項1点目、コロナ禍の経済支援の情報発信等についてです。新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで北海道内には緊急事態宣言等が繰り返し発令されており、観光客の激減や時短営業の要請などから、本町の経済は大きな打撃を受けております。長引く経済活動の停滞に対しては、これまで国や北海道をはじめ、本町でも独自の事業を実施し、持続的な経済活動を支援しているところです。

1点目及び2点目につきましては、ホームページでは当初、新型コロナウイルス関連の情報を一括して掲載しておりましたが、情報量の増加に伴って検索事項が分かりにくくなってきたことから、事業者向けのページを作成するとともに、最新情報をいち早くお知らせできるよう努めております。

また、国や北海道による支援事業の進捗状況は把握できませんが、本町が実施する事業につきましては、公表可能と考えております。広報紙では、これまでも必要に応じて経済支援策の特集記事を掲載しており、引き続き新たな事業の開始時などにお知らせするとともに、支援事業の対象となる事業者が特定できる場合は、商工会等と連携して個別に情報提供するなど、事業者の皆さまに分かりやすい情報の発信に努めてまいりたいと考えているところです。

3点目につきましては、国が実施する月次支援金は青色申告者が基準年の各月の比較となるのに対し、白色申告者は基準年の年間収入の1/2と比較した売上げが50パーセント以上の減少月があれば給付対象となります。これは国の規定によるもので、白色申告では月次の収入の捕捉が困難である等の理由によるものと思われませんが、いずれにいたしましても国が全国一律に行っている運用方法であります。

本町としましては、独自に経営持続化支援事業を行っており、また、北海道は国の月次支援金の対象外となる50パーセント未満の減少であっても、30パーセント以上の減少につきましては特別支援金を給付しております。今後とも経済支援策につきましては、国や北海道の関連事業全体の中で判断するところであり、本町独自の支援事業の更なる周知を図るとともに、状況に応じて新たな事業を検討してまいります。

4点目につきましては、多岐にわたる経済支援策について、現在、商工観光交流課で丁寧な対応に努めており、国や北海道の支援制度につきましては、パンフレット等を用いた説明で不十分な場合は、専用のコールセンターへ相談する方法も案内しているところです。

5点目につきましては、経済的に困窮されている方々への支援は重要でありますので、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や国の支援策等を注視しながら、包括的に検討してまいりたいと考えております。

質問事項2、海外資本による民間の土地買取について答弁を申し上げます。海外資本による

民間所有地の取得につきましては、北海道のみならず全国的に問題視されており、本年6月には「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律」が成立し、防衛施設や原子力発電所周辺といった国の安全保障上重要な土地のみの規定に限定されているものの、国レベルでの対策が動き始めたところと認識しております。

1点目につきましては、外国に住所がある個人または法人が所有する町内の土地の状況は、本年1月現在で宅地や山林などを合わせて、およそ64.8ヘクタールとなっておりますが、海外資本が日本人や国内法人名義で取得する場合も考えられるため、正確な面積等を把握することは困難な状況にあります。

2点目及び3点目につきましては、コミュニティの崩壊等支障が生じている事実はありませんが、美瑛の地を後世に引き継いでいくことは、我々の使命であると承知しております。海外資本による不動産売買を規制するルールはなく、合法的に不動産を取得することは可能なことから、情報の収集を怠ることなく、土地利用や公共事業等の地域振興に支障を来たすことのないよう、不断の取り組みを進めて行かなければならないと考えております。

一方で、グローバル社会の中であって、偏狭な排外主義に陥ることは時代の流れに逆らい、人権上も問題であると考えます。本町には、美瑛の魅力に触れて国の内外から移住され、地域コミュニティを大切に生活されている方も多くいることから、地域資源でもある自然環境や景観の維持保全といった規制やガイドラインの中で、互いが共存できるルールづくりも必要であると考えております。

4点目につきましては、北海道の「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、町内の一部の土地につきましては、売買等の取引の際に北海道に対する事前協議が必要であることから、一定の規制が成されているものの、その他多くの土地につきましては規制が無い状況であります。民有地の売買を各自治体が規制することは私権を侵害することになりかねないため、慎重な検討が必要であります。

いずれにいたしましても、国が自治体の後押しとなる法整備を行うなど、本町だけではなく国全体で取り組むべき問題でもあると考えますので、今後の国の動向も踏まえながら、本町の特性をいかした取り組みを検討してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、中村です。まず一つ目の質問、コロナ禍の経済支援について質問いたします。まず、情報発信ですけれどもね、まず情報発信の基本的な考え方を伺います。今更言うまでもありませんけれども、町の広報、ホームページですね。広報紙、これはどこの自治体にとっても最も重要な情報伝達媒体ですね。いかに住民の関心を引きつけるか、そして分か

りやすい内容にするか。これは当然のことです。職員の皆さんは、この件で苦勞してると思うのでありますけど。さてですね、ホームページは、これいつでも更新できる訳ですね、印刷物と違って。ですから、更新した後にですね、この内容を誰が評価するのか。もちろんこれは制作者自身ではないんですね、受け取る側です。つまり町民ですね。ですから、ホームページを更新した直後からですね、これをご覧になった町民はですね、色んな反応があるはずで。何らかの反応がある訳です。良かったとか、あるいはこういうところ分かりにくいから直してくれとか、そういったところは当然ある訳です。何も言わない町民はですね、大多数ですよ、大多数だと思うんですけどもね。少なくない町民はそういう声を挙げると思うんですね。ホームページが分かりにくいという指摘があればですね、これは直ちに手直しするべきだと思うんですけどもね。こういう姿勢が大事だと思うんです。まず姿勢の問題なんですね。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 情報の大事なところは、正確さもありますけれども、その伝達性、速報性など、様々あると思います。情報を速やかに分かりやすくお伝えすることが広報媒体の使命でございます。ご指摘のとおり、ご指摘がありましたら、ホームページ上で分かりにくいよ、見にくいよというご指摘がありましたら、速やかに訂正していく、そういう姿勢が大事であるということは、議員と全く同様でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、中村です。はい、その姿勢はありがたいことです。そこですね、まず町のホームページの情報発信についてですね、これは先ほども申し上げましたように分かりにくいと。なぜなのかといいますとね、まず、この経済対策の情報はどこにあるのか、探し出すのが一苦勞なんです。ということはですね、ホームページのトップページを開きますとね、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせというのがあります。これはですね、経済対策を探している町民にとってはですね、これピンとこないんですよ。感染症に関する、ではですね、という表示ではですね、感染症の予防対策なのか治療方法なのかと、こういう風に受け取ってしまうんですよ。ずばり、ここですね、経済支援という文言を明記して、コロナ禍に対する経済支援のご案内などとすべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほども答弁申し上げましたけれども、当初は感染症全体の中の位置付けで情報を掲載しておりましたけれども、新たに情報量も増えてきていることから事業者向けの

ページを作らせていただいているところでございます。その場合のご紹介のタイトルについてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う支援について、あるいは、新型コロナウイルス感染症対策関連制度業務一覧という仮見出し、タイトルで掲示をしているところでございまして、経済支援を必要とされる事業者の皆さまにとっては、このタイトルでご案内できているのかなという風に今は考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、私が申し上げたことがですね、うまく伝わっていないようで、もう一度質問しますけれども、トップページにですね、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせと、これはこれで良いんですよ。だけど、このトップのですね、トップページに同時に掲載するのは、コロナ禍に対する経済支援策のご案内と二つに分けて、トップから入れるようにすべきだと、そういうことを申し上げたいです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ホームページでございますので、コロナ対策のみならず様々な重要な情報をホームページから発信をさせていただいております。それらを並べた時に、一番分かりやすく効率良くというところで、まず新型コロナウイルス感染症のコーナーというところ、そこからすぐに次の支援策へのところを誘導させていただくという形が、他の情報との兼ね合いの中でも、町民の皆さま、事業者の皆さまにも分かりやすい形であるという風に判断して、現在はこの形をとらせていただいているところであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、中村です。次の質問に移ります。これ更新したその日ですね、更新日の情報がですね、これ表示されていないんですね。どこの自治体のホームページでもですね、色々あったりなかったりするんですけどもね。このホームページというのは日々刻々変わりゆく情報に対して、それを刻々と伝えているということが大事であってですね。それから同時に、この更新した日がいつなのかと。これははっきりね、明示することが大事だと思うんですよ。印刷物ではそうはいきませんよ。発行日、年月日はこれ一度しかありませんから、これはずっと固定される訳ですよ。だけどホームページというのは、やっぱり広報びえいの印刷物と本質的に違うんですね。そこをやはり認識して、更新日をやっぱり表示してもらいたいと、はっきりトップの方にですね。トップのところと、それから、その次のページ、細部のページにも、ビシッと書く、目立った色を付けてですね、大きく表示すると。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、ご指摘のとおり、ホームページという媒体のメリットでもあり、重要なところというのは迅速性であり、速報性の部分でございますので、そういう意味で更新日というのは、一つの重要な情報になっていると思っております。現在も全てではございませんけれども、必要であると思うところにつきましては、更新日も掲載させていただいておりますけれども、今後より中身を検証いたしまして、さらに、更新日が必要であると、更新日が入った方が、情報の新しさ、新鮮さというものが伝わるという項目ございましたら、更新日の日付につきましても掲載をさせていただきたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、期待しておきます。次にですね、更新日の他にですね、これ締切日、色んな支援策はもう数多くありますけれども、この締切日、これをはっきりしたり、しなかつたりいたします。最後の末端に行けばですね、書いてあることが多いんですけども、やっぱりこれもですね、なるべくトップに次ぐところにやっぱり表示すべきだと思うんですね。ホームページではですね、新型コロナウイルス感染症対策関連制度という一覧ありますね。町長がおっしゃったように、業務一覧があります。だけどこの中にですね、トップの中、この一覧のページにですね、締切日をきちっと書いておくと。そして更にですね、進捗状況、これは町長がおっしゃったように、国や北海道の進捗状況はなかなか難しいというお答えでしたけれどもね。少なくとも町の支援策については、どのぐらいの応募数があるのか、そして枠があるのかなのか。予算ですから枠があるんでしょう。だからどのぐらいの枠が残っているのか、そういうこともやはり非常に重要になってくると思うんですけども、どのような認識でしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、1点目の締切日につきましてでございますけれども、色々な掲載の仕方があろうかと思えます。その事業が組まれた順に掲載をしていくというやり方、あるいは対象者別の一覧の見せ方、あるいは似ている事業内容を一つに、項目に集めて見せていくやり方、様々あろうかと思えます。締切日につきましても、そういうような様々な、一つの事業を持っている情報のうちの一つであろうかと思えます。締切日順に見せるということも一つのアイデアかなとも思いながら聞かせていただきましたが、現在のところは、町内事業者あるいは事業者及び町民別という、今町が組んでいる項目立てでお知らせをする形の方が、より見やすい形ではないかなという判断の下、現状の配列にさせていただいております。その中で、締切日が分かりやすいような表示につきましては、今後、表示方法の工夫について検討させていただきたいと思えます。

実績状況につきまして、国・道のものにつきましては私たちが把握できる範囲を超えておりますので、無理でございますけれども、町内事業で実績という形で表すこと、何十%ということなのか、あるいは枠として、あとまだこれだけありますというような表示の仕方というのは、町内事業であれば可能でございますので、表示について考えてまいります。分かりやすく、今の事業の状況についてお知らせするよう努めてまいります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、期待しております。次にですね、広報びえいの情報発信について伺います。町民はですね、多くの町民は特に春先から秋口まで毎日忙しい日々を過ごしております。その中でですね、広報紙をいかに読んでもらえるのか、理解してもらえるのか、これは重要な課題であります。経済支援策についてはですね、発表の月に掲載されております。しかし、それ以後の広報紙の月にはですね、これは掲載されていないんですね。これはですね、そうしてしまうとですね、町民は忙しい中、見過ごしてしまったり、次第に関心が薄れてまいります。そこでですね、今現在、こういう異常事態の中に置かれている訳ですからね、この異常事態に対するやはり体制がある訳ですよ、体制を作らなくちゃいけない訳ですよ。ですから、その異常事態の体制の中で、専用のページを毎日決まった場所に設けて、パッとそのページを見れば分かるように、こういうやはり工夫が必要ではないかなと、やっぱり私は痛感してる訳ですね。確か、春とか2か月とか3か月前にこういう記事があったなと思ってもですね、その広報紙はどこかに行ってしまうたり、バラバラになってしまったり、やはり、そういうことは現実に起こり得る訳ですよ。ですからね、この毎月専用のページを設けるということは、非常に大事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 広報びえい全般について、分かりやすい工夫をしているというご指摘をいただきましてありがとうございます。本当に、職員、いかに見ていただくか、分かりやすくお伝えすることができるかということ毎号、毎月考えながら発行させていただいているところであります。そういう状態でございます。毎月、毎月お知らせしたい情報は多々ある中で、紙面も限られております。その中でいかに多くの情報を分かりやすく正しくお伝えするかということが非常に苦心をしているところであります。ページの都合からどうしても毎号、毎号同じ情報をお伝えするよりは、その月、その号の新しい情報をお伝えするという方を優先するという場合につきましては、やはり新しい情報を掲載をさせていただいてる形となっております。もちろん、経済支援策が優先順位低いという訳ではございませんけれども、まずは1回は必ず経済政策につきましてもお知らせをさせていただいております。そして、答弁を申しま

したが、個別の対象の事業者、この事業が該当すると思われる事業者の方々には個別にもご案内をお送りしております。二重にお分かりいただけるような形をとっておりますので、現行のやり方をご理解賜りたいと思います。なお、締切がまた近付いてきたりとかいう場合につきましては、また別でございますので、こういう事業も間もなく締切りますよというような、ついでのご案内というのは適宜させていただき、ご利用を進めるように努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、中村です。それでは次に、月次支援金についてのことについて質問いたします。国がですね実行している、月次支援金の申請をする場合ですね、白色申告の申請者はですね、不利な扱いをされております。これは基準年の当月の比較ではないんですね。当月と比較して、50%以下になった時に救済するということですが、これが白色申告者の場合はですね、営業月の平均なんですね。町長がこのお答えの中で、12分の1とおっしゃいましたけども、これは営業月の間違いではないかなと思いますけども、それはそれで置いてですね、この町長のお答えでは経営持続化支援事業を行ったと。しかし、この事業はもう終了してるんですね、先月終了してると伺いました。今後ですね、国の月次支援金というのは今後も続いていきます。ですから、どのように今後救済するのか、やはりこれは検討するべきではないかなと思う訳です。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず、経産省の国の月次支援金の部分についてでございますけれども、ちょっと認識が間違っていたら申し訳ございませんが、私の手元にある給付規程等によりますと、白色申告者の場合は基準となるのが一昨年の1年間の年収、それを12分の1、12か月で割ったものが一月の基準になるという理解でおります。その前提でお話をさせていただきますと、確かにその月によりましては、白色申告者にとりまして不利になる月も出てくることは、理屈上分かります。ただ、一方で有利になる月も出てくることも理論上あり得ます。そういうことを恐らく、国は勘案してこれ国の制度でございますので、そういうことを勘案して、国は青色申告者と白色申告者にそれぞれ別々の申請方法を規程の中で定めたんであろうと推測しているところでございます。いずれにしましても、国の制度でございますので、全国一律にこの方式で事業者さんへの支援が行われております。美瑛町といたしましても、それはこの制度に則った形を進めてまいりたいと考えております。これとは別に、これは国の制度でございます。それとは別に、先ほどご指摘いただきました経営持続化支援事業、こちらは美瑛町独自の対策事業でございます。ご指摘のように、補正予算を組みまして行った事業で、既に終了はし

ておりますけれども、国とは別の、美瑛町独自としての対策として、まず講じた事業でございます。このコロナの影響がどこまで続くのか、見通しが分からない中で、この春に立てた事業でございますので、一旦期限を切って、この事業につきましては終了しておりますけれども、今後のコロナ禍の状況を見まして、また新たに、美瑛町独自の経済支援策については検討させていただきたいと考えているところであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。はい、伺いました。時間の関係で次の質問に移ります。この難関を乗り切るためのですね、4番の質問ですけども、体制づくりについてですね。私は経済対策の説明だとか、案内だとか、こういうことを要求いたしましたけどもですね、本質的にはですね、経済支援対策本部なんですね。言わば、経済支援総合本部なんですよ。これ今の体制どうなってるかといいますとね、これまでの体制どおりの商工観光課からですね、色んな住民生活課、保健福祉課、そういうことですね、部署はそのまんまなんですね、あっち行ったりこっち行ったりしなくちゃいけないという体制なんですね。ですから、これはまず、今の緊急的なですね体制を作らなくちゃならないということですね。やっぱり経済支援総合本部、こういったものをですねバーンと看板を出して、掲げて、町民に示すことだと思うんですね。やっぱりそれによって町民の評価はググッと上がると思いますよ。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) コロナ禍に対する様々な支援制度につきましては、例えば、使用料等の減免とかの形のご支援もございます。それは各担当課の方で行っておりますが、経済支援策につきましては、商工観光交流課が一元的に行っております。丁寧な説明に努めているつもりではございます。この課を、看板を経済支援対策本部等を掲げるということは、もちろん可能ではございますけれども、実態といたしましては、商工観光交流課が全課員全力で業務に当たっているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、伺いました。最後の5番目の質問に対するお答えは了解いたしました。期待したいと思います。

そこで次に、2番目の質問に移ります。海外資本による民間の土地買取についてですね。これを伺います。まず、時間の関係もありますから、この実態を把握しているかについては、これは了解いたしました。2番目のですね、正確な面積把握ですね、これについて伺います。これが困難だというお答えでしたけどもですね、固定資産税を課税する以上ですね、これ面積が

算定しているはずですけども、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) この部分につきましては答弁申し上げましたとおり、海外資本が実態としては海外資本であるものが、日本人や日本の国内法人の名義で土地を取得した場合というのは日本名義になりますので、その部分につきましては、把握がしかねている状況であるということのご説明でございました。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、中村です。それでは2番目の質問ですね。まちづくり総合計画との関連についてお伺いします。これは当然、町をつくってきたのはですね、開拓の先人たちですね。海外の人ではありません。よくグローバル時代と言われますがですね、これは農業関連も見てもお分かりのようにですね、これは危険な一面を持っていると私は受け取っております。これはグローバルが全て良いなんということがあってはですね、これが仕舞いにはですね、美瑛はどっかに行ってしまうでしょう。消えてしまうかもしれません。やっぱりグローバルっていうのはですね、あくまでも節度と制限の中に置かなければならないと思うんですけども、この認識はいかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 確かにおっしゃるとおりでございます。グローバル化という言葉が示すものが全て良いとは考えてございません。日本といいますか、美瑛町の独自性、歴史性、というものを損なうことがないような、しかし、海外との交流によるメリットも享受できるという、そのバランスの問題だろうと考えています。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、中村です。それでは3番目の質問に移ります。コミュニティの破壊についてですけども、今ですね、これはコミュニティの破壊というのは、ある場所ではですね、急速に進んでおります。美瑛ではまだ物件は少ないですから、またそういう緊迫感はありませんけども、例を挙げればですね、富良野市の北の峰、ここですね。私の友人がですねここで飲食業を営んでおりました。本州から関東から来て、もう25年ぐらい前ですね。しかしですね去年、周囲の土地、建物が次々と海外資本に買い取られて客は減り、町内会はガタガタになったと。そこでやむなく関東へ戻ってしまったんですね。海外資本の買取りっていうのはもう急速に進んだんですね。2年か3年ぐらいだと思えます。NHKのホームページによりま

すとね、北の峰のこの画面が出てきます。建物はずっとありますけども、赤印が海外商に買い取られた物件なんですね。これが大体このほとんど赤なんですよ。今交渉中というのも青でちょこちょこっとありますが、青と赤見ればもう9割ぐらいそうなんですね。ですから、これは富良野市はどのように考えてるか、私はお聞きしたんですけどもね。やっぱり率直に言って、公には言えないけども苦渋してると、どうしたら良いか分からないということなんですね。ですからね、これはまず町長に伺いますけどもね。こうした中、海外商の土地買入のこの対策についてですね、まず近隣市町村と情報交換を行っていくことではないかなと。それが対策の第一歩ではないかと、だと思っうんですね。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりであろうと思います。現在、様々な首長が集まる会合等がございます。その中で、取り立てて外国資本による土地売買がテーマになって、それだけの話を詰めて話をしたということはありませんけれども、答弁も申し上げましたとおり、これもう日本全国での問題にもなっていると思いますので、首長等集まる機会がございましたら、このようなテーマでの議論もした方が良いのではないかとということを私からも呼びかけていきたいなと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 率直に言いましてね、首長さんはやっぱりどうして良いか分からないというのが実態だと思うんです。それをなかなか公にはできない。やっぱりお客さんでもある訳ですからね、海外の方は。ですから、まずですね、町長がですね、美瑛町長がやはり旗振って、やはり提起すると、提案すると。そういう行動に出ればですね、他の町村も同意を得られると思うんです。そこを待ってるのではないかなと私は思うんですけど。ですから、まずその勇気ですね、勇気なんです。いきなりですね、明日からやろうという話にはなりません。何かの機会があれば、そういうことを発信する。今メールもあるんですから、今日でも明日でもできる訳ですよ。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、各町ともにですね、答弁の中でもございますが、法律的には規制が中々しにくい、できない現状の中で、ではどうやって対処していくのかというのは、各町の差はあってもそれぞれ悩んでいるところだろうと思います。大きな会合の正式なテーマになってどうこうしたことはございませんけれども、首長同士がそういう場で集まって雑談とかしている中では、少しずつ、こういう話題も出てきているところでもあります。ということで、共通

の課題だろうという認識はできているかなと思います。なかなか首長が集まって今日この会議でこの話題をテーマ設定しようというのは数も限られているものですが、機会を捉えて、今回はこの話の情報交換を皆でしようよというようなことを美瑛町から投げかけてみたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問を終わります。

2時50分まで休憩します。

休憩宣告（午後 2時36分）

再開宣告（午後 2時50分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、13番八木幹男議員。

（「はい」の声）

13番八木議員。

（13番 八木 幹男議員 登壇）

○13番（八木幹男議員） 番号13番八木幹男、質問方式、回数制限方式でお願いをいたします。質問事項1、コロナ禍における情報伝達の在り方と美瑛町業務継続計画について。質問の要旨、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）は、変異を繰り返し一向に衰える気配が見えません。全国的には、ワクチン接種の進展、治療薬の開発も進み、対処療法だけに頼っていた頃と比べると、一步一步前進しているように見受けられます。

一方、旭川市の状況は8月25日に過去最多の83人が感染、8月18日から24日までの一週間で人口10万人当たりの新規感染者は119.74人と、札幌市を超え全道最悪レベルになっています。

美瑛町においても、一週間ごとに見ていくと8月1日から7日に2人、8月8日から14日に2人、8月15日から21日に2人と感染者が報告されており、予断を許さない状況にあります。

このような中、行政は随時適格な情報提供に努めるとともに、危機管理の徹底を図っていく必要があります。

そこで、次の3点を町長に伺います。

（1）本町における感染の発生状況に合わせて、その後の経過と、どのような対策を講じているのか町民に報告していくべきではないでしょうか。

（2）議会との情報共有も不可欠で、令和2年3月2日の議員協議会での経過報告のような場面が必要なのではないのでしょうか。

（3）美瑛町業務継続計画（以下「BCP」という。）とは別に、コロナのBCPでは職員の約4割が出勤不可能を想定で作られています。ハード面でのノートパソコンの導入、ソフト

面でのリモートワーク等の対応策も考慮すべきではないでしょうか。

質問の相手は町長。

質問事項2、美瑛町観光マスタープランとアフターコロナにおける持続可能な観光について。質問の要旨、オーバーツーリズムとまで言われていた美瑛町の観光がコロナの影響を受け、危機的な状況にあります。

しかし、コロナで気付かされたことは、美瑛町にとって観光は重要な産業の一つであるということです。

さらに、視点を変えると観光事業再構築のチャンスと見ることもでき、そのヒントが美瑛町観光マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）に示されていると考えます。マスタープランでは観光の質の向上を重視し、「くらしと観光の融合によるまちづくり」を掲げています。

また、農地への立ち入りや路上駐車が増加、交通渋滞の深刻化など、農村景観を目的とした観光客への対応といった直近の大きな課題もあります。

このような中、観光の質の向上に欠かせないターゲットは、より長く滞在してくれる、繰り返し来てくれる、より多く消費してくれる観光客です。このような観光客に来てもらう仕組みを構築していく必要があります。

ヒントは、イベントの日常化という発想です。

各種イベントの参加者を対象に、家族で再来町してもらい、自転車で、ウォーキングで周遊してもらうプランを提案していくというものです。

このようなことも踏まえ、アフターコロナの観光施策に関して、次の3点を町長に伺います。

(1) 町外から各種イベントに参加してくれた人たちに観光提案していくことはできないのでしょうか。

(2) さらに、私たちは特別な存在と認識できるような周遊ガイドマップを作ることはできないのでしょうか。

(3) 日本のトイレは、温水洗浄トイレが当たり前の時代となっています。古いタイプのトイレを温水洗浄トイレに改修はできないのでしょうか。

以上、質問の相手は町長です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 13番八木議員さんからの2点のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、コロナ禍における情報伝達の在り方と美瑛町業務継続計画について、答弁申し上げます。本町における新型コロナウイルスの感染状況につきましては、変異株の流行も相ま

って、議員御指摘のとおり、令和3年7月下旬以降は感染者が断続的に発生している状況にあります。

1点目及び2点目につきましては、北海道では令和3年6月20日から保健所分の感染状況の公表方法を変更しました。変更内容としては、毎日の公表を個人単位から振興局単位での人数の公表とし、毎週月曜日に市町村別の7日間累計感染者数を公表する方法となったことに加えて、保健所において、感染した御本人の公表に関する意向を確認しないこととなりました。

令和2年3月2日の議員協議会では、保健所により公表に関する同意が確認された方を対象に経過報告を行っており、公表方法が変更された以降は、御本人への同意確認が実施されていないことから、年代や性別、感染確認日、濃厚接触者の有無などの情報が確認できない状況にあります。ただし、本町が所有する施設における利用者や町職員の感染が確認された場合、また、クラスターが発生した場合などは、関係機関と調整を図りながら、御本人の同意を確認した上で、速やかに議会や町民の皆さまにお知らせするとともに、感染拡大防止等の対策と対応を進めてまいります。

現在、感染者の発生状況につきましては、北海道の公表内容に基づき、防災行政無線や美瑛町LINE公式アカウント、また、5月から開始した地デジ広報などにおいて情報発信し、あわせて感染拡大防止の注意喚起にも努めております。

3点目につきましては、本年度からデジタル化やペーパーレス化の推進を図るため、モバイルノートパソコンの導入を進めているところであります。また、国が試験的に運用を開始しているテレワークシステムを活用して、総務課から試行的にテレワークの試験運用を開始しており、今後災害等の非常時においても行政サービスが滞らないよう、体制や環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

質問項目2点目、美瑛町観光マスタープランとアフターコロナにおける持続可能な観光について、お答えをいたします。昨年度の本町の観光客入込数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対前年度比で半減し、観光産業へ大きな影響を与えております。また、旅行形態も大きく変化し、団体旅行は敬遠され、いわゆる3密を避けた個人旅行が増加しております。

このコロナ禍の状況を踏まえ、本年度実施している美瑛町観光マスタープランの中間評価におきましては、アフターコロナにおける新しい視点からマスタープランの改定に向けた検討を進めているところであり、働きながら休暇を楽しむワーケーションや近郊を短時間で観光するマイクロツーリズム等の新たなニーズの高まりを的確に捉え、繰り返し本町に来訪いただけるよう、本町の魅力をいかした取り組みが必要であると考えております。

1点目につきましては、これまでも丘のまちびえいDMOや観光協会等において、写真撮影や各種創作体験、景勝地でのウォーキングなど、本町の地域資源を活用した様々な体験型観光を提案しており、引き続き積極的な情報発信により観光消費の喚起に取り組んでまいります。

2点目につきましては、観光スポットや周遊コース等の紹介は、観光協会が作成しているロードマップやパンフレットへの掲載のほか、SNS等により情報を発信しております。コロナ禍にあっては、積極的な観光誘客に取り組みにくい情勢にありますが、SNSや各種媒体を活用して即時性のある内容を盛り込みながら、情報発信の一層の強化に努めてまいります。

3点目につきましては、道の駅をはじめとする多くの観光施設のトイレでは既に温水洗浄便座が設置されておりますが、未だ和式トイレや老朽化した施設も残されていることから、昨年度は、白金観光センター横の公衆トイレを改修し、また、国設白金野営場の公衆トイレにつきましても、次年度の運用に向けて本定例会へ補正予算を提案させていただいており、今後も計画的に観光客等の利便性の向上につながる観光用トイレの整備や改修に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 13番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

13番八木議員。

○13番（八木幹男議員） 13番八木です。再質問をさせていただきます。こちらの質問、提出された時点と状況が若干変化をしておりますので、若干範囲を超えてる部分があるかもしれませんが、その部分につきましては、答弁いただける内容で答弁をいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、確認しておかなければならないことは、現在は平時ではなく非常時だということであります。この現状で伝えるべき情報は二つの面があるのではないかなと思っております。一つは、危機管理の共有、もう一つは、安心の提供、こういうことであります。この安心の提供が若干弱いのではないかと感じております。

まず1点目についてですが、広報9月号では、新型コロナウイルス接種の内容と、新型コロナウイルス感染者の公表方式が6月2日から変わりました。こういう内容であります。それじゃ保健所からの感染状況がない中、美瑛町としては、感染者あるいは濃厚接触者への対応はどのような形で対応をしようとしているのでしょうか。ここについては、保健所からの連絡がない限り情報は掴めない訳ですけども、本人から申告してもらい支援をしていくと、こういった手法もとれるかなということも考えております。また、広報6月号では新型コロナワクチン接種、こちらのQ&Aが掲載されており、副反応のこと、ワクチンの効果などの疑問に答える形で説明をされております。ここまでは十分説明いただいているんですが、さてこの安心の提供、こういった面からすると、やはりここで終わってはいけないと、このように感じております。次は年齢別の接種状況はこうで、副反応の状況はこうでといったこういった内容を数値化し、タイミングを計らい状況を提供していく事が必要なのではないでしょうか。

次に、2点目であります。議会との情報共有の面ですが、これは議会自体の問題もありますので、なかなか答弁いただきづらい面かなと思いますが、財源が伴うものについては、随時

説明をいただきながら検討を加えてきております。しかし、感染状況あるいはワクチンの接種状況に関しては、個人情報といったデリケートな部分もあります関係上、やはりこの、なかなか情報共有できない部分もありますが、できる範囲で情報共有をしていく、こういった流れが必要ではないかなと思っております。

続きまして3点目、BCPに関してであります。ハード面では、ノートパソコンの導入を進めていこう、こういうことですが、導入後のパソコンの管理面、こちらにおきましては、やはりこの盗難ということはないと思っておりますが、万一のことも考えながら、個人ごとの鍵付きの収納ロッカー等に収納して帰ると、こういった手法も考慮していくべきではないかなという風に思っております。またソフト面では、自宅で仕事をする場合、パソコンの不具合、想定されます。また、本町においては、ネットワークシステム及び全庁システムの運用面においても外部委託者に100%頼るのではなく、自前の情報担当を設けて、ある程度対応できる仕組み、こういったものも構築していくべきではないかなと思っております。以上、若干こういった部分もありますけれども、再度町長の考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、八木議員さんからの再質問にお答えをさせていただきます。まずコロナの感染状況についてでございますけれども、北海道保健所からの発表方法が6月から変わったのは先ほど申したとおりでございます。ただ、変わっておりませんのは、感染者の確認、それとそれに伴う濃厚接触者の特定等々の部分につきましては、これは北海道保健所の業務として行っているものでございまして、美瑛町としては知る術のないところになります。美瑛町で、町内でございますから、噂として入ってくることも当然でございます。ただ、しかし、美瑛町といたしましては、保健所が実施しましたPCR検査の結果ですとか、客観的に判断できる材料というものが何も手元にない状況の中で、その中でいっても、美瑛町としてできることが何かということをご苦労しているところでございます。したがって、美瑛町といたしましては今後とも制度的に感染者あるいは、濃厚接触者というものが、保健所から伝えられない限りは把握できない状態に置かれているということをご理解賜りたいと思っております。

2点目ワクチン接種での、こちらでの安心の提供が少ないというご指摘でございました。ご指摘のとおり、よりワクチン接種の実施状況について、より詳しい細かい情報を丁寧に発信していくということにつきまして、ご指摘のとおりと思っております。今後、より分かりやすい形で、ワクチンの接種状況につきましても広報・周知に努めてまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。議会の皆さまとの情報共有でございますけれども、昨年3月の議員協議会でご説明させていただいた時は、全道的にも、まだコロナの感染者が発生が少ない時期で、その中で、美瑛町で初めての感染が出た。それが消防職員であったということもございまして、本

人の公表の確認もとれていると。様々な条件の中で、今、美瑛町でこのような状況が発生しますという事態につきましては、まず、議会の皆さまにお知らせしなければならないということで、議員協議会を開かせていただいた次第でございます。その後、ごく単発的に民間の方の感染が確認される状況もございますが、先ほど申しましたとおり、民間の方につきましては情報は保健所が全て所有しております、私たちは限られた情報だけが保健所から渡されている、そこしか把握できないという現状もございます、その中でホームページでの発表等に努めております。ただ、ご指摘を受けまして予算が伴うものだけ説明して他のものは無いのかというご指摘でございます。大変反省をしております、この新型コロナウイルスという非常事態におきまして、議会の皆さまと情報を共有していくことは大変重要でございます。先ほど答弁させていただきましたクラスターですとか、町内、役場職員からの発生等は、これは当然、ご説明をさせていただきたいと、もとより考えておりましたけれども、今後、新型コロナウイルスの感染状況及びワクチンの接種につきましても、議会の皆さまとの情報共有を一層図ってまいりたいと考えているところでございます。

もう1点、パソコンのお話でございます。本年度から順次、モバイル、ノートパソコンの導入を進めて、本庁役場内でもテレワークがより進みやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。現在、渡されているノートパソコンにつきましては、各職員が自分の責任において管理をしているところでございまして、専用の収納ロッカーがあるという状況ではございません。場所にも限りがございますので、各自の責任を持った取り組みをお願いしているところでございます。そして、様々なソフト面、運用面での対応でございますけれども、役場内にも情報の担当職員ございますし、専門的知識も有しております。役場内でできる限りのことにつきましては、役場職員が当たっております。そこで、まだ専門的にも、あるいはシステマ的にも町だけでは対応できないところにつきましては各団体、機関と連携をとりながら進めているという現状でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。再々質問させていただきます。やはり情報の共有といえますか、その辺の方につきまして再度質問させていただきます。やはりこの個人情報の保護条例、ここが一番大きなネックになってくるんだらうと思いますけれども、美瑛町個人情報保護条例、こちらでは、人の生命、身体または財産を保護とするため、緊急、やむを得ない理由がある時はという項目でありまして、例外的に情報収集、あるいは情報等を提供できると、こういう風に定めております。こんな関係で、国の動きも、保健所が持っているコロナ感染者の自宅療養者の個人情報が中々この管内の町村に提供されていないと、こういう問題を受けて、厚労省あるいは総務省が、生活支援に必要な個人情報の提供は緊急性があるとして情報提供で

きると、こういったことを都道府県に文書で通知していると、こういうような報道があります。やはり個人情報なかなかデリケートな部分ではありますが、この辺を踏まえて、やはり先ほども申しましたが安全の提供とといいますか、やはり安心を提供していくのがウエイトが高いのか、あるいは、危機感を共有してもらう方が重要なのか、そのバランスを見ながら、やはりこの情報収集、提供していく、こういったことが重要ではないかなと思っております。また、先ほど言いました濃厚接触者あるいは感染者が自宅療養している。こういうところへの対応もやはり重要かなと思ってまして。ある市では、感染者、濃厚接触者のお宅を訪問する際に、近隣の住民に職員が来たことを知られないように、ここは市でしたから市のマークが入った服や作業着から着替え、公用車を離れたところに停めるなどを配慮しながら、やはりこういったことに支援をしていく、こういったことがやはりこれからもまた重要になってくるのではないかなと思っております。それから申し訳ございません、またこのマスコミの報道の関係ですけれども、8月30日のテレビ番組で、福島県の相馬市、ここのワクチンの接種状況、こういったものが報道されておりました、中学生の2回接種率が、30日の報道では61.8%、昨日、テレビの報道によりますと66%ぐらい中学生の接種率になっていると、こういうような状況。あるいは、高校生の2回接種率が84.1%、こういった形で、どのような形でワクチンを取得したのか、その辺のところよく理解できないんですけれども、こんな状況があると。何をやるかといいますと、報道によりますと、ワクチン接種後の副反応、主な反応を年齢別に数値化して情報提供している、こういったことがあるようです。ここの対象者は市の職員と高校生、このデータを見てみますと本当に細かく分解して公表しているんですね。こういった形の、やはりこの若者向けの接種、これがやはり、これから重要になってくると思いますので、その辺の考慮は中々このワクチン接種終わってる部分もありますので、これからデータ収集するのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、その辺の情報提供、こういったやり方で、ワクチン接種は任意ですけれども、やはり働きかけていくってことも必要かなと思っておりますので、その辺のところの答弁をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、情報共有と個人情報保護等の関係をご指摘をいただきました。そして今回のコロナ禍の中でもう一つ私共気をつけておりますのが、感染者の人権擁護と申しますか、感染者が攻撃されないよう、非難されないようにという部分に非常に気を使っているところでございます。北海道保健所が公表、発表方法を変えました。その中で少しやりとりはさせてもらったんですけれども、やはり、どこの自治体で感染者が発生したかという情報を、北海道保健所としてもそれは発しななければならない。しかし、一方でその個人が特定された時、というか特定されてはならない、特定されてその方がいわれなき攻撃を受けるようなことがあ

ってはないという、その二つの狭間の中で自治体名は公表する。しかし、感染日は特定しないでこの1週間のうちで何人が感染したかという形で、なるべく特定を避けるような処置をとりながら公表していくというのが今回の道保健所の姿勢でございます。私共もそのとおりでございまして、やはり何より個人情報もでございますけれども、コロナ禍の中で感染者が悪者扱いされるということはあってはならないということを非常に重要視をして対応に当たっているところでございます。の中でありまして、例えば自宅療養ですとか、部分につきましても、私共、なかなか保健所からの情報がそこまで与えられていない、濃厚接触者が何人いるかという程度のもはわかりますけれども、それ以上の情報というのは中々伝えていただけないような状況の中で、分かり得る範囲の情報を皆さまに公表して危機感の共有という面に努めているところでございます。

参考までですけれども、近隣の町村の中では、町村がその感染状況を一切公表してないというところもあります。感染者の公表につきましては、それは北海道、保健所がやるものだという立場で自治体が関与してないところもございまして、私たちはそうではなからうと、やはり町として、町内の把握している情報について公開することで、町民の皆さまとの危機管理を共有していきたいという思いで、姿勢で臨んでいるところでございます。ただ、安心の提供が少ないというご指摘は、ご指摘いただいたとおりにかもしれません。情報の出し方がうまくいってない、丁寧さに欠いているという面がございましたら、反省し改めてまいりたいと思います。先ほどのワクチンの接種状況のご紹介もいただきました。そのお話を聞いていますと、懇切丁寧な説明の仕方というものも、町民の皆さまの安心につながるという実例だなと思って伺わせていただきました。一方で、町内のワクチン接種、非常に人が限られている中で休みも取れない、そういう中でのワクチン接種業務がずっと続いております。人も限られている中でございますので、できるだけ分かりやすい、しかしでも、この現在の限られた人員の中で、できる限りを尽くして、皆さまと安心の共有を図ってまいりたい、そのように考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 質問変えます。第2項目の観光マスタープラン、それからアフターコロナにおける持続可能な観光について再質問させていただきます。中々コロナ禍にあっては中々観光振興のタイミングが図れない状況であります。また、コロナの収束も中々判断が難しく、ウィズコロナという状況が当分続くのかもしれませんが。やはり先日の尾身会長のお話聞いてても、もう2、3年かかりそうだというお話もありますので、中々こう難しい点にぶつかってるなど。しかしこの、地元としては、何らかの手を打っていかなきゃならないと、こういったのが現状ではないかなと思っております。観光事業は、丘のまちびえいDMO、あるいは観光協会等により積極展開されていることは十分理解をしております。しかし、全体としてどう

デザインしていくか、あるいはどうコントロールしていくか、こういったことが大事ではないかなと感じております。本来であれば、DMOがこういった一括してこれを推進していくと。各組織をまだ包括できていない状況では、やはり行政が全体をコントロールしていく、あるいは全体をデザインしていく、こういったことが必要ではないかなという風を感じております。自転車で、あるいはウォーキングで周遊してもらおうと、こういった発想は、現在JR東海が進めている、#ずらし旅、こういった提案の内容であります。時間や場所、あるいは移動手段をずらすことによって、3密を避けた新しい形の観光を提案しております。こんなことを踏まえ、JR美瑛駅を起点に自転車、あるいはウォーキングで丘の農村景観を楽しんでもらう。質問で言いました周遊ガイドマップと表現しましたが、この内容につきましては、昨年発行しましたチビスロウですか、ああいった形のものでも十分だと思うんですけども、やはりこれのずらし旅バージョンという部分ですか、こういった形で、美瑛の旅はこういったことっていうこの冊子、こんなことも必要ではないかなと思っております。こういった形で、やはりこのオーバーツーリズムの提言にもなると考えておりますので、この辺のところの考え方を伺います。

また、この観光にとってはイメージ、こういったことが大事であります。ちょっと前になりますけれども、2016年8月5日、こちらの美瑛で行われたまちづくりフォーラム。講師は、国立研究開発法人土木研究所の松田泰明先生の講演で、あまり記憶力良くないんですけどもなぜか頭に残っております、イメージが浮かばなければ選ばれない、こういった表現を話されておりました。なぜかこの頭に残っております。こんなことを踏まえ、現状、美瑛のイメージはというと、やはりこの青い池がある美瑛、こういった方がやっぱりトップに挙げられるかなと思っております。最近テレビばかり見てるものですから気になるんですが、テレビなどで美瑛を取り上げる場合、やっぱりトップに来るのは青い池なんですね。この青い池、やはりこの危険といいますか、どこまで保てるか、こういった不安を付きまっております。やはりこの美瑛の丘めぐりは自転車だよとあるいは、美瑛の丘めぐりはウォーキングだよとって、丘のイメージを再構築していくと、こういう必要があるのではないかなと感じております。先ほど、JR美瑛駅を起点と考えると話させてもらいました。一番気になるのは、駅横のトイレです。こちらは北海道の管轄と理解しておりますが、ここもやはりこの早急に何とか手を打たなければならないのかなと思っております。

さて、今までこうだらだと述べてきましたけれども、ポイントは、観光事業全体のデザインは行政がコントロールできる、すべきではないかなと。それから、丘めぐりが自転車、あるいはウォーキングでというイメージづくりになる冊子、これはぜひ欲しいなど。それから、最後は古いタイプのトイレと表現しましたが、これは三愛の丘であったり新栄の丘、駅前の駅横のトイレなども含めますが、やはりこの早急に改修を進めるべきではないかなと、こういうよ

うな点を再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、まず少し大きなお話をさせていただきます。議員ご指摘のとおりでございます、私も全く同感でございますけれども、コロナ前と後で全く状況が変わってしまった。大変な状況ではあるけれども、新しい観光を創っていくチャンスでもあるというのは、全く議員と同じ、同感でございます。そこで、今がチャンスと捉えて、じゃあ新しい美瑛町の観光をどのように創っていくのかということの取り組みにつきましては、先ほどご答弁させていただきました。一つは、マスタープランのちょうど見直しの年に当たりますので、観光マスタープランを見直す。まさにコロナを踏まえた、美瑛町の観光のあり方を盛り込んだ内容のマスタープランにしていくということが一つと。もう一つは、観光基本条例、これは主には観光公害、オーバーツーリズム対策を考えて新しい観光基本条例が必要だろうという思いで着手しましたけれども、コロナ禍にあったために、今、話は中断しているところでございます。ただこれもマスタープランと両輪でございます、観光マスタープラン、新たなアフターコロナのプランができましたら、そこに合わせた形の条例も必要になってこようかなと思っております。この二つを両輪としまして、大きな美瑛町の観光の方向性というものは、位置付けてまいりたいなと思っております。そこから、では、その大きな理念をどう実現していくのか、次の細かい事業を考えていく、構築していくという順序で対応させていただきたいと思っております。

ウォーキング、自転車等のご指摘でございます。自転車につきましては、現在でもサイクルツーリズムの振興に向けた検討を庁内でも進めております。更に加速をさせまして、自転車を使った美瑛町の新しい観光のあり方というものを、計画性を持って創り上げていきたいと考えております。そこに、今回のコロナの影響から、ウォーキングというものも、3密を避けるという観点から重要であるのは、ご指摘のとおりでございます。自転車はサイクルツーリズムという一つの形がありまして、国・道の支援もありますので、それを活かしていく意味では自転車は自転車計画を立てさせていただきたいと思っておりますが、ウォーキングにつきましても、より皆さまに楽しんでいただけるような形を模索してまいりたいと考えております。

次の観光のイメージづくりでございますけれども、こちら私も同感でございます、観光だけではなくて、美瑛町全体のイメージ、ブランド化、発信というものにつきまして、力を入れていこうという段階でございます。例えばロゴですとか、イメージカラーですとか、議員おっしゃった冊子等もここにも関わってくると思うんですけれども、統一感のある、これが美瑛だという、議員おっしゃったイメージという言葉を使うとイメージできる、する、そういうものの統一性、デザイン性を図ってまいりたいなと考えております。その中で、より多くの方に、美瑛といえば、統一の同じイメージを持っていただき、そこに共感をいただければ、美瑛にお

越しいただく、楽しんでいただく、そのようなブランド化、デザイン化というものを構築してまいりたいなと思っところでございます。その中でさっきも申しました冊子ですとか、発信の仕方も、どのようなのが一番相応しい、分かりやすいというような形になるのかも検討してまいりたいと思います。

ご指摘いただきましたトイレにつきましても、先ほども答弁させていただきましたが、順次改装改修は進めてまいります。美瑛駅のトイレはJR管轄だと思われまますので、JRさんとも協議をしながら、できるところから手をつけていただきたいなと思っております。その他、町内の観光用のトイレにつきまして、美瑛町観光地のトイレとして劣悪だというのは過去、指摘をさせて受けているところでございます。冬の使用、利用をどうするのかという美瑛町にとって大きな課題もありますけれども、そこで立ち止まらずに、どうやっていけばうまくいくのかということを考え、観光用トイレの改修に努めてまいりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。ちょっとくどいようになりますけれども最後に一言だけ、やはりこの自転車あるいはウォーキングっていうのは、オーバーツーリズムの対策としても最適なものかなというようなことを思っております。一つには農家の若手が行っている畑の看板プロジェクト、あるいはDMOでは、違反行為通報システム、美瑛観光ルールマナー110番、こういった形のものでできておまして、やはりこういった形と相乗効果を持たせて、こういった形で丘めぐりは自転車でウォーキングと、こんなことであれば、やはりこの駅前に車を置いてもらう、バスは駅前で停めてもらう、こういった形が、やはりこの持っていく方が必要かなと思っております。やはりこの究極の対策は、農道にバス、乗用車を入れないと、こういうことが最も大事なんですけれども、やはりここまではちょっと無理かと思しますので、やはりこういった形で個人客に対して繰り返し、繰り返し畑に入らないでと、こういったことをやっていくことが重要ではないかなと思っております。やはりこのレンタサイクルですとか使う際には、やはりこの必ず畑に入らないでねと、こういった形のもをコメントを付けていくと、こういったこともできるのかなと思っております。

また、2017年5月に自転車活用推進法が施行されました。以降、各地区で色々な取り組みがされております。大きな地区、何箇所か見てきましたけれども、ちょっと美瑛の規模ではできないなというものもたくさんあります。やはり身の丈に合った形でやはり推進できるものがあるんだろうなと思っておりますので、その辺のところの模索も必要なのかなと。こういったことで、北海道ではキャッチコピーとして、環境に◎、観光に◎、健康に◎、もっと、自転車北海道。こういったコピーで今キャンペーンを去年からやっております。こんな各種イベントも行われております。また本町においても、美瑛町アグリパートナー協議会の自転車に乗って会

いに行こう、こういった企画も持っておりました。あるいは、美瑛エコスポーツ実践会の丘のまちサイクルスタンプラリー、こういったものをあらゆるものを相乗して、やはりこの全体のデザイン、こういったものを必要だと思っておりますので、この辺のところは将来的にはDMOでやっていくことになるんだらうと思っておりますけれども、当面は、やはり行政主導でやってくと。こういった形をぜひ実現していただきたいなど、こういうようなことを思っておりますので、くどいようになりましてけれども最後に答弁をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今ご指摘いただきましたとおり、北海道もサイクルツーリズム、自転車の推進については、非常に力を入れているところでございます。これは国も同様でございまして、自転車の推進に力を入れております。法律によりまして地方版の自転車の推進計画というものを作る。この計画を作れば、認定を受ければそこに対して有利な補助金が出てくるという仕組みであると理解しておりますので、美瑛町におきましてもこの美瑛町版の自転車の推進の計画というものを立てていかなければならないという風に私は思っております。これは自転車のツーリズムだけではなくて、街中で、市街地で自転車を走らす、そのことのマナーについても、この中で取り組むというようになっているようでございます。小中学生が通勤、通学で使う時の自転車のマナーというものも普及していけば自転車に優しいまち、自転車のまち美瑛ということにもつながり、それがひいてはサイクルツーリズムの大きな呼び水にもなっていくのかなと思っておりますので、自転車につきまして計画的に進めてまいり所存でございます。ウォーキングにつきましても合わせて、様々なフットパスの計画等、各課からもございます。中々動いてない面もございますけれども、民間の方々のご協力をいただきながら、ウォーキング、フットパスの振興にも努めてまいりたいと存じます。

ご指摘のとおり、バス、乗用車を入れないというのが一つの方向性であると私も思っております。観光基本条例の中ではそういうような方向性も出していくのかなと思っておりましたが、コロナの中で状況が変わってきつつあります。しかし、この丘の景観を守り続けていくというのは私たちの責務でございますので、畑の立入りはしないでいただきたいというマナーの啓発活動につきましては、引き続き力を入れて取り組んでいく所存でございます。どうぞ、また今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 13番議員の質問を終わります。

次に、12番山本賢一議員。

(「はい」の声)

12番山本議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番（山本賢一議員） 番号12番山本賢一、質問方式、時間制限方式。質問事項、干ばつによる農業被害対策について。質問の要旨、地球温暖化による気象変動は、世界各地で災害をもたらしております。ヨーロッパ南部やアメリカ西部などでは、高温状態が続き山火事による被害、また、ヨーロッパ北部や中国では、百年、千年に一度といわれる大雨被害が発生している状態です。日本国内においても、西日本を中心に線状降水帯による長時間の強い雨が続き、甚大な被害が発生しております。

一方、北海道では、過去にない異常な干ばつで農畜産物に被害が発生しており、本町においても基幹産業である農業は、百年に一度といわれる異常な干ばつ、高温に見舞われ、「災害級」の危機的な状況に追い込まれております。

本町に設置されている気象庁のアメダスのデータでは、7月の月間降水量は7mmで、最高気温についても、7～8月で30度を超える真夏日が27日間続き、さらに、風も加わり、特に馬鈴薯、ビート、スイートコーン、野菜類、その他、飼料用作物の牧草やデントコーンで枯れ上がりや生育不良の状態となり、減収や品質低下は免れない状況となっております。

今後、収穫期を迎え、干ばつや高温による被害状況を踏まえて、町としての支援体制について、以下の点を伺います。

- (1) 収穫期を迎え、今現在の被害状況について。
- (2) 全道的に干ばつ被害が発生していることから、国や道に対しての支援要請について。
- (3) 今後、干ばつ対策として、かんがい施設の再整備や散水機の導入助成が必要ではないか。

質問相手は町長でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 12番山本議員よりの干ばつによる農業被害対策についてのご質問に答弁を申し上げます。先に野村議員から類似した御質問がございましたので、答弁内容が一部重複いたしますが、御理解いただきたいと存じます。

農林業の営みは、気候変動の影響を大きく受けやすい産業であります。特に本年は災害級の干ばつに見舞われ、全ての農作物で品質の低下や収量が減少するなど深刻な状況にあります。

農業を基幹産業とする本町にとりましては、大きな打撃となることが懸念されており、農業を守り生産者の皆さまが安心して営農を継続できるよう、関係機関と情報共有を図りながら、その対策を検討しているところです。

1点目につきましては、収穫を終えた後でなければ最終的な被害状況や被害額の確認ができ

ませんが、8月末現在で主要畑作4品をはじめ、加工野菜等の収量が大幅に落ち込んでいる状況です。

2点目につきましては、本町における農業被害額の正確な積算はできておりませんが、被害の様相から町単独での支援にも限界があるため、国や北海道に対して対策を要請しております。

3点目につきましては、本町ではこれまでに畑地帯総合土地改良パイロット事業により基幹水利施設が整備されてきましたが、ほ場散水施設の整備を終えたのは一部の地域であります。近年では、経営安定化のために高収益作物を含めた営農体系に適応した畑地かんがい技術の導入が求められており、今後の安定した農業経営を継続するためにも、かんがい施設や散水機の導入は必要と考えております。

現在、北海道が令和2年から令和6年の期間で実施している畑地かんがい推進モデルほ場設置事業におきまして、基幹作物と高収益作物の安定生産のため、自走式散水機の普及が可能な畑地かんがい技術を開発しており、その状況を踏まえて、施設や設備の導入について検討してまいります。また、新たな技術等の導入までの早期の対策につきましては、自走式散水機の価格が高価であるため、国や北海道等の補助事業による助成を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番山本です。まずもって最初にですね、先ほど野村議員からも質問ございましたので、質問内容重複するかもしれませんがご理解いただきたいと思えます。今回干ばつ被害ということなんですけれども、農業を営んでいけばですね、これ自然の中で行われてるものですから、どうしてもこの農業被害とか自然災害による被害というのは大なり小なり毎年ある訳でして、中々こう皆さんの目にとまらない部分ですとか、集中豪雨ですとか、風の被害ですとか色んなものがあってですね、そういう中で一年間通して収穫まで来るといのが農業の実態ではないかなと思っております。そのためにですね、やはり農業者としてですね、色んな対策としてですね、例えばその、今まではですね雨の対策が多かった訳です。大雨対策ですとか長雨対策ですとか、そういうものが主として行われてきていた訳です。例えば、明渠を掘るですとか暗渠事業で暗渠をするですとか、こういうような形で雨対策ずっと行ってきた訳ですけれども、そういう部分ではある程度の部分は農業者の方もある程度予測はできる。また、そういう部分を含めて蒔付けですとか植付け等についてもですね、そういう考慮した形の工夫をしながらですね、色んな対策を打ちながら今までできているということでございます。ですけれども今回のこの干ばつに関してはですね、今までに経験がないということと対策のしようがないと言ったらこれはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうよ

うな状況だったという風に思われます。もちろんですね、今回支援体制ということで申してま
すけれども、農業者としてもですね、この他ににですね、共済制度ですとか収入保険制度、それ
からそういうのに加入していない方でもですね、やはり積立て等をしてですね、自然災害に備
えるというのはこれは農業者として行わなければならないことの必須の条件だという風に思
っております。ですけれどもそれをですね今回は超えてくるような状況ですので、今後収穫作業
が今進みますけれども、どこまで被害が進んでいくかというのは、町長の答弁のとおりです
ね、分からない状況かと思えますけれども、ただ、いま現段階で9月の半ばまで来ております。
状況的に先ほど答弁もされてましたけれども、分からないという部分もあるかと思うんですけ
ども、町長として情報としてですね肌感覚でも良いんですけれども、今の現状でですね、どう
いうようなことをですね農家の方からお聞きしてるか、それについてまず最初に伺いたいと思
います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、大変厳しい、私は災害と等しいっていか災害そのものである、
そんな年になってしまったなという認識でございます。行政報告の中でも報告させていただ
いたりとか、各種データとして集まってきつつある作況もございますけれども、私が今聞いてお
ります中では、麦につきましては、春小の方が被害を受けている、あるいは馬鈴薯については
小玉傾向、また割れが出ている、二次成長がある等々、多くの被害が出ている。タマネギも、
小玉傾向、畜産ですけれどもスイートコーン、デントコーンに至っては、相当な被害が出てお
り、先ほど申しましたけれども二番草も枯れてしまってるというような状況も出ている。ビート
も恐らく小さいのではなかろうかなと。本当に美瑛を代表する作物、あらゆるところで今回、
干ばつの被害が出ている状況であると思っております。また、今後のご質問になるのかもしれ
ませんが、全体にはその収穫が終わる、生産者の皆さまの収穫が終わらないと、全体状
況と被害額という意味では設定はできない訳でございますけれども、明らかに被害があるとい
うことは確認できている訳ですので、早急にその被害状況をまとめてまいりたいという風に考
えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 今答弁いただきましたけれども、状況的には最悪な状況に入っ
てきているかなと思います。降水量が少なかったということで、特に7月の降水量が7mmとい
うことですので、一番作物が生育旺盛な時期に雨が足りなかったんで、水分が足りなかったとい
うことで、こういう状況になってる訳ですけれども、今答弁いただきました馬鈴薯、それから
スイートコーンですね、特にこのスイートコーンなんかも収穫大体終わってる訳なんですけれ

ども、私も加工スイートコーン作っておりますけれども、農協の営農計画での収量予測と違いますか、そういうのはあるんですけども、それが大体10アール当たりですね、300キロになってるんですけども私が収穫した中では100キロぐらいしかないということですね、10分の1以下ということになります。それから馬鈴薯についてもですね小玉傾向とか色々答弁いただきましたけれども、私のところで加工品種ですけども、この収穫で早生品種の部分が終わってる訳ですけども、これも計画に対して65%ぐらいしかない、7割までいってない訳ですね。一部、道新かなんかの報道で出てましたけれども大体7割から5割ぐらいの減収ではないかっていうようなことが出ておまして、大体その中に入ってくるということになります。これから晩生品種、馬鈴薯であればそういうようなものも出てきますけども、これもあまり期待できる状況でないものですから、同じような状況ではないかなと思います。先ほどスイートコーンの話をしましたけれども、まだ私の場合、収穫できたから良いんですけども、生食のスイートコーン、よく言う手もぎですね、これ直接スーパーですか市場に出荷されてるものについては、実が入ってないということで廃耕になってるということになってます。他の作物でも廃耕されてる方はいます。ですからこういう部分ですね廃耕という風になってしまうとですね、これは丸まんまこの収入がない訳ですので、特にこういう部分についての支援というのにはですね、しっかりと行っていかないといけないのではないかなという風に思います。

そこでなんですけれども、この、はっきりとしたことが分からないとですね、この支援体制できないということなんですけれども、例えば町の支援としてですね、例えば年内にできるのか、それとも年度末なのか、それとも年をまたいでしまうのかっていうこともあります。まずその辺について、どのような形で今後行っていくのかを教えてくださいたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 状況次第ではございますけれども、しかし、大きな被害が出ているので、なるべく早く、早急にとという思いでございます。例年11月に臨時会を開いていただいておりますので、11月の臨時会、また、12月定例会もでございます。年内には具体的な対策を講じて、皆さまにご提案、ご相談をさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 先ほどの答弁の中に、国や道に対しても支援要請をしていくというように形で答弁いただいておりますけれども、この部分についてなんですけども、これ美瑛町だけでないはずなんで、上川管内で被害を受けてる町村、他にもあると思いますので、やはりこれらの町ですとか、そういうところと連携した形ですね、この要請をしていかないと中々こう思ったような形の支援を受けられない可能性がありますので、その辺についてはどういう風にお

考えになってるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、具体的には、これまではですね、国という意味では開発建設部、道では振興局でございますけども、各部各局の幹部の方とお会いして、今年はこの状況になっておりますと。これは一町村で解決できるレベルの話ではない、本当の災害に等しいものですという話を個別にはさせていただいております、お願いをしているところでございます。先ほど山本議員からお話ありました、特に開発の幹部の方とお話ししているとやはり、雨とか冷害とか、水害への備えというのは上川管内、これまで積み重ねもあるけれども、この干ばつというのは本当にもう開拓以来初めてじゃないかとの被害じゃないかというほどの危機感を持っていらっしゃるしまして、その強い危機感を共有しているので、その分こちらも心強く、ぜひご支援をお願いしたいというお話しをさせていただいております。そして、もちろん美瑛町内、管内だけではございません。町村会レベルで、国・道に対する要望ができないかということで、町村会の方に、私の方からちょっと呼びかけてできないかという動きもしております。そして、今、担当農林課の方で近隣各町の被害状況を聞き取りをしていただき、国・道への要望事項をまとめていただいているところでございますので、その辺りがまとまってきて、近隣町、歩調を合わせて進めるとなりましたら、美瑛町が音頭をとって要望活動も取り組んでまいりたいと考えているところであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。それではですね、続いてですけども、畑地の干害の関係なんですけども、畑地帯総合整備事業、通称畑総と言われてる部分ですけども、これが行われてからもう暫く経っていてですね、現時的にもう今の現状とちょっと合っていない部分ですとか、かん水が中々できなかったというのは今回の反省点だと思うんですけども、モデルとしてこの今行われている訳です。要するにモデルとしてやらなくちゃいけないっていうぐらい、やはりちょっと問題点があるということだと思うんです。今後ですね、やはり私のところもそうなんですけど畑の下にはパイプラインが通っていて、水が通っている訳です。でもその水が撒けないというのが今年の状況、非常に菌がゆい状態な訳です。先ほど町長の答弁ありましたとおり、干ばつということは今までであるということは経験もなかった訳ですから想定してなかったということなんです。災害というのはよくあるんですけども。想定する、あったからこそその次に対して対策を打っていくということになりますので、今までなかったのだから、できなかった、やってなかっただけであって今後はですね、今回の教訓にこれに対する対策を打っていかなくちゃいけないということになろうかと思えます。今回モデル事業でこれ、

たまたまこういう風な形で行っていた訳なんですけれども、これ白金土地改良区の関係だと思
うんですけれども、今後ですね、これをこの改良区全体の部分で、他の地域にもこれ広げてい
かないといけないような状況になってしまったのではないかと思います。その辺に
ついての認識についてどういう風にお考えなのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、まずはおっしゃったとおり、たまたまですけどモデル事業として
畑かんやっていくということになって、具体的には令和4年度から散水実験が始まるという撒
くということだそうです。ちょうど良いタイミングではあるので、この事業の効果を見極める、
そして必要なもの、まだ整備が足りないものについて、今後考えていくという順番になるのか
なと思っております。聞いてるところによりますとなんかパイプの太さもそれぞれ地域別で違
うところがあるようでして、50ミリで果たして水が飛ぶのか、撒けるのかというところを今
回見るという面もあるらしいですし、もっと太い口径であればどうなのかというような、本当
に実地での試験ができますので、これを受けて新たな自走式の散水車を含めて、様々な機械設
備については考えていきたいなと思ってるところです。

そしてもう1点、別のこの地域でございますけれども、白金土地改良区さんの中では受益面
積が計画からもう決定されて確定しておりますが、しかし、今回のこの夏の被害を思うと、今
の計画とその受益面積だけで良いのかという思いは当然持つ訳でございます。新たに受益面積
を増やしていくということも考えなければならない、そんな事態であるという風に私は思っ
ています。ただ、これまでの成り立ちが計画を立てて、それも美瑛、上富、中富、3町でやっ
ている事業でございますので、この全体の計画そのものを見直していかなければならないとい
うことで、大変難しいし、簡単にすぐに進む話ではないと思いますけれども、今年のことを経験
してしまうと、更にこの水の活用というものをできる面積を広げていく、その取り組みに手
をつけていきたいなという風に思っているところであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。今、答弁いただきましたけれども、そういうよう
な形で認識されているということで本当に安心した部分なんですけれども、もう根本的に国営
事業でこれ行ってきたものですけれども、今の状況からいって受益面積増やすですとか、新た
にですね畑地の部分での増やしていくということになると、これはもう根本的な見直し、それ
から国営の事業として国の事業としてもう一度新たにやっけていかなくちゃいけないという部
分も出てきますので、なかなか大変なものですけれども、是非ともですね、もし叶うものであ
ればですねしていただきたいというものと、それからこれに付随してですけど、やはり土地改

良も同じような形で行っていかないと、これに合った形でできないということになります。ただ水を撒くっていうだけではなくてですね、急傾斜地であればちょっとこれはできないっていうような、なんていうことも出てきます。そうならないようにするためにもこの土地改良、今美瑛町近隣の町ではですね、水田地帯で土地改良どんどん行われておりますけれども、これの畑地版という形での、もう一度新たにですね、やっていかないとならないような時代に来てるんじゃないかと思っておりますので、是非ともこの今の町長のお考えをですね、進めていただいて、しっかりとした形の生産基盤ですね、これを整えていただきたいという風に思っております。

それとですね、それに付随してなんですけど、先ほど今答弁の中にありましたけども、散水機の関係なんですけれども、今現在でも散水されてる方もおられる訳ですけれども、この散水機が大変高額でして、購入するといってもですね中々難しい部分もあります。本来ですね、農家の方々はですね、機械の導入ですとかそういうのに関しては計画的に行っていたりですとか、予想しながらやってきてる訳だったんですけれども、ことこの散水のマシンですね、この機械に関しての予定はしていないんですね、本来入ってないようなものです。今回のこの経験則からいくと、どうしてもこれを整備していかなくちゃいけない、導入していかなくちゃいけないという状況になってきてる訳です。今までと違ったところでも、また設備投資が必要になってくるということで、これ負担が大きくなっていくということですので、この辺についてですね支援体制も必要になってくるのかなと思います。特にですね、この今この現状で世界的な情勢も見てですね、非常に小麦の価格も上がりましたけれども、その以前にですね油、植物油ですとか、大豆ですとか、これも上がってきてます。これは新興国等の需要も増えてるということもあるんですけれども、そういうことも含めていくと安定的な生産、これは今後非常に必須になってくるのではないかなと。自給率も下がってきてますので、それではやはり今後とも大変だということと、それから美瑛町にとってみればですね、加工野菜ですとかそういうものが多い状況ですけれども、やはり契約先がある訳です。その先には消費者がいる訳ですから、安定的にやはり今年のようなことがあってはやはり中々その信頼関係ですとかブランドにつながっていかないと風にして思っております。景観が良いからブランドになる訳でないので、あくまでも品質ですとか収穫量、安定的に供給できるかということがブランド化につながっていくと思っておりますので、今後ともこういうような機械の導入ですとか、これについてもしっかりと形を検討していただきたいなと思っておりますけど、その辺についてお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず、国営事業での更なる面積の拡大等についてでございますけれども、山本議員が一番よくご存知のとおりでありまして、本当に簡単にいく話ではないと思っております。国の事業でございますし、まして白金ですので3町にまたがっておりますので、その面

でも一筋縄ではいかないということだと思います。ただ現状では、実は開発の幹部の方とも、ここをどうにか手付けられないかという話も既にはしてございます。確定的な返答はまだ当然いただけてはいませんが、全くの門前払いではない、可能性はあるという印象を持っておりますので、粘り強く、ここの部分の受益面積の拡大、全体計画の見直しを行ってもらえるよう、力強く要請を続けていきたいという風に考えております。それと合わせて土地改良、基盤する畑地の基盤整備事業でございますけれども、これもセットであると思っております。中々産地パワーアップを使う例が多いですけれども、順番待ちという面もございます。そういう事情も存じておりますけれども、この基幹産業である農業を持続的に営農していくためには、必ずや必要なものでございますので、こちらにつきましても地域の皆さまと一緒に力を尽くしてまいりたいと考えております。

散水機につきましても、頭の痛いところでございます。本当に高価、高額なものであります。先ほど答弁させていただきましたけれども大変高額なものですので、国・道の補助をまず何かはないのか、そこら辺から検討させて、お願いもしながら進めてまいりたいと思います。また、これは確定ではありませんけれども、各個別の生産者さんへというのも非常に高額なものですので、場合によっては地域別、地区別へのご支援など、できる方策を今後検討させていただきます。おっしゃるとおり品質が良いことが美瑛のブランド化につながりますので、それを維持するためのご支援策というものを、皆さまと一緒に考えてまいりたいと思っております。お願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 12番議員の質問を終わります。

次に、3番増山和則議員。

（「はい」の声）

3番増山議員。

（3番 増山 和則議員 登壇）

○3番（増山和則議員） 番号3番増山和則、質問方式、時間制限方式。質問事項1、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設について。質問の要旨、本町では、聴力が規定以下で身体障がい者認定を受けた場合、障害者総合支援法によって補聴器購入時に補助を受ける制度があります。また、今年4月から、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の町民も、一定の条件を満たせば補聴器購入費助成の対象になる制度が始まり、聴力に不自由を抱えている町民にとって歓迎されていると思います。

しかし、高齢者の加齢による難聴（加齢性難聴）は、ほとんどの場合、規定聴力に該当せず、法による補助の対象外となっています。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘され、加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話する

ことで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。補聴器は社会参加の必需品とも言われています。

近年、高齢者人口の増加に伴い、加齢性難聴者の補聴器購入の補助を実施する自治体が全国で広がっています。道内でも、北見市、赤井川村等、そして今年4月から東川町でも実施されています。本町も高齢者の生活を支援する施策の具体化として、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設と高齢者の生活環境整備の充実が求められていると思いますが、次の3点について伺います。

- (1) 加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を創設すべきではないでしょうか。
- (2) ヒアリングループの公的施設への導入を検討すべきではないでしょうか。
- (3) 健康診断等に、高齢者の聴力検査を入れるべきではないでしょうか。

質問の相手町長。

質問事項2、道路整備について。質問の要旨、お年寄りが安心して外出できる、安全な道路整備が求められていると考えますが、次の3点について伺います。

- (1) 環状線道路の計画は、どのようになっているのでしょうか。また、環状線道路の一部、慈光園敷地と隣接している約100m部分の整備が急がれているのではないのでしょうか。
- (2) お年寄りが安心して歩ける（歩行器含む）歩道の点検・改善が求められているのではないのでしょうか。
- (3) 丸山通りのフラワー塔の一部が、歩行者、運転手の視界を遮り危険だと考えますが、見直しを検討すべきではないのでしょうか。

質問の相手町長。

○議長（佐藤晴観議員） 3番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 3番増山議員さんからの2点のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設についてお答えをいたします。高齢者の難聴は、生活障がいだけでなく、認知症発症のリスクとなる可能性も報告されており、介護予防や生活の質を維持していく上でも補聴器の早期利用が解決方法の一つであると認識しております。

9月1日現在、本町で身体障害者手帳をお持ちの聴力障がい者のうち、高齢者の方は68人で、そのうち、補聴器に係る補装具費の支給を行った方は62人です。この申請に際しては、医師の意見書が必要ですが、加齢性難聴などの場合は、気が付かない間に進行してしまい、適切な受診や支援を受けられていない場合もあると考えられます。また、身体障害者手帳をお持ち

ちにならずに補聴器を利用されている方も多いと認識しております。

1点目につきましては、加齢性難聴は本人が気付きにくいことを踏まえ、まず、現在行っている保健師による高齢者訪問などで「耳の聞こえチェック」に取り組むことで、加齢性難聴がある方の実態把握に努め、必要に応じて専門医への受診や相談の支援を進めてまいります。その上で、新たな助成制度の創設について検討してまいります。

2点目につきましては、ヒアリンググループは少人数の会議等に比べて、コンサートや講演会等への設置に優位性があることから、町内利用者の希望状況や想定される利用形態などを踏まえた中で、その有効性について検証してまいります。

3点目につきましては、高齢者訪問などによる加齢性難聴者の実態を把握した上で、検査の必要性について検討してまいります。

質問項目2点目、道路整備につきまして、お答えをさせていただきます。町道は、住民生活及び地域産業において重要な基盤であることから、これまで行政区等より要望を受け、緊急性や重要性を考慮しながら、現況交通量の把握や事業内容等の検討により策定した建設事業計画に基づき、順次整備を進めているところです。

1点目につきましては、都市計画法に基づく第2次美瑛町都市計画マスタープランの中では、整備が完了している既存路線の活用を含めて交通ネットワークの再構築を図るなど、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を見据えて、長期未着手である環状通り線の整備計画の見直しを検討することとしております。

議員御指摘の区間は、狭隘で道路自体の劣化も進んでおりますが、交通量は少なく、住宅の張り付きもないことから、町全体の道路状況や緊急性等を考慮して、引き続き当該区間の補修や整備について検討してまいります。

2点目につきましては、町内全域の町道に設置された歩道約78キロメートルのうち、市街地の歩道は約48キロメートルとなりますが、これまで歩道の拡幅や無電柱化、歩道の高さを下げるセミフラット化など、安全で快適な歩行空間の整備を進めてきました。

現在、整備されてから30年以上が経過した歩道も多く、舗装の亀裂や沈下などの損傷が進んでいる状況もあることから、今後においても、パトロールによる目視での点検や各行政区からの要望を基に補修を進めていくとともに、道路構造令や美瑛町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例等を踏まえ、整備を計画してまいります。

3点目につきましては、平成26年度から賑わいのある道路空間を創出するため、無電柱化や歩道拡幅に加えて、立体的な緑化工法を選定し整備を行いました。

フラワータワーの設置に当たりましては、歩行者等の通行や沿線地権者の出入りに支障とならない位置を基本に、丸山通り線や交差する町道を走行する車両などからの見通しを確保する

よう、交差点直近を避けて設置しておりますが、改めて車道の見通し等について検証し、必要か所の改善を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 3番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

3番増山議員。

○3番（増山和則議員） 3番増山です。再質問をいたします。今町長からですね、答弁をいただき、補聴器の購入助成度の問題ですが、新たな助成制度のですね、創設について検討するという答弁をいただきました。それで私の方もですねちょっとどういう風に受け止めたら良いのかという風にちょっと思ってるんですが、検討というのが導入の検討を行うという風に理解して良いものなのかですね。その辺を町長にちょっとお伺いしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 新たな助成制度でございます。議員のご指摘、ご質問の趣旨の中で効果的であるという風に私は認識をしております。ただ、すぐに制度として創出できるかどうかについて、今ちょっとまだお答えできる材料がないというのが正直なところであります。その内の一つが、町内にどのぐらいの方が加齢性難聴でお困りになっているのか、発症しているのかというような、基本的なデータが手元にない訳でございます。仮に助成制度事業として設計しようとしても、対象者数の把握からまだできていないというのが現状でございます。そのため、答弁申し上げましたけれども、まずは聞き取り調査の中で美瑛町内の加齢性難聴の方が置かれている現状を把握をさせていただき、人数も含めて把握した上で、事業のあり方、構成、構築について検討をさせていただきたいなと思っているところであります。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 3番増山議員。

○3番（増山和則議員） 3番増山です。今町長から答弁いただいたんですけど、町内にどのぐらいのですね、耳が不自由な難聴の方がいらっしゃるかということは、データの的に掴むという風に町長は言われてましたけれども、それはこの答弁の中でも言われている、保健師さんが高齢者を訪問して、耳の聞こえチェックを行うということで理解してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい。そのとおりでございます。まずは、保健師が高齢者を訪問させていただいている日常の業務がございますので、その中で、お一人お一人からお話を伺って把握に努めてまいりたいと考えているところです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 3番増山です。一つのですね、例をちょっと紹介したいと思うんですが、補聴器のですね、助成制度を実施したですね静岡県の長泉町っていう町があるのですが、そこでこういう取り組みをしてるんですね。長泉町はですね、全国的には、2013年に補聴器の購入補助をしているところなんですけど、役場の業務の中でですね、耳が聞こえなくて会話の中に入れないという町民がいるということで、社会参加にですね、支障があるということですね考えて、そして、お年寄りがですね、孤立するケースや認知の危険もあるということで、町ですね担当課がですね、条例を補聴器制度のですね、もう起案してですね、制度化してるっていう事例があるんですよ。この長泉町では、同町在住の65歳以上の町民が聴力レベル50デシベル以上、70デシベル未満の人が対象で、助成額が購入金額のですね2分の1以内で上限が3万円ということで、所得制限はないという形で行われてですね、非常に珍しいというか、本来であれば住民とか議会の中から実施してほしいという要望があるんですけども、この町ではそういう形で行われているというので、私もびっくりしたんですけども、町長が今データを取ると言っていますけども、例えば65歳以上、私も年齢的に入ってくる訳です。基本的には僕はこれは高齢者の場合には、難聴が起きるということでデータを作る、集めるというよりも、やはり制度を作って、やっぱりそこにお困りのお年寄りにですね、使っていただくという立場で、やっぱり実施すべきだと私は思うんですよ。

例えば、美瑛町の町内の70代後半のご主人と2人暮らしのですね奥さん、私にこういう風に言っていました。耳が不自由なのでね、補聴器を2年前に購入したと。両耳で70万円弱かかったと。片側が30万円弱ですね20数万円と。お父さんも耳が遠いんだけど、お前だけ先に買えと言って買って、使ったら非常に便利だと。今まで大きな声で言ったり、何度も用事あったり話し合ったりしても声かけても聞こえない。それが聞こえるようになったという風に奥さんは私に伝えたんですね。ですから、これはお年寄りになれば、もう普通、家庭にお年寄りがいれば、そういう問題っていうのは日常茶飯事に起きてるんだと僕は思うんですよ、実態として。ですからデータを取るとかというよりも、実際そういう家族が、お年寄りがいるということがね、現実なんです。手前味噌ですけども、私自身もそうなんです。うちの父もそうです。うちの妻の母もそうです。実際は補聴器が無かったら、お互いに会話ができない。自宅にいたら、テレビの音は大きくなると。そしたら家族の中で若い人とお年寄りとでやっぱり音が大き過ぎるっていうことになる訳ですよ。そういうやっぱり実態にね、今お年寄りは置かれてるし、また、そういう家族がたくさんいるということなんです。ですから私は町長に、やはりデータを取るとか、それは大事なことですけども、やっぱりその受け皿としてね、今の制度を創設すべきだという風に考えるんですが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、データを取ると申したのは血も涙も通っていない数字を取るという意味ではなくてですね、制度創出に向けたその前段階として、町内の状況を把握をさせていただきたいという意味で申しあげました。今のお話を伺っても社会参加に支障があると、その人個人のお困りでもないですよ、そうなってくると。大きな社会生活上のご不自由、また先ほどご指摘いただきました認知症への心配等々、社会全体でここは支えなければいけないという状況にあることは、今回理解をさせていただきました。そして、制度を作らないという訳ではないんです。ただ制度を作るに当たって、今、美瑛町内の方々がどういう状況にあるのかということも、現時点で把握はできていないものがございますから、高齢者であれば当然だとおっしゃられればそのとおりでございますけれども、それでもなお現在、今の美瑛町の状況が保健師の高齢者の訪問、もう日常的にやってるものがございますから、その中で把握をさせていただきまして、制度化に向けて進めてまいりたいと考えているところであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 3番増山です。ぜひですね、実現していただきたいという風に思うんですけども、関連して、2点目のヒアリンググループの公設の問題について一言だけですね、述べたいと思いますけども、このヒアリンググループはね、補聴器との関係で、やっぱり補聴器を使うお年寄りがいて初めてね、このヒアリンググループも生きてくる訳ですから、一体のものと言って良いほどのもの、一体のものだという風に考えています。この中でですね、国もですね、ヒアリンググループの普及促進についてはね、各自治体において普及に積極的に取り組みなさいということ、平成30年度の全国厚生労働関係部局長会議でですね言っています。あと、特にですね、補聴器メーカー11社で作ってるですね、日本補聴器工業会の成沢理事という方がいらっしゃるんですが、この方がこのように言ってるんですね、欧米ではですね、公共の場にヒアリンググループの施設をね、法律的に義務づけているところが多いと。補聴器の普及を後押ししていると。補聴器の普及にはですね、公的補助やヒアリンググループの施設義務づけだとかね、欠かせないんだということをおっしゃってます。そういう意味で、先ほど言ったように、補聴器とヒアリンググループっていうのは、これ一つのセットと言っても良いのかと思っています。美瑛町も高齢者が38%、約40%のね、人口の割合の中でのいる訳ですから、そういうこれからのまちづくりを考えた時にもですね、やはり、そういう高齢者の視点で、やっぱりまちづくりというものをですね進めていく必要があるんでないかという風に考えていますが、その辺で、町長の考えをお伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ヒアリンググループ、特に公共の場への導入ということでございますので、となりますと、社会性のある活動、公共性のある活動に参加できる機会を確保していくという観点からは非常に重要なことだと思っております。補聴器とそのヒアリンググループがうまく合うものがある必要があると伺っております。そのヒアリンググループと対応している補聴器でなければ意味がないとも伺っておりますので、そういう意味で、今増山議員おっしゃったとおり、補聴器とセットであるというのもそのとおりだろうと思っております。ヒアリンググループに対応できる補聴器の普及具合と重ねてヒアリンググループの導入についてもご検討させていただきたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 3番増山議員。

○3番（増山和則議員） 3番増山です。ぜひですね、検討していただきたいと思っております。

あと3点目についてはですね、健康診断については、ぜひ聴力の検査値とはね、今後答弁でも言われてますけども、検討していただいてですね、ぜひ高齢者の方にもそういう形で、ぜひ健診の中に入れていただくということで検討していただきたいと思っております。

次の質問の2点目に移りたいと思っておりますが、道路整備についてですけども、1点目のですね、町長の答弁で、長期未着手のですね、環状線の整備計画の見直しと、当該区間のですね、補修や整備について検討するという答弁をいただきましたが、ぜひですね検討していただきたいと思っております。それで問題なのはですね、なぜやっぱり長期に亘ってですね、こういう風に放置されているのかと。そして関係する住民の皆さんはですね、やっぱりこの問題を十分に理解されていないと私は思っております。そして、共通にですね言われていることは、危険のある道路だということを言っています。左右に柵がね、むき出しになって、溝があって、落ちててもですね、おかしくない状態がですね、長い間放置されているというね、町内会の方とか、元役員の方もですね、危ないので、道路をですね、早く何とかしてほしいと言っています。私もやっぱり見てて、この間何年か見てても、やはりなぜあの道路が放置されてるのかというね疑問を感じます。ですからやっぱり町長にも、当然現場も見ていただいていると思うんですけども、その辺で町長自身もですね、どのようにあの道路をですね受け止めてるのか、お伺いしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 先ほどの答弁と重なる部分があると思っておりますけれども、もう一度ちょっと繰り返してお話をさせていただきます。環状通りにつきましては、令和元年までが計画期間である都市計画マスタープランの中では、基本方針、基本方向として、現在の都市計画道路網

を基本とした市街地内幹線道路網の適正な配置と整備を目指しますとしまして、地域別の方針では、市街地内外の幹線道路網へのアクセスを確保するため、市街地の内外幹線道路網を結ぶ外環状通りの整備を目指しますと位置付けられておりました。それが一方、令和2年から令和21年までの計画期間の第2次都市計画マスタープランの中では、これがですね、全体構想としては、既存路線の活用を含めた総合的な視点から交通ネットワークの再構築を図る。人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を見据えて、長期未着手の都市計画道路の見直しを検討いたしますと。地域別構想につきましては、環状通りについては、既存路線の交通施設の有効活用を含めた総合的な視点により、交通ネットワークの再構築を図るなど、未整備区間の都市計画道路の見直しを検討します、としております。端的に申しまして、第一次計画の中では、都市計画道路として位置付けられておりましたけれども、令和2年度からの第2次のマスタープランの中では、その計画を現状に沿った形で見直しを図っていくという位置付けに変化がされております。このことにつきましては、これまでも議員の皆さまにもご説明をさせていただいてきたところでございます。人口が減少し、また、そこにある住宅も道路に面してるところが少ない等々の現状がございますので、第1次マスタープランからの見直しを、この第2次のマスタープランの中では検討していくということになってございます。まだ、これをします、しませんという段階ではございませんけれども、社会情勢の中を踏まえて検討していくということになっております。ただ一方で、今ご指摘をいただきました、日常生活の中で危ない、困るという点につきましては、これはこの計画とはまた別の問題でございまして、今一度、現状確認をさせていただきまして、必要な修繕対策については行ってまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) はい、3番増山です。今マスタープランの件で、経過含めて歴史的なものっていうか、なるほど、そういう考え方の変更も含めてですね、お聞きしました。いずれにしてもですね、やっぱり住民の方は不安に思ってますので、まあ、今町長も最後言われてましたけども、具体的な見直しをですね、当然していただいて、やっぱり町民が危険だと思わないような、やっぱり道路なりの補修整備をですね、ぜひしていただきたいと思います。

次ですね、3点目について質問したいと思いますが、フラワー塔の件です。これについても町長の答弁の中で、車道の見通しについてですね検証して、必要か所の改善をね、検討したいと答弁しています。この辺はですね、ぜひお願いしたいと思います。昨年ですね、勤医協の美瑛友の会が、角和町長との懇談会をですね、住民要求として出されていた問題です。やっぱり先日もフラワー塔の近くの住民の方ともお話しをしたんですが、特にやっぱり視野をですね遮る危険があるという風に言っています。具体的にはですね、私が聞いている限りでは、一つは郵

便局とですね、道銀の十字路の歩道のところにあるですねフラワー塔、それから二つ目にはですね、栄町の通りから、グラウンド側から丸山通りに向かっていくと、丸山通りに入る左折するところがやっぱり車乗っていて、フラワー塔が車とかを遮るといことで危険だということ、それからまた、たまたま町外から来た方も、すごいここ見づらいよねっていうことも私のところに寄せられてた。これは3件の方がそのことを言っていました。やはり、そういう点では、国の補助も入っていますから、色んな手続上難しいこともあるかと思えますけども、ぜひやっぱり検討してですねいただきたいと。やはり当初ですね、良いと思って作ったのがですね、実際色んな不具合があって直すということはあると思うんです。特にやっぱり危険な問題についてはですね、やっぱり適切に対応するというのも大事ですし、やっぱり当初考えたものと実際に建ったものと違っているところがある訳ですから、ぜひ、その辺もですね十分ご理解の上だと思えますけども、ぜひその住民のですね声にですね、ぜひ応えてですね、いただきたいという点で、私はですね答弁を終わりたいと思えますが、最後に町長の方から一言お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) フラワータワーについてのご質問でございます。議員のご指摘、また、今お話の中でも出ましたけど町民の方々からも同様のご指摘をいただいているところでございます。当初、町の潤いですとか美観など、様々な目的があって設置されたタワーであると認識しておりまして、その時の目的、また、その時の狙いについては尊重しますし、ぜひ、あってほしいなという立場でございます。ただ、おっしゃるとおりでございます、計画導入については、これは良いものだというので導入した。しかし、その後で見栄えとかそうではなくて危険性に係るところで、少しここは不具合があるのではないかということにつきましては、手直しをしていくというのは当然のことであると思っております。国の助成もありますので、どこまでがどうか全部を直す等々、制約もある中ではございますけれども、現在では、危険であるところを再度確認いたしまして、こことここが危険であるという箇所がございましたら、撤去する方向で考えていきたいと考えております。ただ、丸々その撤去して捨ててしまっただけで良いのかという訳には、これはいかないと思えます。その活用方法も含めて、どのようにしていけば住民の方も安全であり、そして当初の事業目的にも沿う形になるのか、その辺りを検討して、来年度の事業の中で形を作っていきたいと考えているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) 3番議員の質問を終わります。

これで通告のありました質問は全て終了しました。これをもって一般質問を終わります。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第13号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長 新村 猛君 登壇）

○まちづくり推進課長（新村 猛君） 議案第13号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては51頁になります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的としております。過疎地域につきましては、昭和45年以来、4次にわたる特別措置法に基づき、各種の過疎対策が講じられてきました。

これまでの旧過疎法は、令和3年3月31日に時限法としての期限を迎え、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和3年4月、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。本町における、これまでの過疎計画は、令和3年3月31日をもって期間が満了したことから、本町の持続的発展と地域活性化等の取り組みの推進に向けて、新過疎法に基づく財政上の特別措置などを引き続き活用するために、新たに令和3年度から令和7年度までの「美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画」を定めたく、議会の議決をお願いするものであります。

最初に議案を朗読させていただき、その後、別冊の資料及び「美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画書」により内容のご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊の資料及び「美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画書」により、ご説明させていただきます。

まず、資料の6頁から9頁までの美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画についてになります。

1の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的」、2の「新過疎法の施行」及び3の「美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画」につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

4の「過疎計画策定の考え方」から、ご説明申し上げます。

1点目、今回策定の「過疎計画」は、現状の基礎数値、平成28年度から令和2年度までの旧過疎法に基づく、前5か年計画における実績や、時代に対応した新たな対策等の部分につき

まして、追加・修正などの変更を行う形で策定いたしました。

7 頁になります。2 点目、「前 5 か年計画の中で実施された代表的な事業」といたしましては、①から⑤までに記載のとおり、「産業振興」、「社会資本整備」、「福祉の向上」、「教育文化の振興」、「その他、地域の活性化」、これらに対する、ハード事業、ソフト事業について、過疎法に基づく特別措置を活用して事業を推進してまいりました。

5 の「過疎計画の概要」につきましては、「第 5 次美瑛町まちづくり総合計画」との整合を図りながら、1 3 編により構成しております。

以降のご説明につきましては、別冊の「美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画書」に沿ってご説明させていただきます。

それでは、「計画書」の 1 頁になります。1 頁から 1 5 頁までは、「1. 基本的な事項」について記載しております。そのうち、1 頁から 7 頁までは、本町の概況、人口及び産業の推移と動向や、前計画の 5 か年で取り組んできた過疎対策について記載し、将来人口の推移は、美瑛町人口ビジョンを基に記載しております。また、8 頁から 1 1 頁までは、本町の行財政状況や施設整備水準の現状等について記載しております。1 2 頁から 1 4 頁までは、地域の持続的発展の基本方針について、これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題等を踏まえた方向付けを行い、本町の将来像と、そのための基本的な施策を重点的施策として記載しております。重点的施策につきましては、過疎対策として推進していく施策 1 0 項目を設定しております。1 5 頁には、過疎対策の実効性を向上させるため、地域の持続的発展のための基本目標について、基本方針に基づき、達成すべき計画全般に関わる基本目標を数値で設定しております。目標値につきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げております、社会増減の目標を設定しております。また、「計画の達成状況の評価に関する事項」として、計画の目標の達成状況について、P D C A サイクルによる効果検証に取り組んでいくことを記載しております。さらに、将来の人口減少等を見据え、ハード整備について「公共施設等総合管理計画」との適合性の確保につきまして、全ての項目で過疎計画との整合するよう記載しております。

次に、1 6 頁から 1 9 頁までは、「2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」について記載しております。多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進や、本町の持続的発展に係る「関係人口」の創出、地域の担い手となる人材の育成などに向けた方針と、そのための施策等を記載しております。

次に、2 0 頁から 3 0 頁までは、「3. 産業の振興」について記載しております。農業・林業・商工業、観光業などの現状と問題点を踏まえた、本町の特性に応じた産業振興の方針と、そのための施策等を記載しております。

次に、3 1 頁及び 3 2 頁は、「4. 地域における情報化」について記載しております。情報通信技術の利用機会の格差是正、住民の生活の利便性の向上、医療及び教育の充実等を図るため

の方針と、その施策等を記載しております。

次に、33頁から37頁までは、「5. 交通施設の整備、交通手段の確保」について記載しております。町道等の交通施設の整備や、公共交通サービスの持続可能な提供に関する方針と、そのための施策等を記載しております。

次に、38頁から45頁までは、「6. 生活環境の整備」について記載しております。上下水道施設、廃棄物処理や住宅整備など、快適な生活環境を図るための方針と、その施策等を記載しております。

次に、46頁から50頁までは、「7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」について記載しております。保健予防、高齢者・障がい者・児童福祉の向上のための方針と、その施策等を記載しております。

次に、51頁から53頁までは、「8. 医療の確保」について記載しております。地域医療体制の確保に向けた方針と、そのための施策等を記載しております。

次に、54頁から57頁までは、「9. 教育の振興」について記載しております。本町の特性に応じた学校教育、生涯学習の振興や人材育成の充実に向けた方針と、そのための施策等を記載しております。

次に、58頁及び59頁は、「10. 集落の整備」について記載しております。市街地を除く集落の現状と問題点を踏まえ、その施策等を記載しております。

次に、60頁及び61頁は、「11. 地域文化の振興等」について記載しております。十勝岳ジオパーク構想や、日本で最も美しい村連合等の推進に向けた方針と、そのための施策について記載しております。

次に、62頁及び63頁は、「12. 再生可能エネルギーの利用の推進」について記載しております。本町の自然的特性や資源を活用した再生可能エネルギーの利用推進に向けた方針と、そのための施策について記載しております。

次に、64頁から68頁までは、「13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項」について記載しております。本町が自主的、主体的に取り組む地域の持続的発展に必要な施策として、「景観の保全、育成」、「町民参画と協働によるまちづくりの推進」、「広域・連携事業の推進」、「十勝岳防災対策」、「地域人材育成・子育て支援」の5項目のそれぞれの基本方針と、その施策について記載しております。

次に、69頁から71頁までは、各項目における過疎地域持続的発展特別事業、いわゆるソフト事業をピックアップしたものを記載しております。

最後に、「美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画参考資料」になります。この参考資料につきましては、各項目で掲載している事業の、令和3年度から令和7年度までの事業計画を整理したのになります。内容の説明につきましては、省略させていただきますが、最終18頁下段

に記載の概算事業費の総計は、139億8,020万6,000円となっております。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、質疑を行います。別冊、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の1頁から15頁まで。

1. 基本的な事項について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、16頁から19頁まで。2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、20頁から30頁まで。3. 産業の振興について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。この22頁及び23頁には、商工業の振興、企業の促進というのが掲げられております。今年の3月ですね、町長は執行方針の中で、足腰の強い産業づくりを掲げました。しかしですね、本計画ではですね、商業と工業、この二つの文字が商工業と一括りになっております。今さら言うまでもないことですが、ものづくりは一朝一夕にできるものではないと思います。ものづくりに対しては、執念と強い感性が必要ではないかと感じております。今日ですね、世の中はコスト削減が第一の流れになっていて、この流れの中に押されていっていると。本来の本当のものづくりとは逆の方向に向かっているのではないかと思うんですね。コストのみをですね追求した商品、物っていうのはですね、人の心を掴むことはできません。全国のどこに行ってもですね様々なお土産がありますけども、やはり二度買ってみようという商品の中々見つからない。すぐに飽きられてしまいます。その一方でですね、日本には実用品にですね工芸的な要素を入れて、一生使える商品を作っている数多くの職人たちがいます。したがってですね、当計画の中には、そうしたものづくりに対する考え方、思想、そして哲学、そういったもとにおいて計画は作られるべきではないかなど。そうしなければですね、この表題にあるように、過疎地域持続的発展は見えてこないのではないかなど。それが私が一番危惧するところであります。どのようなお考えでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今回のご提案させていただいております過疎地域持続的発展市町村計画でございますので、トータルの計画をこの中に盛り込んでいる形となっております。もちろん商業、工業の振興に努めていくという思いというのは、議員とも一緒でございます。美瑛町の足腰の強い商工業を発展させていかなければならないという思いはここに込めてあるつもりでございますが、全てを網羅していく中での表現の仕方としては、この中から読み取っていただくという形になるかなと思います。また、24頁、その対策の中では、各項目別に25頁、商工業の振興、起業の促進等々、中身の方にも触れさせていただいております。中見出しのところ商工業となっておりますが、これはあくまで中見出しの中の文字の制限のある中でございますので、優位性がどちらがあるとかということではなく、文字制限の中で表現のあり方として、このようにさせていただいたところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、中村です。まちづくり総合計画の中でもですね、商工業の振興というのは同じ言葉があります。ですから、これは変わっていないんですけどもね、美瑛町の現状商店街、それから製造業の実態を見ていくと、やはり、ものづくりに対する、ものづくりの産業というのがどんどん後退してるということは、誰も認めていることではないかなと思うんですね。ですから基本方針の中でもですね、起業ということは、町長は提案してる訳です。ですから、もっと一歩突っ込んでですね、商業と工業を分けて、商業というのは物を売ることですから、作ることじゃないんですね。やはり、ものづくりっていうことを、やはり全面的に打ち出して、やはり後押ししていく、大きな看板を掲げていくと。そういうまず姿勢がなければね、やはり、ものづくり、美瑛に移住して、そしてそこでものづくりをしていこうという人たちは中々現れないのではないかなと思います。陶器を作る優秀な方は活躍しておられますけどもね。それに続く、そういう職人たちがやはり中々育たないという現状はそういうところにあるのではないかなと思うんですね。どうでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ご指摘のと通りの商業、工業のそれぞれの重要性というのは十分認識しているつもりでございます。そして、起業、起こす業の方も力を入れていただいておりますけれども、新たに美瑛の中で、新しい力を使って、新しい業を起こしていただく、そこに大きな期待をかけている訳でもございます。それぞれの重要性に留意しながら進めていく施策につきましては、今後の私どもの事業の中で活かしていきたいと思っております。ただ、今回のこの過疎計画につきましては、そういう思いを込めて、ただ表現上は商工業という、一つになっておりますけれども、私どもの思いは、それぞれ商業も工業も大切にしていって、そして起業

も含めて、美瑛町全体の産業の活性化を今後とも図っていくという思いを込めて作らせていただきました。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

あらかじめご承知おき願いますが、本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了するまで会議を延長します。

次に、31頁及び32頁。4. 地域における情報化について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、33頁から37頁まで。5. 交通施設の整備、交通手段の確保について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め次に進みます。

次に、38頁から45頁まで。6. 生活環境の整備について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、46頁から50頁まで。7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、51頁から53頁まで。8. 医療の確保について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、54頁から57頁まで。9. 教育の振興について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、58頁及び59頁。10. 集落の整備について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、60頁及び61頁。11. 地域文化の振興等について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、62頁及び63頁。12. 再生可能エネルギーの利用の推進について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、64頁から68頁まで。13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、69頁から71頁まで。過疎地域持続的発展特別事業計画について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第13号の件を採決します。議案第13号、美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長(佐藤晴観議員) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) 余計なこと言わなくても終わったので、間に合っちゃったなって今思ってますけど、お疲れさまでした。何かこう、時間に何かこう追われてるような感じであれなんですけど、何とか終わったんですけど、もうちょっとゆとりを持ってやりたいなという思いがちょっとあるので、次の定例会の一般質問の時に、またちょっと考えたいなと思ってる所でございます。ギリギリになりましたが、お疲れさまでした。

午後5時00分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年11月5日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 保 田 仁

議員 山 本 賢 一